



昭和41年度決算検査報告

会計検査院

343.8
Ka186p2



D 16532

昭和 41 年度決算検査報告 目次

	ページ
第 1 章 総 論	1
第 1 節 歳入歳出決算その他の概要	1
第 1 歳入歳出決算	1
第 2 債権および債務	3
第 3 国庫金、国有財産および物品	6
第 4 政府関係機関その他の団体	8
第 2 節 検査の結果の概要	9
第 2 章 国 の 会 計	16
第 1 節 決算の検査確認	16
第 1 一 般 会 計	16
第 2 特 別 会 計	16
第 3 昭和 40 年度以前の未確認額の検査確認	19
第 2 節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了	20
第 3 節 決算額と日本銀行証明額との対照	20
第 1 一 般 会 計	20
第 2 特 別 会 計	20
第 4 節 予備費の支出に対する国会の承諾	21
第 5 節 各所管別の事項	24
第 1 総 理 府	24
(防 衛 庁)	24
第 2 法 務 省	27
不 当 事 項	27
不 正 行 為	27
職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔横浜地方法務局磯子出張所〕(1)	27
第 3 大 蔵 省	28

不 当 事 項……………29

租 税……………29

租税の徴収過不足をきたしたもの〔東京税関、麴町ほか210税務署〕(2)

—(130)……………29

第4 文 部 省……………37

不 当 事 項……………38

補 助 金……………38

国庫補助金の経理当を得ないもの〔文部省〕(131)—(133)……………38

第5 厚 生 省……………41

不 当 事 項……………44

保 險……………44

健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたものの〔釧路ほ
か63社会保険事務所〕(134)……………44

船員保険保険料の徴収不足をきたしたものの〔青森県ほか18都府県、北見
ほか2社会保険事務所〕(135)……………46

補 助 金……………47

国庫補助金の経理当を得ないもの〔青森県ほか6都府県〕(136)—(139)……………47

国民健康保険普通調整交付金の交付が適切を欠いているもの〔青森県ほ
か7府県〕(140)……………49

第6 農 林 省……………50

不 当 事 項……………59

工 事……………59

サイフォン工事の施行にあたり鋼管の価格を過大に積算したため工事費
が高価と認められるもの〔東北農政局〕(141)……………59

直轄工事の施行が設計と相違しているもの〔東北、近畿両農政局〕(142)
(143)……………60

代行工事の施行にあたり転石の破碎単価を過大に積算したため工事費が
高価と認められるもの〔北陸農政局〕(144)……………61

保 險……………63

農業共済保険事業の運営が適切でないもの〔農林省〕(145)—(152)……………63

漁船再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの〔水産庁〕(153)—(158)……………66

補 助 金……………67

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか30都
府県〕(159)—(250)……………67

国庫補助金の経理当を得ないもの〔北海道ほか15府県〕(251)—(265)……………77

農業改良資金助成補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得な
いもの〔北海道ほか12県〕(266)……………79

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか17県〕(267)……………80

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況……………82

(1) 国営かんがい排水事業の施行について……………82

(2) 国営干拓建設事業の施行について……………83

(3) 国有林野の交換について……………83

第7 通 商 産 業 省……………85

不 当 事 項……………87

補 助 金……………87

工業用水道事業費補助金の経理当を得ないもの〔通商産業省〕(268)……………87

中小企業設備近代化補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得
ないもの〔北海道ほか5府県〕(269)—(274)……………88

そ の 他……………89

高度化資金貸付金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの
〔北海道ほか3府県〕(275)—(281)……………89

第8 運 輸 省……………92

不 当 事 項……………93

工 事……………93

工事の施行にあたり発生材の活用に対する配慮を欠いたため不経済と
なっているもの〔第二港湾建設局〕(282)……………93

補 助 金……………95

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔岩手ほか9県〕
(283)—(298)……………95

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔山形ほか2県〕(299)98

第9 郵 政 省.....99

不 当 事 項..... 100

不 正 行 為..... 100

職員の不正行為により国に損害を与えたもの〔名古屋ほか41郵便局〕
(300)―(304) 100

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況..... 102

小包配達業務の運営について 102

第10 勞 働 省..... 104

不 当 事 項..... 105

保 險..... 105

労働者災害補償保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか28労働基準局〕(305) 105

失業保険保険料の徴収不足をきたしたもの〔北海道ほか29都府県〕(306) 107

保険給付の適正を欠いたもの〔札幌公共職業安定所ほか125箇所〕(307) 108

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況..... 110

都道府県労働基準局および労働基準監督署における経理について 110

第11 建 設 省..... 111

不 当 事 項..... 113

補 助 金..... 113

公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの〔北海道ほか21府県〕(308)―(332) 113

災害復旧事業費の査定額を減額させたもの〔北海道ほか15県〕(333) 116

第6 節 会計事務職員に対する検定..... 119

第1 出納職員に対する検定..... 119

第2 物品管理職員に対する検定..... 120

第3章 政府関係機関その他の団体の会計..... 121

第1 節 決算の検査完了..... 121

第2 節 各機関別の事項..... 122

第1 日本専売公社..... 122

第2 日本国有鉄道..... 124

不 当 事 項..... 128

工 事..... 128

道床碎石の積込費等の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道札幌工事事局〕(334) 128

コンクリート打設用さん橋の仮設工事費等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの〔日本国有鉄道東京第二工事事局〕(335) 129

改善の意見を表示した事項..... 132

検修庫等の鉄骨工事の設計等について 132

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況..... 135

自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用について 135

第3 日本電信電話公社..... 136

不 当 事 項..... 138

工 事..... 138

鉄塔新設工事の施行にあたり実情に即さない標準単価を適用して積算したため工事費が高価と認められるもの〔日本電信電話公社近畿、関東両電気通信局〕(336) 138

物 件..... 139

既設ワイパの修理再用を考慮しないで新品を購入したため不経済となっているもの〔日本電信電話公社〕(337) 139

改善の意見を表示した事項..... 140

保全強化工事等における屋外線および屋内線の取替工事費の積算について 140

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況..... 142

工食用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付けの請負契約
について…………… 142

第4 国民金融公庫…………… 144

第5 住宅金融公庫…………… 146

第6 農林漁業金融公庫…………… 148

第7 中小企業金融公庫…………… 151

第8 北海道東北開発公庫…………… 153

第9 公営企業金融公庫…………… 155

第10 中小企業信用保険公庫…………… 157

第11 医療金融公庫…………… 159

第12 日本開発銀行…………… 160

第13 日本輸出入銀行…………… 162

第14 海外経済協力基金…………… 164

第15 日本住宅公団…………… 166

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況…………… 167

土地買取予定価格の評定について…………… 167

第16 愛知用水公団…………… 169

第17 日本道路公団…………… 171

改善の意見を表示した事項…………… 173

高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について…………… 173

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する
処置状況…………… 175

高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について…………… 175

第18 首都高速道路公団…………… 177

改善の意見を表示した事項…………… 178

高速道路建設工事の予定価格の積算について…………… 178

第19 阪神高速道路公団…………… 181

第20 水資源開発公団…………… 183

第21 日本鉄道建設公団…………… 185

第22 雇用促進事業団…………… 187

第23 年金福祉事業団…………… 190

第24 畜産振興事業団…………… 192

第25 産炭地域振興事業団…………… 195

第26 日本原子力研究所…………… 197

第27 東北開発株式会社…………… 199

第28 電源開発株式会社…………… 201

第29 日本航空株式会社…………… 203

第30 日本放送協会…………… 205

第3節 会計事務職員に対する検定…………… 207

第1 現金出納職員に対する検定…………… 207

第2 物品管理職員に対する検定…………… 207

付 表…………… 208

第1 昭和41年度一般会計決算未確認額表…………… 208

第2 既往年度一般会計決算未確認額表…………… 210

第3 既往年度各特別会計決算未確認額表…………… 213

第1章 総論

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づき、昭和41年度決算検査報告を作成した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、国の財産に関する事項、会計事務職員に対する検定、改善の意見を表示した事項等のほか、会計検査院法その他の法律により検査を行なっているものの検査事項を掲記した。

第1節 歳入歳出決算その他の概要

第1 歳入歳出決算

昭和41年度歳入歳出決算は、42年10月21日これを受領し、その検査を了して42年11月30日内閣に回付した。

一般会計決算額および各特別会計決算額の総計は、次表のとおり

	一般会計 千円	特別会計(45) 千円	総計 千円
歳入	4,552,146,388	8,658,349,278	13,210,495,666
歳出	4,459,195,650	7,669,892,357	12,129,088,008
歳入超過	92,950,737	988,456,921	1,081,407,658

であって、一般会計の歳入超過は929億5073万余円であるが、これを前年度の歳入超過500億8001万余円に比べると428億7072万余円の増加を示している。

(歳入)

昭和41年度一般会計の歳入決算額は、前記のとおり4兆5521億4638万余円であるが、このうちには財政法(昭和22年法律第34号)第4条第1項但し書の規定により公共

事業費、出資金および貸付金の財源に充てるため発行された公債の収入金 6655 億 5000 万円が含まれている。また、収納未済額は 13 億 9631 万余円で、そのおもなものは、公共事業費負担金 5 億 5535 万余円、弁償及返納金 3 億 4312 万余円である。いま、一般会計の収納未済額に国税収納金整理資金の取扱い分を含めて収納未済額を計算するとその徴収決定済額に対する割合は 3.7% に当たり、前年度の 3.4% に比べて増加している。

国税収納金整理資金への受入金の徴収決定済額は 3 兆 6610 億 4162 万余円、収納済額は 3 兆 4744 億 0014 万余円、収納未済額は 1836 億 1496 万余円であって、収納未済額の徴収決定済額に対する割合は 5% に当たり、前年度の 4.3% に比べて増加している。

各特別会計の収納未済額は 252 億 5458 万余円で、そのおもなものは、国有林野事業の業務収入で延納を認められているものなどを除くと、

厚生保険の保険料収入	100 億 3048 万余円
開拓者資金融通の償還金収入	19 億 4918 万余円
失業保険の保険料収入	19 億 2875 万余円
労働者災害補償保険の保険料収入	14 億 3797 万余円
厚生保険の雑収入	11 億 7105 万余円
失業保険の雑収入	5 億 4659 万余円

である。

一般会計および各特別会計の収納未済額に国税収納金整理資金の収納未済額を合計すると 2102 億 6587 万余円であるが、このほかに既往年度の収納未済額で本年度においてもなお収納にいたらなかったものが 777 億 8042 万余円に上っており、そのうち大部分を占めるものは国税収納金整理資金の分 526 億 6395 万余円である。

(歳 出)

昭和 41 年度一般会計の歳出決算額は、前記のとおり 4 兆 4591 億 9565 万余円であるが、予算執行の結果、予算の翌年度に繰り越された額は 390 億 8412 万余円で、そのおもな

ものは、

住宅建設事業費	48 億 0365 万余円
道路整備事業費	40 億 0168 万余円
工業用水道事業費	29 億 5946 万余円
港湾事業費	25 億 5628 万余円
治水事業費	25 億 4889 万余円
特殊対外債務処理費	22 億 7463 万余円

であり、また、不用となった額は 215 億 1526 万余円で、そのおもなものは、

職業転換対策事業費	41 億 1922 万余円
国 債 費	31 億 6224 万余円
中小企業対策費	11 億 4816 万余円

である。

第2 債権および債務

(債 権)

昭和 41 年度債権現在額総計算書における債権の年度末現在額は、次表のとおり

区 分	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差 引 き 増 千円
歳 入	452,780,549	437,403,792	15,376,756
歳 入 外	6,036,159	5,707,602	328,556
積 立 金	842,294,785	791,166,778	51,128,007
国民年金印紙	5,369,400	4,123,782	1,245,617
資 金	5,309,687,522	4,391,987,514	917,700,007
計	6,616,168,417	5,630,389,471	985,778,946

であって、前年度末現在額に比べると 9857 億 7894 万余円の増加を示しており、そのおもな事由は、歳入において、国有林野事業特別会計の林産物売払代債権、積立金において、簡易生命保険及郵便年金特別会計の公共団体貸付金債権、資金において、一般会計

の各税受入金債権、資金運用部特別会計の政府関係機関貸付金債権、地方公共団体貸付金債権、特別法人貸付金債権および電源開発株式会社貸付金債権が増加したためである。

(債 務)

昭和41年度一般会計国の債務に関する計算書 および 各特別会計債務に関する計算書における債務の年度末現在額は、次表のとおり

種 別	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差 引 き 増△減 千円
予算総則で債務負担の限度額が定められているものに係る債務負担額	56,868,059	41,157,173	15,710,885
歳出予算の繰越債務負担額	39,105,783	39,077,686	28,097
保険給付の繰越債務額	87,586	103,731	△ 16,144
財政法第14条の2第1項の規定に基づく継続費による債務負担額	23,786,195	17,474,705	6,311,489
財政法第15条第1項の規定に基づく国庫債務負担行為	248,476,706	243,311,303	5,165,402
財政法第15条第2項の規定に基づく国庫債務負担行為	99,128		99,128
法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)	407,388,057	442,861,985	△ 35,473,928
公 債	1,477,110,067	744,857,052	732,253,015
内 国 債	1,424,547,431	689,517,729	735,029,702
外 国 債	52,562,636	55,339,323	△ 2,776,686
英 貨 債	16,050,328 (15,922,945)	17,488,989 (17,350,187)	△ 1,438,660 (△ 1,427,242)
米 貨 債	14,387,840 (39,966,222)	15,725,196 (43,681,100)	△ 1,337,355 (△ 3,714,877)
仏 貨 債	8,467 (11,611)	9,137 (12,531)	△ 670 (△ 920)
ス イ ス 貨 債	4,116,000 (50,000,000)	4,116,000 (50,000,000)	
ド イ ツ 貨 債	18,000,000 (200,000,000)	18,000,000 (200,000,000)	
借 入 金	362,773,925	302,345,748	60,428,177

種 別	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差 引 き 増△減 千円
邦 貨 借 入 金	326,064,957	265,319,373	60,745,583
外 貨 借 入 金(米貨)	36,708,968 (101,969,355)	37,026,374 (102,851,041)	△ 317,406 (△ 881,685)
短 期 証 券	823,449,000	718,200,000	105,249,000
他会計への繰入未済金	70,334,857	62,128,052	8,206,804
未 納 付 益 金	6,152,154	5,397,471	754,683
保証債務(損失補償に係る債務を含む。)	1,674,709,399	1,280,386,207	394,323,192
予算総則で保証の限度額が定められているものに係る保証債務負担額	1,670,992,205	1,278,233,252	392,758,952
法律、条約等で保証の権能額が定められているものに係る保証債務負担額	3,717,194	2,152,954	1,564,240
計	5,190,340,922	3,897,301,118	1,293,039,804

備考 外国債および外貨借入金は邦貨換算額によるものであり、()内で当該外貨額を示し、その単位は、英貨についてはポンド、米貨についてはドル、仏貨については千フラン、スイス貨についてはスイス・フラン、ドイツ貨についてはドイツ・マルクである。

であって、前年度末現在額に比べると、公債、保証債務(損失補償に係る債務を含む。)、短期証券、借入金等が増加を示し、法律、条約等で債務の権能額が定められているものに係る債務負担額(公債及び借入金に係るものを除く。)等が減少を示している。

公債の年度中の増減のおもなものは、増においては公共事業費、出資金および貸付金の財源に充てるため発行したもの6750億円、農地被買収者等に対する給付金として交付するため発行したもの793億6542万余円、アジア開発銀行に出資する通貨代用国庫債券として発行したもの36億円であり、減においては内国債を償還したもの419億6467万余円、英貨債を償還したもの14億3866万余円である。

また、借入金の年度中の増減のおもなものは、増においては資金運用部資金からの借入れ1698億9641万余円、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金からの借入れ30億円であり、減においては資金運用部資金への償還1109億8671万余円である。

第3 国庫金、国有財産および物品

(国庫金)

昭和42年3月末における日本銀行政府預金勘定残高は、前年同期に比べると次表のとおりである。

種別	42年3月末現在 千円	41年3月末現在 千円	差引き増△減 千円
当座預金	169,166,800	92,323,847	76,842,952
別口預金	42,329,884	30,006,794	12,323,089
指定預金	2,707,684	3,368,253	△ 660,568
小額紙幣引換準備預金	493	493	
計	214,204,863	125,699,389	88,505,474

(国有財産)

昭和41年度国有財産増減及び現在額総計算書における国有財産の年度末現在額は、次表のとおり

区分	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差引き増△減 千円	
土地	1,711,535,884	1,611,302,012	100,233,872	
立木竹	613,361,488	613,105,696	255,792	
建物	697,604,673	610,010,225	87,594,448	
工作物	436,506,704	374,017,249	62,489,454	
機械器具	1,407,790	1,464,974	△ 57,183	
船舶	117,988,008	102,398,971	15,589,036	
航空機	100,470,265	88,901,246	11,569,018	
地上権等	543,796	500,585	43,211	
特許権等	678,942	669,912	9,030	
政府出資等	1,836,423,771	1,683,676,364	152,747,406	
計	5,516,521,325	5,086,047,236	430,474,088	
内訳	行政財産	3,130,241,853	2,849,167,128	281,074,724
	普通財産	2,386,279,471	2,236,880,107	149,399,363

であって、前年度末現在額に比べると4304億7408万余円の増加を示している。

年度中における増加額は5730億7109万余円で、そのおもな事由を示すと、出資1597億2114万余円、建物の新築589億5516万余円、工作物の新設412億5513万余円、船舶等の新造217億9137万余円、土地等の購入181億6650万余円で、ほかに価格改定によるもの1121億6017万余円があり、減少額は1425億9700万余円で、そのおもな事由を示すと、土地等の売却174億7330万余円、出資金回収89億2428万余円、立木竹の実査71億5911万余円、土地等の出資63億8707万余円、土地等の交換49億4376万余円である。

また、昭和41年度国有財産無償貸付状況総計算書における年度末無償貸付額は、前年同期に比べると次表のとおりである。

区分	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
土地	70,984,029	67,910,426	3,073,603
立木竹	625,312	627,212	△ 1,899
建物	447,407	492,029	△ 44,621
工作物	272,935	275,504	△ 2,568
計	72,329,685	69,305,172	3,024,512

(物品)

昭和41年度物品増減及び現在額総計算書における物品の年度末現在額は、次表のとおり

品目別	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
電気機器	10,937,525	9,330,122	1,607,402
通信機器	17,875,732	14,525,729	3,350,003
工作機器	4,425,954	3,853,035	572,918
木工機器	182,335	160,763	21,572
土木機器	22,064,361	23,245,119	△ 1,180,757
試験及び測定機器	57,415,625	46,847,256	10,568,369
荷役運搬機器	4,743,109	4,777,223	△ 34,114
産業機器	24,013,428	22,551,783	1,461,644

品 目 別	41年度末現在額 千円	40年度末現在額 千円	差 引 き 増△減 千円
船 舶 用 機 器	414,728	440,883	△ 26,154
車 両 及 び 軌 条	83,527,695	81,381,232	2,146,462
医 療 機 器	14,639,792	11,855,644	2,784,147
特 殊 用 途 機 器	1,972,759	1,679,236	293,522
雑 機 器	19,602,145	16,321,109	3,281,036
防 衛 用 武 器	30,181,870	24,433,027	5,748,842
防 衛 用 施 設 機 器	8,372,657	7,835,929	536,728
防 衛 用 電 気 通 信 機 器	21,807,564	17,912,614	3,894,950
防 衛 用 航 空 機 用 機 器	15,775,978	14,401,653	1,374,324
防 衛 用 船 舶 用 機 器	1,240,572	1,260,019	△ 19,447
防 衛 用 衛 生 器 材	365,228	304,790	60,438
防 衛 用 一 般 機 器	8,920,632	8,502,399	418,233
計	348,479,697	311,619,574	36,860,123

であって、前年度末現在額に比べると368億6012万余円の増加を示している。

年度中における増加額は1018億8484万余円で、そのおもなものは、土木機器280億2569万余円、車両及び軌条152億9741万余円、試験及び測定機器119億1097万余円であり、また、減少額は650億2472万余円で、そのおもなものは、土木機器292億0645万余円、車両及び軌条131億5095万余円、防衛用航空機用機器36億6603万余円である。

第4 政府関係機関その他の団体

会計検査院法その他の法律によって会計の検査を行なったものは、政府関係機関13、国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計71（閉鎖機関に指定されまたは解散して清算中のもの10を含む。）、法律によりとくに会計検査院の検査に付するものと定められた会計1、国が資本金の一部を出資しているものの会計1、国が資本金を出資したものがさらに出資しているものの会計1のほか、国から補助を受けている都道府県、市町村、各種組合等の会計である。

第2節 検査の結果の概要

昭和41年度の歳入、歳出等に関し、国および政府関係機関等から提出された計算書22万余冊および証拠書類5814万余枚について書面検査を行ない、また、41年11月から42年10月までの間に、2千7百余の官署等について3万4千余人日をもって実地に検査を施行し、関係者に対し8千余件の質問を發した。

（不 当 事 項）

検査の結果、不当事項として記載するものを所管別または政府関係機関別にあげると次表のとおり合計337件である。

所管または政府 関係機関	租 税 件	工 事 件	物 件 件	保 險 件	補 助 金 件	不正行 為 件	その他 件	計 件
法 務 省						1		1
大 蔵 省	129							129
文 部 省					3			3
厚 生 省				2	5			7
農 林 省		4		14	109			127
通 商 産 業 省					7		7	14
運 輸 省		1			17			18
郵 政 省						5		5
労 働 省				3				3
建 設 省					26			26
日本国有鉄道		2						2
日本電信電話 公社		1	1					2
計	129	8	1	19	167	6	7	337

これらの不当事項をその態様別にみると、

租税収入の徴収不足をきたしたものなど	129件	540百万円
工事施行等の計画が適切を欠いたため不経済となつてい ると認められたもの	2件	10百万円
工事費の積算が適切を欠いたため契約額が高価に過ぎた と認められたもの	5件	17百万円
工事の監督および検査が適切でなかったため支払が過大 となっているもの	2件	4百万円
保険料の徴収不足をきたしたまたは保険金等の支払が適正 を欠いたものなど	19件	197百万円
補助事業の実施および経理が適切を欠いたもの	164件	133百万円
職員の不正行為により国に損害を与えたもの	6件	27百万円
そ の 他	7件	12百万円
また、 災害復旧事業費の査定額を減額是正させたもの	3件	397百万円

となっている。

上記のうち、おもなものの概要を述べると次のとおりである。

(租税収入について)

税務署等において、申告書等についての調査が十分でなかったこと、法令の適用、税額の計算等を誤ったこと、課税資料の収集、活用が適確でなかったことにより、源泉所得税において配当、賞与、申告所得税において譲渡所得、資産所得の合算、雑所得等、法人税において減価償却、退職給与引当金、同族会社の留保所得等に関する処理が適切でなかったためひいて租税の徴収不足をきたしたのものなどである。

(工事施行等の計画について)

事業の着手にあたり配慮が十分でなかったため不経済な結果となっているものであつて、

運輸省で、在来の突堤を除去する工事の施行にあたり他の関連工事に使用することが
できる多量の石材が発生するのに、これを活用しないで海中に投棄したもの
日本電信電話公社で、摩耗した部分だけを取り替えるなどして修理すれば十分再
用することができる交換機用部品を廃棄することとして新品を購入したもの
である。

(工事費の積算について)

積算は、単なる所要経費の見込計算であるにとどまらず、契約価額決定の基礎となる
重要な経理処理であつて、適正な積算なくしては適正な契約価額の決定は期しがたいも
のである。しかして、積算にあつては、施行現場の状況等を的確には握して適切な作
業の方法、作業機械の能力、資材の所要量等を検討し、また、資材についてその供給の
実情を十分調査して適切な価格を適用すべきであり、さらに、これら計算の過程におい
て計算誤りなどの誤りをおかすことのないよう十分注意すべきであるのに、これら
の配慮を欠いたため、結局、契約額が高価となつたと認められるものであつて、

農林省で、サイフォン工事に使用する普通圧管の価格を水道用鋼管の市販価格によ
るべきであつたのに水力発電に使用する特殊な水圧鉄管の加工費の計算方式により
算定したもの、道路の災害復旧工事の施行にあたり転石を必要以上に小さく破碎す
ることとするなどして転石の破碎費を過大に見込んだもの

日本国有鉄道で、道床碎石運搬撒布工事の碎石の積込みはトラクタショベルによる
のが経済的であつたのにベルトコンベヤによることとしたもの、線路路盤復旧工事
のコンクリート打設のため仮設するさん橋について実情にそわない架設方法を見込

むなどしたもの

日本電信電話公社で、鉄塔新設の各種工事について作業の実態に即さない標準単価を適用したもの

である。

(工事の監督および検査について)

契約は、適切な監督により適正な履行が確保され、給付の完了を確認する検査の結果に基づいて対価の支払をすることとなっているものである。しかしながら、工事現場における監督が必ずしも十分に行き届かず、施行が不良となっていて設計に比べて強度が低下しているのに、検査にあたりそれに気付かず、契約どおり給付が完了したこととしているものであって、

農林省で、取水ぜきのコンクリート工事において締固めや打継ぎが十分でなかったため内部に空げきを生じているもの、道路の舗装工事において施行条件として適当でない時に施行したためアスファルトコンクリート等の下部が固結しないでぜい弱となっており、全面的にき裂を生じ、各所が破損しているもの、道路の石垣工事において石積みの施行が粗雑なばかりでなく胴込ぐり石も少量しか施行していないもの

である。

(保険について)

国が特別会計を設けて経営する保険事業に関するもので、

厚生省の健康保険、厚生年金保険、船員保険、労働省の労働者災害補償保険、失業保険において、保険料算定の基礎となる被保険者の報酬についての調査が十分でなかったため保険料の徴収不足をきたしたもの

労働省の失業保険、農林省の漁船再保険において、保険給付の原因となる事実の調

査が十分でなかったため保険金等の支払が適正を欠いたもの

農林省の農業共済再保険において、農業共済組合が共済金の全部または一部を組合員に支払わず、または補償対象外のものを含めて共済金を配分するなど共済事業の運営が適切でないもの

である。

(補助金について)

地方公共団体等が国の補助を受けて施行している各種事業は農林、建設、運輸各省所管の公共事業関係をはじめきわめて多数に上っているが、

農林、運輸、建設各省所管の公共事業関係については、災害復旧等の事業において工事の施行が不良となっているものなど

その他の補助については、文部省の初等中等教育助成事業等、厚生省の法定伝染病予防事業、簡易水道等施設整備事業、農林省の農業構造改善事業等において精算が過大なもの、工事の施行が不良なもの、補助の対象と認められないものなど、および農林省の農業改良資金助成補助金や通商産業省の中小企業設備近代化補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営が適切を欠きひいて補助の目的にそわない結果となっていると認められるもの

などである。

(職員の不正行為について)

法務省で、地方法務局出張所の職員が収入印紙等を領得したもの

郵政省で、郵便局の窓口で現金受払事務に従事している内務員や局外で集金事務に従事している外務員がその取扱いにかかる現金を領得したものなど

である。

(改善の意見を表示した事項)

検査の結果、会計検査院法第36条の規定により公社、公団の責任者に対し法令、制度または行政に関して改善の意見を表示したものが4件あり、その内訳は

日本国有鉄道の検修庫等の鉄骨工事の設計に関するもの

日本電信電話公社の保全強化工事等における屋外線、屋内線取替工事費の積算に関するもの

日本道路公団の高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等に関するもの

首都高速道路公団の高速道路建設工事の予定価格の積算に関するものである。

上記の不当事項または改善の意見を表示した事項のほか、検査の結果、今後予算の執行等にあたり留意を要すると認めたものを各所管別または機関別に掲記した。

いま、その概要を述べると次のとおりである。

事業の計画、設計および積算については、

防衛庁で自衛隊の未使用通信回線を活用するよう配慮の要があるもの

農林省の林道の開設について適切な計画を立てて工事を施行するよう配慮の要があるもの

日本鉄道建設公団の高架橋等の高欄工事の設計について検討の要があるもの

文部省の国立学校施設整備のための土木工事、日本国有鉄道の舗装コンクリート取りこわし工事の工事費の積算について配慮の要があるもの

財産、物品の調達、管理については、

防衛庁の航空機部品、運輸省の航空保安施設、郵政省の郵便書簡、日本国有鉄道の電気関係工事用資材について、調達量の決定や取得後の管理等が適切を欠いている

ので、経済的な調達と適切な管理について配慮の要があるもの

資金の貸付けについては、

農林漁業金融公庫の土地取得資金、年金福祉事業団の厚生年金保険施設資金貸付金について、貸付金が過大になっていたり、借受者が事業を実施しなかったり、借受申込の目的以外に使用したりしているものなどがあるので、貸付けの決定および貸付け後の管理について適正を期する要があるもの

補助金の交付については、

文部省の補助を受けて市町村が行なう要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業が適期に行なわれておらず補助の趣旨が十分生かされていなかったり、農林省の補助を受けて都道府県が利子補給を行なっている農業近代化資金の貸付対象事業が実施されていなかったり、畜産振興事業団の学校給食用牛乳供給事業に対する補助金が補助の本旨からみて適当でないものに交付されていたりしているなど補助の目的にかなっていないものについて適切な指導を行なうよう配慮の要があるもの

農林省の補助を受けて市町村等が施行している草地改良事業、農業構造改善事業について、計画的に事業を実施するとともに事後の管理も適切に行なって事業の効果をあげるよう配慮の要があるもの

厚生省の都道府県等に対して交付した補助金等の額の確定が遅延しているのもその事務処理の促進について配慮の要があるもの

厚生省の補助を受けて市町村等が設置したし尿処理施設について、設置後の管理を適切に行なって事業の効果が発揮されるよう配慮の要があるもの

などである。

第2章 国の会計

第1節 決算の検査確認

第1 一般会計

		決 算 額	左のうち未確認額
		円	円
歳 入		4,552,146,388,197	
歳 出		4,459,195,650,640	25,750,426,800

上記決算額は、未確認額を除いてこれを検査確認した。未確認額の内訳は

事 由	歳 出
	円
前金払の精算未了	17,556,596,800
概算払の精算未了	8,193,830,000
計	25,750,426,800

であり、その各科目の金額および未確認とした理由は付表第1のとおりである。

第2 特別会計

所管および会計名	決 算 額	
	歳 入	歳 出
	円	円
大 蔵 省		
造 幣 局	6,366,287,575	6,368,689,069
印 刷 局	16,375,169,583	13,767,674,713
資 金 運 用 部	355,032,211,669	353,127,512,923
国 債 整 理 基 金	733,330,668,212	671,436,456,344
貴 金 属	3,489,119,385	315,542,713
外 国 為 替 資 金	23,093,930,088	16,501,236,292
産 業 投 資	70,657,663,936	67,224,488,416
経 済 援 助 資 金	909,825,631	130,000,000
余 剰 農 産 物 資 金 融 通	3,871,030,249	3,429,371,186
賠 償 等 特 殊 債 務 処 理	33,880,177,459	22,329,657,103

所管および会計名	決 算 額	
	歳 入	歳 出
	円	円
国有財産特殊整理資金	1,342,647,765	
地 震 再 保 険	409,472,624	5,799,075
大 蔵 省 及 び 自 治 省		
交付税及び譲与税配付金	925,728,274,521	925,192,373,740
文 部 省		
国 立 学 校	193,552,298,652	197,302,841,720
厚 生 省		
厚 生 保 険		
健 康 勘 定	369,357,796,485	368,311,774,625
日 雇 健 康 勘 定	46,035,777,214	45,952,120,844
年 金 勘 定	475,613,598,992	57,681,749,997
業 務 勘 定	14,113,968,689	13,979,978,576
船 員 保 険	27,217,672,435	18,083,175,487
国 立 病 院	37,101,287,794	35,904,769,282
あ ゝ ん	874,538,615	275,892,316
国 民 年 金		
国 民 年 金 勘 定	61,433,212,952	2,859,086,930
福 祉 年 金 勘 定	49,889,389,111	47,160,188,387
業 務 勘 定	39,853,229,910	39,626,696,412
農 林 省		
食 糧 管 理		
国内米管理勘定	1,376,183,839,487	1,375,852,029,673
国内麦管理勘定	68,969,343,095	68,916,162,539
輸入食糧管理勘定	188,189,097,379	183,102,603,753
農産物等安定勘定	9,916,633,818	9,916,633,818
輸入飼料勘定	58,421,596,849	56,706,026,930
業 務 勘 定	34,809,736,273	34,688,454,501
調 整 勘 定	1,156,677,301,309	1,156,677,301,309
農 業 共 済 再 保 険		

所管および会計名	決 算 額	
	歳 入 円	歳 出 円
再保険金支払基金勘定	306,267,829	305,250,000
農業勘定	25,559,978,042	24,007,791,592
家畜勘定	3,006,990,127	2,093,199,424
業務勘定	180,373,899	173,160,814
森林保険	1,604,289,568	493,214,077
漁船再保険		
普通保険勘定	7,681,907,881	4,858,987,974
特殊保険勘定	188,645,785	113,418,616
給与保険勘定	33,668,223	17,596,658
業務勘定	82,577,998	82,200,102
自作農創設特別措置	4,024,140,109	1,929,873,275
開拓者資金融通	10,141,269,152	8,572,634,451
国有林野事業		
国有林野事業勘定	114,921,501,115	105,607,738,308
治山勘定	18,854,875,647	18,823,970,534
糸価安定	5,963,062,793	39,545,040
中小漁業融資保証保険	1,505,709,224	116,246,631
特定土地改良工事	33,942,236,989	30,379,125,380
通商産業省		
アルコール専売事業	6,504,521,572	5,468,747,885
輸出保険	22,318,690,182	12,301,458,757
機械類賦払信用保険	1,207,526,227	703,392,398
中小企業高度化資金融通	6,344,787,814	4,577,428,637
運輸省		
木船再保険	363,089,776	124,270,927
自動車損害賠償責任再保険		
保険勘定	98,811,551,993	24,318,355,202
保障勘定	4,827,277,312	416,021,937
業務勘定	161,080,667	160,653,584

所管および会計名	決 算 額	
	歳 入 円	歳 出 円
港湾整備		
港湾整備勘定	58,549,306,109	56,329,682,968
特定港湾施設工事勘定	3,001,933,104	2,646,238,629
自動車検査登録	2,332,536,071	2,160,187,302
郵政省		
郵政事業	436,580,346,729	431,094,943,242
郵便貯金	221,522,029,988	184,251,753,228
簡易生命保険及郵便年金		
保険勘定	364,384,788,048	201,502,110,103
年金勘定	3,827,527,791	2,400,081,654
労働省		
労働者災害補償保険	111,473,963,141	75,212,990,586
失業保険	169,594,324,401	151,818,688,770
建設省		
道路整備	395,973,978,206	391,886,639,995
治水		
治水勘定	116,342,806,497	115,395,966,653
特定多目的ダム建設工事勘定	17,027,542,303	15,427,646,319
都市開発資金融通	1,505,378,641	1,254,857,123
計	8,658,349,278,709	7,669,892,357,448

上記各特別会計決算額は、これを検査確認した。

第3 昭和40年度以前の未確認額の検査確認

昭和40年度以前の一般会計および各特別会計の歳入歳出決算のうちの未確認額で、なお検査確認するにいたらないものは合計13,247,360,470円であつて、その他のものはこれを検査確認した。なお検査確認するにいたらないものの各科目の金額および理由は付表第2および第3のとおりである。

第2節 国税収納金整理資金受払計算書の検査完了

		受 払 額 円
受 入	取 納 済 額	3,474,400,145,946
支 払	支払命令済額	88,794,680,422
	歳入組入額	3,379,289,856,228

上記受払額は、これを検査完了した。

第3節 決算額と日本銀行証明額との対照

第1 一般会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり 不 符 合 が あ る。

歳 入 決 算 額 円	日 本 銀 行 証 明 額 円	決算額に対する日本 銀行証明額の差減 円
4,552,146,388,197	4,552,145,787,449	600,748

上記は、

出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの 627,049 円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し 627,049 円減となっているが、他方、

旧臨時軍事費特別会計所属の歳入金を 41 年度歳入として払い込んだもの 26,301 円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し 26,301 円増となっている結果、差引き前記のとおり 600,748 円の差減を生じたものである。

第2 特別会計

決算額と日本銀行証明額とを対照した結果、歳入において次表のとおり 不 符 合 が あ

る。

所管および会計名	歳 入 決 算 額 円	日 本 銀 行 証 明 額 円	決算額に対する日 本銀行証明額の差 増 円
厚 生 省			
国立病院	37,101,287,794	37,101,405,794	118,000
農 林 省			
国有林野事業	133,776,376,762	133,779,503,592	3,126,830

上記は、

国立病院特別会計においては、

42 年度歳入を 41 年度歳入として誤納したもの 118,000 円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し 118,000 円の差増を生じたものであり、

国有林野事業特別会計においては、

出納整理期限までに日本銀行に払込未済のもの 3,730,288 円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し 3,730,288 円減となっているが、他方、

前年度において出納整理期限までに払込未済であったものを 41 年度において

払い込んだもの 6,857,118 円

があったため、日本銀行証明額は決算額に対し 6,857,118 円増となっている結果、差引き前記のとおり 3,126,830 円の差増を生じたものである。

なお、郵政事業特別会計では、他の会計と異なり、その歳入歳出を日本銀行において歳入または歳出として取り扱わないものがあるため、決算額と日本銀行証明額とは符合していない。

第4節 予備費の支出に対する国会の承諾

昭和 41、42 両年度における予備費使用決定額で国会の承諾を受ける 手 続 を と っ て い ないものは、42 年 11 月 24 日現在で次表のとおりである。

1. 41年度分

(1) 一般会計

所管	使用決定額 千円	所管	使用決定額 千円
国会	59,137	農林省	1,663,400
会計検査院	14,285	運輸省	215,609
総理府	503,037	労働省	28,000
法務省	588,114	建設省	2,337,726
大蔵省	76,113	自治省	5,360,362
文部省	1,037,000		
厚生省	4,158,192	計	16,040,975

(2) 特別会計

所管会計名	使用決定額 千円	所管会計名	使用決定額 千円
大蔵省 賠償等特殊債務処理	6,114	普通保険勘定	250,000
厚生省 厚生保険		国有林野事業	
年金勘定	4,928,593	国有林野事業勘定	1,367,945
船員保険	271,436	通商産業省 輸出保険	2,847,342
国立病院	67,477	郵政省 郵政事業	1,605,500
農林省 食糧管理		郵便貯金	3,000,000
国内米管理勘定	4,000,000	労働省 労働者災害補償保険	1,874,000
輸入食糧管理勘定	305,437	失業保険	146,445
森林保険	23,802	計	20,694,091
漁船再保険			

2. 42年度分

(1) 一般会計

所管	使用決定額 千円	所管	使用決定額 千円
内閣	174,546	厚生省	207,472
総理府	82,090	農林省	5,986,263
法務省	7,467	運輸省	196,345
外務省	27,000	建設省	13,439,584
大蔵省	3,600,000	自治省	414,580
文部省	234,729	計	24,370,076

(2) 特別会計

所管会計名	使用決定額 千円	所管会計名	使用決定額 千円
農林省 食糧管理		運輸省 港湾整備	
国内米管理勘定	75,000,000	港湾整備勘定	116,200
国有林野事業		建設省 道路整備	2,003,100
国有林野事業勘定	199,674	治水	
治山勘定	481,236	治水勘定	2,020,613
特定土地改良工事	574,624	計	80,395,447

第5節 各所管別の事項

第1 総 理 府

(防 衛 庁)

(一 般 会 計)

昭和41年度(組織)防衛本庁の支出済歳出額は3246億1810万余円で、19億0442万余円を翌年度へ繰り越し、7億4905万余円を不用額としている。国庫債務負担行為および継続費に基づく債務負担額は699億3695万余円で、既往年度からの繰越債務額を加えると債務総額は1543億4336万余円となるが、41年度中に債務の消滅したものが712億7934万余円あるので、翌年度以降に繰り越した債務額は830億6401万余円となっている。

41年度は37年度から始まった第2次防衛力整備計画の最終年度に当たるが、この5箇年間の各年度における支出済歳出額の合計額は1兆3217億余円となっている。

41年度の支出済歳出額を機関別にみると、陸上自衛隊1177億9311万余円、海上自衛隊370億8197万余円、航空自衛隊409億0278万余円、本庁および付属機関等165億9789万余円、調達実施本部1122億4233万余円(うち陸上、海上、航空各自衛隊等の予算の示達を受け執行した分1111億2845万余円を含む)となっている。支出済歳出額のうち装備品等関係経費は1447億5072万余円((組織)防衛本庁の支出済歳出額の44.5%)で、そのおもなものは航空機修理費246億0256万余円、航空機購入費154億1630万余円、艦船の建造および修理費182億9949万余円、編成装備品費142億4400万余円、通信維持費122億5774万余円である。

つぎに、(組織)防衛施設庁の支出済歳出額は204億6249万余円で、10億1380万余

円を翌年度へ繰り越し、3億0563万余円を不用額としている。支出済歳出額のうちおもなものは駐留軍に対する施設提供等に伴う補助金93億0419万余円である。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(未使用通信回線の活用について)

陸上、海上、航空各自衛隊における各部隊、基地間の通信は、主として自営多重通信回線を使用したり、日本電信電話公社との間に専用契約を締結した広周波数帯域専用回線および市外専用回線を使用したりして行っており、うち、自営多重通信回線および広周波数帯域専用回線についてはその回線を各自衛隊の使用計画に基づいてそれぞれの自衛隊に割り当てている。

しかして、これら割当回線の使用状況をみると、なかには全く使用していない回線があるのに、その自衛隊または他の自衛隊でその未使用回線の区間について市外専用回線を専用しているものがあるが、このような場合には未使用回線を使用すれば市外専用回線を専用する要がなくなるなど専用料の支払を節減(41年度分5件約790万円)できるものであるから、未使用回線の握に遺漏のないようにするとともに、各自衛隊相互の連絡を緊密にし未使用回線の活用を図るよう配慮の要があると認められる。

(航空機部品の調達所要量算定等について)

陸上自衛隊における航空機の修理に要する部品の調達についてみると、H-19航空機については、各航空機ごとに交換が必要な部品を調査してその所要量を算出しているから、機体の修理を業者に行なわせる場合に必要となる交換部品も前記所要量のうちに含まれており、これを加算する必要はないのに修理業者の交換見込数を加算したため調達所要量を過大に算定していると認められるもの、また、L-19航空機等については、部品の購入契約を締結し受入れの予定となっているものおよび機体修理業者に修理用部品として保管させているものは、それぞれの資料があつてその数量が判明しているのにこ

これらの数量を脱漏したため調達所要量を過大に算定していると認められるものが、サーボ・アッシーほか4品目約1380万円見受けられたが、調達所要量算定にあたっては、十分調査検討を行ない、関係資料を活用して所要量を適正に算定するよう配慮の要があるものと認められる。なお、航空自衛隊で、事故により[●]失した航空機の機体付属品で基地に残存しているものを国有財産から物品に編入する手続が長期間遅延し、その間付属品が簿外物品となっていたり、また、展示用等に使用する航空機からその部品を他に転用することとして取りはずしているのに、その結果が報告されていなかったりして、補給統制処等にこれら部品の保有状況が[●]握されていないものがあつたが、このような事情によって他の航空機用として使用可能な部品が発生した場合についてもその数量を[●]適確には握し、調達計画等に反映させるよう配慮の要があると認められる。

第2 法 務 省

不 当 事 項

不 正 行 為

(1) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの

(一般会計)

横浜地方法務局磯子出張所で、昭和41年8月ごろから10月ごろまでの間に、事務補佐員木下某により、登録税として納付された収入印紙および登録税として納付される収入印紙に代えて受領した現金をほしいままに領得されたものが720,000円(うち42年9月末現在補てんされた額143,102円)ある。

本件は、同人が登記官の補助者として登記の受付事務に従事中、受け付けた登記申請書にはつてある収入印紙をはぎ取るなどの方法により領得したものである。

第3 大 蔵 省

(一 般 会 計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入4兆3541億5681万余円、歳出2397億5618万余円で、歳入決算額のうちおもなものは租税3兆3108億7027万余円、公債金6655億5000万円、日本専売公社納付金1981億1619万余円、納付金636億3766万余円、前年度剰余金受入500億8001万余円、諸収入227億6760万余円、国有財産処分収入173億9784万余円であり、歳出決算額のうちおもなものは税務官署567億2360万余円、産業投資特別会計へ繰入445億円、国債費423億3558万余円、特殊対外債務処理費321億7915万余円、政府出資金200億円である。

(国税収納金整理資金について)

昭和41年度の国税収納金整理資金への受入金の収納済額は3兆4744億0014万余円であって、同資金からの還付金等の支払命令済額は887億9468万余円、歳入への組入額は一般会計へ3兆3202億1179万余円、交付税及び譲与税配付金特別会計へ590億7806万余円となっている。上記収納済額のうちおもなものは法人税1兆0593億5569万余円、源泉所得税8217億5373万余円、酒税3903億1006万余円、揮発油税及地方道路税3452億9914万余円、申告所得税3053億4806万余円、関税2675億0224万余円、物品税1379億7595万余円である。

しかして、検査の結果、別項記載のとおり、租税の徴収過不足をきたしたもの(29ページ)がある。

不 当 事 項

租 税

(2) 租税の徴収過不足をきたしたもの (130)

(一般会計) 国税収納金整理資金

租税の徴収過不足をきたしていたものについて検査の結果是正させたものが、税額1事項10万円以上のもので集計すると東京税関および麴町ほか210税務署において徴収不足1,055事項539,939,591円、徴収過3事項657,010円あるが、これを国税局等別、税目別に示すと次表のとおり

国 税 局 等	源泉所得税		申告所得税		法 人 税		そ の 他		合 計	
	事項 数	徴収不足 千円	事項 数	徴収不足 千円	事項 数	徴収不足 徴収過(△) 千円	事項 数	徴収不足 千円	事項 数	徴収不足 徴収過(△) 千円
東京税関							1	587	1	587
東京国税局	58	34,341	161	86,607	207 3	115,385 △ 657	3	8,147	429 3	244,481 △ 657
関東信越国税局	9	2,940	21	13,203	27	16,637	2	359	59	33,142
大阪国税局	18	4,619	116	63,108	139	89,146			273	156,874
札幌国税局	2	250	3	603	15	6,717			20	7,570
仙台国税局	4	1,079	20	6,001	14	4,283			38	11,365
名古屋国税局	17	4,982	53	18,166	55	23,056			125	46,205
金沢国税局			8	2,691	9	1,800			17	4,492
広島国税局			2	669	10	8,109			12	8,779
高松国税局	1	118	17	4,451	9	2,860			27	7,431
福岡国税局	3	617	24	8,298	20	7,319			47	16,234
熊本国税局	1	1,033	3	705	3	1,036			7	2,775
合 計	113	49,983	428	204,507	508 3	276,353 △ 657	6	9,094	1,055 3	539,939 △ 657

であり、

これらの過誤は、納税者が申告書等において所得金額、税額の計算等を誤っていたのに調査が十分でなかったこと、当局が法令の適用、税額の計算等を誤ったこと、課税資料の収集、活用が適確でなかったことによるもので、そのおもな態様を示すと、次のとおり

1 源泉所得税においては、配当(75事項)および賞与(22事項)に関するもので、納付すべき期限が到来していたのに課税処理をしていなかったものであり、

2 申告所得税においては、譲渡所得(182事項)、資産所得の合算(92事項)、雑所得(37事項)、不動産所得(34事項)、配当控除(22事項)、配当所得(17事項)、事業所得(15事項)および損益通算(13事項)に関するもので、

譲渡所得については土地等の譲渡、雑所得については貸付金の利子、不動産所得については不動産賃貸料、配当所得については受取配当、事業所得については不動産売買仲介料等の事業収入に対する課税処理をしていなかったもの

資産所得の合算については、主たる所得者の所得に世帯員の配当所得または不動産所得を合算して税額を計算していなかったもの

配当控除については、所得税額から控除する金額の計算を誤っていたもの

損益通算については、事業所得の損失額を譲渡所得の金額から控除する場合の計算を誤っていたもの

であり、

3 法人税においては、固定資産の減価償却(169事項)、退職給与引当金(101事項)、同族会社の留保所得(62事項)、役員賞与(33事項)、受取配当等(29事項)、前期の否認金等についての当期処理(15事項)、交際費(15事項)、特定の資産の買換え(13事項)、輸出所得(11事項)および繰越欠損金(10事項)に関するもので、

固定資産の減価償却については、適用すべき耐用年数を誤ったり、新築貸家住宅

の割増償却、合理化機械等の特別償却等の特例計算を誤ったりしていたもの

退職給与引当金については、繰入額を過大に計算したり、従業員が退職した場合における取りくずし額を過少に計算したりしていたもの

同族会社の留保所得については、同族会社であるのに留保金額に対して課税をしていなかったり、同金額の計算を誤ったりしていたもの

役員賞与については、損金と認められない役員賞与を損金としていたもの

受取配当等については、益金不算入額を過大に計算していたもの

前期の否認金等についての当期処理については、前期で所得に加算または減算したものであるものに対する当期の処理を誤っていたもの

交際費については、損金不算入額を過少に計算していたもの

特定の資産の買換えについては、買換えにより取得した資産の帳簿価額を過大に減額していたもの

輸出所得については、特別控除額を過大に計算したり、輸出の証明がされない場合の益金算入額を過少に計算したりしていたもの

繰越欠損金については、所得から控除することができない繰越欠損金を控除していたもの

である。

前記徴収過不足をきたしていたもののうち税額の合計額が1税務署当り100万円以上となるものをあげると次表のとおり129件徴収不足907事項502,172,383円、徴収過3事項657,010円である。

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(a) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(a) 千円
(東京国税局)										
(2) 麴町			1	295	10	7,244			11	7,539

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過(△) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過(△) 千円
(3) 神田					8	5,108			8	5,108
(4) 日本橋	1	240	2	674	17	6,598			20	7,513
(5) 京橋	2	312	8	2,841	9	6,497			19	9,650
(6) 芝			11	14,935	14	4,403			25	19,338
(7) 四谷	2	688	3	1,162	8	12,293			13	14,143
(8) 麻布	1	250			7	2,782 △ 389			8	3,032 △ 389
(9) 小石川	2	13,011	6	3,245	5	3,166			13	19,424
(10) 本郷	1	350			6	2,490			7	2,840
(11) 下谷	2	1,689	2	340	5	2,224			9	4,254
(12) 浅草			4	2,833	3	788			7	3,621
(13) 品川			1	103	8	3,523 △ 156			9	3,627 △ 156
(14) 大森			1	159	2	1,364			3	1,524
(15) 蒲田			3	2,026	7	2,172			10	4,199
(16) 世田谷	1	155	1	357	6	1,633			8	2,145
(17) 玉川			2	2,547	1	121 △ 111			3	2,668 △ 111
(18) 目黒	1	250	2	772	3	991			6	2,013
(19) 渋谷	1	250	10	3,211	4	5,927	1	1,027	16	10,416
(20) 淀橋	2	1,294	2	1,469	5	4,982			9	7,745
(21) 中野	3	740	7	2,090	2	627	2	7,120	14	10,577
(22) 杉並	1	100	2	849	3	1,530			6	2,480
(23) 王子	1	135	3	1,468	7	5,207			11	6,811
(24) 荒川	2	482			4	1,643			6	2,126
(25) 足立	9	3,304	5	2,763	7	1,690			21	7,758
(26) 本所	7	2,058	2	1,223	6	1,584			15	4,867
(27) 向島	2	2,147	2	1,301	7	4,367			11	7,815
(28) 葛飾	4	800	5	1,043	4	826			13	2,669
(29) 江戸川	2	508	8	1,925	1	201			11	2,635
(30) 江東	4	1,878	3	3,641	3	680			10	6,200
(31) 青梅			1	803	2	956			3	1,760
(32) 立川			4	909	2	495			6	1,405
(33) 武蔵野			6	1,140	2	1,177			8	2,318
(34) 横浜中					4	1,377			4	1,377

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過(△) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過(△) 千円
(35) 横浜南			3	698	3	921			6	1,619
(36) 神奈川	2	2,831	5	14,055	2	575			9	17,463
(37) 鶴見	1	150	1	1,359	1	174			3	1,684
(38) 川崎南					4	1,553			4	1,553
(39) 横須賀			3	1,718					3	1,718
(40) 千葉			9	2,317	3	10,530			12	12,848
(41) 成田			2	386	2	692			4	1,079
(42) 松戸			6	1,673	1	159			7	1,833
(43) 市川	1	150	10	3,076	5	3,028			16	6,255
(44) 銚子	1	280	2	1,526	2	396			5	2,202
(関東信越国税局)										
(45) 浦和			2	787	3	758			5	1,545
(46) 川口	5	1,411	5	8,798	4	618			14	10,827
(47) 熊谷			1	222	1	1,076	1	134	3	1,433
(48) 水戸			3	1,214			1	225	4	1,439
(49) 佐野	1	280	2	337	1	501			4	1,118
(50) 前橋					4	1,794			4	1,794
(51) 伊勢崎	2	999	1	133	1	134			4	1,267
(52) 高崎			2	598	1	1,484			3	2,083
(53) 新潟			3	708	4	7,908			7	8,617
(大阪国税局)										
(54) 東	1	328	3	506	10	8,570			14	9,405
(55) 西			3	761	7	4,579			10	5,340
(56) 港			2	652	7	2,539			9	3,191
(57) 浪速			3	872	3	744			6	1,616
(58) 天王寺	1	125	1	420	1	858			3	1,403
(59) 北	2	705	4	2,868	16	8,565			22	12,139
(60) 大阪福島	1	450	1	356	1	668			3	1,475
(61) 生野			4	1,222	3	1,101			7	2,324
(62) 東成			3	707	4	878			7	1,585
(63) 旭	1	322	1	4,702	4	1,380			6	6,405
(64) 城東	1	100	1	255	3	905			5	1,260
(65) 阿倍野					1	2,499			1	2,499

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円
(66) 西成	2	552	2	3,965	5	964			9	5,482
(67) 住吉			1	1,032	1	1,890			2	2,922
(68) 茨木			4	3,199	1	919			5	4,118
(69) 豊能			1	186	1	2,404			2	2,540
(70) 岸和田	1	187	1	198	3	916			5	1,302
(71) 富田林			4	1,049	2	494			6	1,544
(72) 布施			6	4,017	3	852			9	4,870
(73) 八尾			3	1,300	2	697			5	1,997
(74) 枚方			5	2,545					5	2,545
(75) 上京	1	307	4	933					5	1,241
(76) 中京			3	2,455	5	1,167			8	3,622
(77) 下京	1	125	1	248	4	2,468			6	2,842
(78) 右京			3	4,394	3	703			6	5,098
(79) 伏見			2	743	2	1,061			4	1,804
(80) 神戸	1	552	5	1,157	8	28,018			14	29,728
(81) 兵庫	1	150	4	5,283	6	1,222			11	6,656
(82) 西宮			2	1,896					2	1,896
(83) 伊丹			2	4,880	1	121			3	5,002
(84) 西脇			1	247	2	1,062			3	1,310
(85) 姫路東			3	823	3	1,898			6	2,721
(86) 奈良	1	243	6	2,423	3	739			10	3,406
(87) 葛城			2	297	3	1,597			5	1,895
(88) 桜井			1	253	2	1,157			3	1,410
(89) 大津					2	1,252			2	1,252
(90) 長浜	1	120	4	1,626					5	1,746
(札幌国税局)										
(91) 札幌中					4	1,940			4	1,940
(92) 網走					4	2,231			4	2,231
(93) 根室					3	1,291			3	1,291
(仙台国税局)										
(94) 仙台北			3	633	2	759			5	1,392
(95) 塩釜			2	636	1	487			3	1,123
(96) 盛岡			3	1,245	2	754			5	1,999

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円
(名古屋国税局)										
(97) 名古屋東			3	4,595	2	2,077			5	6,672
(98) 名古屋西			3	972	2	440			5	1,413
(99) 名古屋中村	2	812	4	717	3	1,064			9	2,594
(100) 熱田	4	888	4	842	2	2,761			10	4,493
(101) 中川			6	915	7	3,825			13	4,740
(102) 一宮			2	400	5	1,856			7	2,256
(103) 半田	2	212	4	836	3	961			9	2,010
(104) 碧南			3	508	2	853			5	1,362
(105) 豊橋	2	741	5	1,306	4	1,806			11	3,854
(106) 静岡			2	1,038	4	625			6	1,663
(107) 清水			5	963	2	249			7	1,212
(108) 沼津	1	100	2	2,175	1	593			4	2,868
(109) 富士	1	440			4	1,929			5	2,370
(110) 掛川	2	606	1	179	1	240			4	1,026
(111) 四日市	2	1,080	1	488					3	1,568
(112) 松阪			2	646	1	794			3	1,441
(113) 岐阜南					3	1,039			3	1,039
(金沢国税局)										
(114) 福井			5	1,302	1	103			6	1,406
(115) 富山			1	815	2	551			3	1,367
(広島国税局)										
(116) 広島東					1	2,606			1	2,606
(117) 倉敷					2	2,774			2	2,774
(高松国税局)										
(118) 徳島			6	1,107	3	392			9	1,499
(119) 阿南			1	153	2	1,413			3	1,566
(120) 高知	1	118	6	2,115	4	1,054			11	3,288
(福岡国税局)										
(121) 福岡	2	467	2	438	5	1,462			9	2,368
(122) 博多			4	1,420	2	1,319			6	2,740
(123) 八幡			2	1,386	2	577			4	1,963
(124) 若松	1	150	1	358	2	570			4	1,078

税務署	源泉所得税		申告所得税		法人税		その他		計	
	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円	事項数	徴収不足 千円	事項数	徴収不足 徴収過 ^(△) 千円
(125) 小倉			6	1,467					6	1,467
(126) 門司			2	1,098	3	826			5	1,924
(127) 唐津			2	1,319	1	143			3	1,462
(128) 長崎			1	154	1	1,451			2	1,606
(129) 佐世保 (熊本国税局)			1	279	2	725			3	1,005
(130) 鹿児島	1	1,033			2	838			3	1,871
合計	101	47,669	358	186,707	443 3	259,288 △ 657	5	8,507	907 3	502,172 △ 657

第4 文 部 省

(一 般 会 計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入1億5695万余円、歳出5296億2847万余円で、歳出決算額のうちおもなものは地方公共団体等が施行する事業に対する国庫補助金および国庫負担金3344億4399万余円、国立学校特別会計へ繰り入れた国立学校運営費および国立学校施設費1633億1957万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、国庫補助金の経理当を得ないもの(38ページ)があるほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業の運営について)

文部省で、経済的理由により就学困難な児童および生徒の就学奨励をするため市町村が行なう要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業に対し交付した国庫補助金は43億2700万余円に上っているが、昭和42年中、宮城県ほか15府県管内の375市町村について本件事業の運営状況を検査したところ、教科書費、学用品費、修学旅行費等を適期に給与することなく学年末に一括して給与して補助の趣旨が十分に生かされていないと認められるものが124市町村において見受けられたので、国庫補助金交付事務の促進を図るとともに関係市町村に対して給与を適期に行なうよう指導するなど適切な処置を講じ事業の効果をあげるよう配慮の要があると認められる。

(国立学校特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入1985億5229万余円、歳出1973億0284万余円で、歳入決算額のうちおもなものは一般会計より受入1633億1957万余円、附属病院収入222億1277万余円、授業料及入学検定料50億4486万余円、歳出決算額のうちお

もなものは国立学校 1103 億 8730 万余円、施設整備費 416 億 5485 万余円、大学附属病院 284 億 9075 万余円である。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(国立学校の土木工事の工事費の積算について)

国立学校の施設整備については、近時、大学の移転等に伴い大規模な敷地造成、道路新設等の土木工事が多数施行されているが、昭和 42 年中、文部省および東北ほか 12 大学の施行にかかる土木関係の 47 工事約 10 億円の工事費の積算について検査したところ、土木工事に使用する機械の性能、作業工程等について調査検討が十分でなかったこと、土木工事関係の積算基準が定められていないなど積算の適正化についての配慮が欠けていたことなどのため、機械により施行することが可能であるのに人力により施行することとしたり、作業工程を誤ったりしているなど積算が実情にそわないと認められるものが 16 工事見受けられた。

については、今後もこの種工事が引続き相当数施行されることが予想されるので、土木工事関係の積算基準を早期に定めるなどして工事費積算の適正を期する必要があると認められる。

不 当 事 項

補 助 金

- (131) 国庫補助金の経理当を得ないもの
- (133)

(一般会計) (組織)文部本省 (項)初等中等教育助成費 (項)産業教育施設整備費 (項)社会教育助成費 (項)学校給食施設整備費 (項)私立学校助成費

文部省が都道府県、市町村等に交付した初等中等教育助成費、産業教育施設整備費、社会教育助成費、学校給食施設整備費および私立学校助成費関係の国庫補助金の経理に

関し、昭和 42 年中、宮城県ほか 15 府県管内の 3,078 事業のうち 978 事業について検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められたものが、不当と認めた事業費に対する国庫補助金相当額が 1 事項 10 万円以上のもので 9 事項 7,639,015 円ある。

いま、上記 9 事項について、これを不当の態様別にみると、

補助の対象とならない経費を含めたなどのため事業費を過大に精算しているもの 7 事項 1,356,534 円

補助対象施設が未完成で補助の目的を達していないもの 1 事項 3,294,000 円

補助対象設備の大部分を購入していないのに購入したこととしているもの 1 事項 2,988,481 円

となっている。

しかして、上記のうち 1 事項 20 万円以上のものをあげると次表のとおり 3 件 6,751,984 円である。

(1) 初等中等教育助成費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(131) 宮 崎 県	公立小中学校 寄宿舎居住費 補助事業	東臼杵郡椎 葉村	41	11,190	5,595	939	469	事業費を過 大に精算し ているもの

(2) 産業教育施設整備費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(132) 三 重 県	高等学校(私 立)産業教育 施設整備費に かかる事業	学校法人日 本学院	41	9,884	3,294	9,884	3,294	補助の目的 を達してい ないもの

(3) 私立学校助成費

県名	事業名	事業主体	年度	補助対象事業費	左に対する国庫補助金	不当事業費	左に対する国庫補助金相当額	摘要
				千円	千円	千円	千円	
(133) 愛媛県	私立大学等理科特別助成補助事業	学校法人大和女子学園	41	6,858	3,427	5,981	2,988	事業量が不足しているもの

第5 厚生省

(一般会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入161億4882万余円、歳出5957億0239万余円で、歳出決算額のうちおもなものは社会保険費2718億8459万余円、生活保護費1273億3225万余円、保健衛生対策費1086億8309万余円、社会福祉費512億9268万余円、遺族及留守家族等援護費152億6392万余円、生活環境施設整備費94億8032万余円である。しかして、上記歳出決算額のうち、地方公共団体等に対する国庫補助金は3877億5807万余円、交付金は172億3837万余円となっている。

42年中、補助金等の経理および事業実施状況について検査したところ、別項記載のとおり、国庫補助金の経理当を得ないもの(47ページ)、国民健康保険普通調整交付金の交付が適正を欠いているもの(49ページ)があるほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(補助金等の額の確定について)

厚生省において都道府県、市町村等が行なう補助事業等に対し交付決定した補助金等について、交付すべき補助金等の額の確定(以下「額の確定」という。)の状況をみると、昭和41年度中に既往年度交付決定分について額の確定の処理をしたものが、37年度分8億4072万余円、38年度分31億8200万余円、39年度分81億8138万余円、40年度分3014億8914万余円あり、また、既往年度交付決定分で41年度末現在においてまだ額の確定の処理をしていないものが、37年度分124万余円、38年度分31億0536万余円、39年度分42億6400万余円、40年度分92億4880万余円あり、交付決定の年度終了後額の確定の処理にいたるまで相当年月を経過しているものが見受けられる。

このような事態を生じているのは、厚生省で定めている実績報告書の提出期限を遵守しない補助事業者等が多いのに期限励行についての指導が十分でないことにもよるが、主として実績報告書受理後における処理が適切でないことなどによるものと認められ、額の確定を遅滞すると補助事業等の成果の確認と補助金等の過不足額の精算とを遅らせることとなるので、今後、実績報告書提出期限の励行についての指導を強化するとともに受理後の部内の処理の促進について配慮の要があると認められる。

(補助事業により設置したし尿処理施設の管理について)

し尿を衛生的に処理して生活環境を清潔にし、もって公衆衛生の向上を図ることを目的としたし尿処理施設整備の第1次5箇年計画は、第4年度に当たる昭和41年度末をもって打ち切り、新たに42年度を初年度とする第2次5箇年計画が発足したが、この間、市町村等が行なったし尿処理施設の新設は653箇所(41年度までにしゅん功したもの569箇所)事業費総額524億0967万余円(国庫補助金124億2025万余円)となっている。

しかし、上記しゅん功した施設のうち25%に当たる143施設につき、その管理の状況について検査したところ、処理実績が施設の処理能力を著しく下回ったり、清掃法(昭和29年法律第72号)に基づく水質基準に適合しない水質の放流水を放流したりして設置後の管理が適切を欠くと認められるものが相当数見受けられた。

このような事態を生じているのは、主として、事業主体において、し尿運搬機材の整備、し尿しゅり集業者に対する指導監督が十分でなかったなどのため計画どおりのし尿が搬入されていないこと、施設の操作、管理等に従事する職員の技術向上についての配慮が十分でなかったり、水質検査の励行を怠ったりなどしているため水質の管理が適切に行なわれていないこと、厚生省および都府県において、市町村のし尿処理計画についての検討や維持管理についての指導監督が十分でなかったことによるものと認められる

ので、上記既設の施設についてはもちろん、42年度以降に施行される第2次5箇年計画によって整備されるものについてもこれらの諸点について配慮の要があると認められる。

(厚生保険特別会計)

本特別会計は、健康、日雇健康、年金および業務の各勘定に区分して経理されており、そのうちおもな勘定の昭和41年度の歳入歳出決算についてみると、

(1) 健康勘定は、保険料収入2733億0310万余円等の収納済歳入額3693億5779万余円、保険給付費3159億9748万余円等の支出済歳出額3683億1177万余円で、差引き10億4602万余円の剰余を生じているが、これは翌年度において積立金として積み立てることとしている。また、損益は、保険料2731億0626万余円、前年度繰越支払備金230億1896万余円および一般会計より受入150億円等の利益3118億4378万余円、保険給付費3159億8713万余円、次年度繰越支払備金205億1891万余円および支払利子48億5178万余円等の損失3432億5589万余円で、差引き314億1210万余円の損失となっており、41年度末の累積損失は732億9376万余円となっている。

(2) 年金勘定は、保険料収入3607億1125万余円等の収納済歳入額4756億1359万余円、保険給付費544億4072万余円等の支出済歳出額576億8174万余円で、差引き4179億3184万余円の剰余を生じているが、これは翌年度において積立金として積み立てることとしている。なお、41年度末における累積積立金は1兆4414億4209万余円である。

しかし、42年中、健康、年金両勘定における保険料の徴収および保険給付の適否について調査したところ、別項記載のとおり、健康保険および厚生年金保険の保険料の徴収不足をきたしたものの(44ページ)がある。

(船員保険特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、保険料収入232億5191万余円等の収納済歳入額272億1767万余円、保険給付費170億4439万余円等の支出済歳出額180億8317万余円で、差引き91億3449万余円の剰余を生じているが、これから翌年度への繰越額7624万余円を控除した90億5824万余円は翌年度において積立金として積み立てることとしている。

しかして、42年中、保険料の徴収の適否について調査したところ、別項記載のとおり、保険料の徴収不足をきたしたもの(46ページ)がある。

不 当 事 項

保 険 (134)(135)

(134) 健康保険および厚生年金保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(厚生保険特別会計) (健康勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入
(年金勘定) (款)保険収入 (項)保険料収入

健康保険および厚生年金保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか23都府県の釧路ほか63社会保険事務所で、管内の203,933事業所のうち1.9%に当たる4,054事業所について保険料算定の基礎となる報酬を調査したところ、保険料の徴収不足をきたしているものが、上記各社会保険事務所において1,492事業所(調査済被保険者170,546名の5.1%に当たる8,757名)、健康保険保険料19,610,405円、厚生年金保険保険料13,907,233円計33,517,638円あったので、これを是正させた。その都道府県ごとの集計は次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、事業主が保険料算定の基礎となる報酬月額の変更に伴う届出を怠ったり、被保険者資格取得の届出を遅延して提出したりするなど届出を適正に行なわない傾向があり、これに対し、社会保険事務所において、管内事業所の昇給月等をは握したり、毎年定期に行なう保険料決定に際し前年分の報酬月額についても

あわせて調査したりする配慮が欠けていたことなどによるものと認められるので、事業主に対し適正な届出を行なうよう指導に努めるとともに、適切な調査方法についてなお検討の要があると認められる。

都道府県別	社会保険事務所	調査済納付義務者数	徴 収 不 足		計	
			納付義務者数	健康保険保険料		厚生年金保険保険料
北海道	釧路ほか2	83	23	253,410	103,044	356,454
岩手県	盛岡ほか1	96	24	263,013	168,746	431,759
宮城県	仙台ほか1	55	7	23,742	18,866	42,608
埼玉県	浦和ほか1	116	64	786,485	605,621	1,392,106
千葉県	千葉ほか1	101	31	247,260	196,642	443,902
東京都	京橋ほか16	2,342	900	11,433,262	8,012,656	19,445,918
新潟県	新潟ほか1	77	31	566,905	362,773	929,678
富山県	富山ほか2	96	25	442,644	299,344	741,988
山梨県	甲府	28	9	323,484	233,542	557,026
長野県	岡谷ほか1	60	13	196,988	153,224	350,212
静岡県	島田ほか1	26	3	55,844	45,028	100,872
愛知県	大曾根ほか2	54	26	373,284	272,032	645,316
三重県	四日市ほか1	60	5	118,786	97,078	215,864
滋賀県	大津ほか1	126	10	83,985	30,159	114,144
京都府	上京ほか1	62	19	253,594	193,494	447,088
大阪府	大手前ほか1	69	37	488,924	346,462	835,386
兵庫県	三宮ほか1	92	55	778,842	566,901	1,345,743
和歌山県	和歌山ほか1	62	25	246,005	158,841	404,846
岡山県	岡山ほか1	102	62	1,159,070	913,200	2,072,270
香川県	高松ほか1	95	31	471,720	352,628	824,348
愛媛県	松山	53	21	231,790	172,474	404,264
福岡県	小倉ほか1	81	17	207,610	165,282	372,892
熊本県	熊本ほか1	69	36	416,803	291,843	708,646
鹿児島県	鹿児島ほか1	49	18	186,955	147,353	334,308
合 計		4,054	1,492	19,610,405	13,907,233	33,517,638

(135) 船員保険保険料の徴収不足をきたしたものの

(船員保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入

船員保険事業における保険料の徴収の適否について、青森県ほか19都府県および3社会保険事務所で、管内の6,405船舶所有者のうち7.0%に当たる450船舶所有者について調査したところ、保険料の徴収不足をきたしているものが、青森県ほか18都府県および3社会保険事務所において131船舶所有者(調査済被保険者21,392名の9.1%に当たる1,950名)10,985,921円あったので、これを是正させた。その都道府県ごとの集計は次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、船舶所有者が船員の報酬月額の変更を届け出なかったり、報酬月額に算入すべき諸手当を脱漏したり、歩合により報酬を受ける漁船船員の報酬月額算定の基礎となる水揚金額を過少に計上したりするなど適正な届出を行っていないのに対し、その調査が十分でなかったため標準報酬を低く決定していたことによるもので、保険料の適正な決定についてはなお一層努力の要があると認められる。

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保 険 料 円
北 海 道	20	13	697,869
青 森 県	7	2	184,124
岩 手 県	22	11	632,732
宮 城 県	21	3	64,235
福 島 県	21	3	79,786
千 葉 県	29	4	256,386
東 京 都	71	18	1,231,452
新 潟 県	8	4	532,109
富 山 県	11	4	387,575
静 岡 県	15	1	157,279
愛 知 県	9	3	73,682
三 重 県	31	9	685,824

都道府県名	調査済納付義務者数	徴収不足	
		納付義務者数	保 険 料 円
大 阪 府	23	4	464,600
兵 庫 県	12	6	992,154
和 歌 山 県	22	5	370,294
岡 山 県	15	11	444,982
山 口 県	23	4	126,604
香 川 県	19	6	468,438
福 岡 県	20	4	196,694
熊 本 県	14	5	1,149,496
鹿 児 島 県	34	11	1,789,606
合 計	447	131	10,985,921

備考 北海道の分は北見、釧路両社会保険事務所、福島県の分は平社会保険事務所所掌のものである。

補 助 金 (136) — (140)

(136) 国庫補助金の経理当を得ないもの

(139)

(一般会計) (組織)厚生本省 (項)保健衛生諸費 (項)環境衛生施設整備費

厚生省所管の国庫補助金のうち、都道府県および市町村等が事業主体となって施行した法定伝染病予防事業、簡易水道施設等整備事業に対する国庫補助金の経理に関し、昭和42年中、北海道ほか27都府県について検査したところ、適正を欠いていると認められるものが次のとおりある。

(1) 法定伝染病予防費補助金

(136) 市町村等が行なった法定伝染病予防事業に対する都道府県の支出額等の精算にあたり、市町村等が併設隔離病舎(市町村等が他の病院等にあわせて設置し診療を行なわせることとしている隔離病舎)に患者を収容した場合、病院等に支払った入院費については管理費相当分の所定額を控除したものを補助の対象とすることとなっているのにそ

の控除額が過少であったこと、隔離病舎の管理費については補助の限度が定められているのにこれをこえていたことなどにより市町村等に対する都県の支出が過大となっていたなどのため、国庫補助金が過大に交付されているものが東京都ほか2県において1事項10万円以上のもので3事項1,125,026円あり、このうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり2件992,467円である。

(注) 次表に掲記した都県のほか埼玉県

都 県 名	補 助 団 体	年 度	国庫補助基 本額	国庫補助金 交付済額	不当事業費	左に対する 国庫補助金 相当額	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
(136) 東京都	東京都	40	245,196	91,116	543	271	入院費の控除額過少
(137) 長野県	長野県	〃	29,974	14,987	1,441	720	入院費の控除額過少、 管理費の過大計上等
計			275,170	106,104	1,984	992	

(2) 簡易水道等施設整備費補助金

(138) 簡易水道等施設整備工事において、配水池の側壁、底版等のコンクリート工事の(139) 施行にあたり、水を多量に使用した配合の悪いもので施行したり、つき固めが不十分であったりしたなど補助事業の施行が当を得ないと認められたものが、青森ほか3県において(注) 不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が1工事10万円以上のもので4工事1,071,500円あり、このうち1工事20万円以上のものをあげると次表のとおり2件793,000円である。

(注) 次表に掲記した県のほか滋賀県

県 名	工 事 名	事業主 体	年 度	工 事 費	左に対する 国庫補助 金	不当工事 費	左に対する 国庫補助金 相当額	摘 要
				千円	千円	千円	千円	
(138) 福島県	河沼郡柳津町柳津地区簡易水道拡張事業	柳津町	41	19,384	4,846	2,365	591	配水池の側壁および底版コンクリート工事の施行不良
(139) 兵庫県	氷上郡柏原町広域簡易水道事業	柏原町	40 41	85,240	21,310	807	201	配水池の側壁コンクリート工事の施行不良
計				104,624	26,156	3,172	793	

(140) 国民健康保険普通調整交付金の交付が適正を欠いているもの

(一般会計) (組織)厚生本省 (項)国民健康保険助成費

国民健康保険普通調整交付金は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき国民健康保険の財政を調整するため市町村に対して交付するもので、その交付については当該市町村における医療費を考慮して算定する調整対象需要額から被保険者にかかる所得等を考慮して算定する調整対象収入額を控除した額を基準として交付額を算定して行なうものであるが、昭和41年度における交付の実態に関し、42年中、北海道ほか26都府県および管内の72市町村について検査したところ、被保険者の異動および所得額の変動を考慮しなかったなどのため、被保険者の所得額を脱漏するなどして市町村における調整対象収入額の算定が過少となっているのに、これに対する府県の調査が十分でなかったため交付金の交付が適正を欠いているものが、青森県ほか7府県において次表のとおり4,088,000円ある。

府 県 名	市 町 名	普通調整交付金 交付済額	正 当 交 付 額	交付済額と正当 交付額との差額
		千円	千円	千円
青 森 県	弘 前 市	22,814	21,982	832
岩 手 県	和賀郡湯田町	4,023	3,676	347
新 潟 県	十日町市	11,884	11,636	248
長 野 県	伊 那 市	9,451	9,243	208
愛 知 県	江 南 市	4,881	4,093	788
京 都 府	船井郡八木町	3,750	3,483	267
熊 本 県	八 代 市	5,697	5,445	252
鹿 児 島 県	川 内 市	21,459	20,313	1,146
計		83,959	79,871	4,088

第6 農 林 省

(一 般 会 計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入508億1366万余円、歳出5570億7790万円で、歳出決算額のうちおもなものは食糧管理ほか5特別会計に対する繰入金2783億8558万余円、地方公共団体等の施行する事業に対する国庫補助金、負担金、交付金、補給金および給付金2127億0808万余円、国が直轄または道県に委託して施行した土地改良等の事業費296億1045万余円である。上記の国庫補助金は215費目1818億3914万余円に上っており、そのうち公共事業関係は土地改良、災害復旧等の事業に対する122費目1263億6071万余円であり、公共事業関係以外は農業構造改善事業等に対する93費目554億7842万余円となっている。

国が直轄で施行した工事および道県に委託して施行した代行工事については、42年中、かんがい排水事業、開墾建設事業および漁港修築事業等56億3056万余円を実地に検査したところ、別項記載のとおり、サイフォン工事の施行にあたり鋼管の価格を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(59ページ)、直轄工事の施行が設計と相違しているもの(60ページ)、代行工事の施行にあたり転石の破碎単価を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(61ページ)がある。

公共事業関係の国庫補助金については、42年中、その事業の実施および経理について実地に検査したところ、別項記載のとおり、国庫補助金等の経理当を得ないもの(67ページ)がある。

公共事業関係を除く国庫補助金等については、42年中、その交付および使用の状況について実地に検査したところ、別項記載のとおり、農業構造改善事業等において国庫補助金の経理当を得ないもの(77ページ)、農業改良資金助成補助金を財源とする都

道府県の貸付金の運営当を得ないもの(79ページ)がある。

なお、災害復旧事業については、事業費査定に適否につき検査したところ、別項記載のとおり、査定額を減額させたもの(80ページ)がある。

上記のほか、留意を要すると認められるものが次のとおりある。

(草地改良事業による草地の造成について)

草地改良事業は、山林原野等の未墾地を開発して牧草を植生し、乳用牛、肉用牛等の畜産経営の改善および飼養規模の拡大を図り、国内需要に対応する畜産物を増産することを目的として施行されているもので、昭和37年度からは農業基盤整備事業の一環として推進されているものである。

しかして、地方公共団体および各種組合が草地改良事業として国の補助を受けて37年度から40年度までの間に造成した草地2,642地区のうち98地区2,097ヘクタール事業費6億2000万余円(国庫補助金2億8023万余円)について、その利用管理の状況を実地に調査したところ、牧草の生育が不良となっていたり、荒廃していたり、草地以外の他目的に転用されていたりしているものが23地区において358ヘクタール、これに要した事業費7109万余円(国庫補助金相当額3127万余円)見受けられ、畜産経営の改善、飼養規模の拡大が必ずしも期待どおりに行なわれているとは認められない状況である。

については、今後、事業の採択にあたっては造成草地の立地条件を十分考慮し、関連する家畜の導入増殖事業との関係を十分考慮するとともに、造成後の草地の利用管理についても適切な指導を行なうなどして、本件事業の効果をあげるよう配慮の要があると認められる。

(まゆを基幹作目とする農業構造改善事業の運営について)

農業構造改善事業のうち、基幹作目をまゆとしている地区は、桑園等の整備および稚

蚕共同飼育所等の導入を行ない、その運営を相互に適切に関連させることにより、まゆを増産することとしているものである。

しかして、昭和37年度に着手した宮城県ほか14府県管内の47地区（事業費9億3238万余円）のうち、福島ほか4県の20地区（事業費4億0174万余円、国庫補助金1億8600万余円）について、41年度の実績を調査したところ、事業実施にあたり桑園の整備と稚蚕共同飼育所の導入とが相互に関連なく行なわれているばかりでなく、整備、導入後においてもその肥培または飼育管理が十分でなかったなどのため、増産の実が上っておらず、適切を欠いていると認められるものが相当数見受けられた。

については、これら地区について所期の成果を発現するよう適切な処置を講ずるとともに、上記のような事例にかんがみ、現在事業実施中の地区についても事業の運営に関し適切な指導監督を十分に行なうよう配慮の要があると認められる。

（農業近代化資金利子補給補助金について）

農業近代化資金利子補給補助金は、農業近代化資金助成法（昭和36年法律第202号）に基づいて農業協同組合、同連合会等の融資機関が農業者等に貸し付けた長期かつ低利の農業近代化資金について都道府県が利子補給したのに対し国がその全部または一部を補助するもので、昭和36年度以降その額は72億6606万余円（うち41年度分24億6270万余円）に上っている。

しかして、北海道ほか20府県の196融資機関が39年度から41年度までの間に貸し付けた19,847事項44億6528万余円について行なった利子補給（国庫補助金相当額1億0261万余円）の当否を検査したところ、資金の借受者が事業を実施していなかったり、少額で実施したりしているなど利子補給の対象とすべきでないものが、北海道ほか18府県の69融資機関において3,334事項貸付金1億5643万余円あり、これに対する国庫補助金相当額は211万余円となっている。

については、貸し付けられた農業近代化資金に対しては、償還期が到来するまで長期にわたり利子補給が行なわれ国庫補助金が交付されることとなっていることにかんがみ、貸付け後における借受者の事業実施状況の把握に努め適正な利子補給を行なうよう都道府県に対し指導する必要があると認められる。

（食糧管理特別会計）

本特別会計は、国内米管理、国内麦管理、輸入食糧管理、農産物等安定、輸入飼料、業務および調整の各勘定に区分して経理されている。

(1) 国内米管理勘定、国内麦管理勘定および輸入食糧管理勘定の昭和41年度歳入歳出決算額の合計は歳入1兆6333億4227万余円、歳出1兆6278億7079万余円であり、これら各勘定の損益についてみると、

(ア) 国内米管理勘定においては、国内米の買入れ803万余トン（トン当り平均118,553円）、売渡し695万余トン（トン当り平均102,166円）などによって生じた売買損失142億5435万余円と集荷、運搬、保管および事務人件費等の費用から違約金等の収益を差し引いた額（以下「中間経費」という。）807億3928万余円とにより2233億9364万余円の損失を生じており、

(イ) 国内麦管理勘定においては、国内麦類の買入れ97万余トン（トン当り平均大麦44,000円、はだか麦49,661円、小麦48,937円）、売渡し110万余トン（トン当り平均大麦27,650円、はだか麦30,561円、小麦31,894円）などによって生じた売買損失165億2093万余円と中間経費59億9666万余円とにより225億1759万余円の損失を生じており、

(ウ) 輸入食糧管理勘定においては、外国米の買入れ67万余トン（トン当り平均62,384円）、売渡し67万余トン（トン当り平均94,653円）および外国麦類の買入れ315万余トン（トン当り平均28,820円）、売渡し281万余トン（トン当り平均36,415

円)によって生じた売買利益 436 億 8181 万余円と中間経費 77 億 1793 万余円とにより差引き 359 億 6387 万余円の利益を生じている。

上記各勘定の利益 359 億 6387 万余円および損失 2459 億 1123 万余円を調整勘定へ移して整理した結果、2099 億 4736 万余円の損失を生じたので、その損失相当額を一般会計から受け入れた調整資金の 41 年度末現在額 2164 億 5930 万余円(うち 41 年度受入額 2020 億円)から減額して処理した。

(2) 農産物等安定勘定および輸入飼料勘定の損益についてみると、

(ア) 農産物等安定勘定においては、でん粉の売渡し 5 万余トン(トン当り平均 58,722 円)によって生じた売買利益 6 億 1873 万余円と中間経費 3 億 5125 万余円とにより差引き 2 億 6748 万余円の利益を生じたが、前年度繰越損失 689 万余円をこの利益から補てんし、残額 2 億 6059 万余円を積立金として積み立てることとしている。

(イ) 輸入飼料勘定においては、飼料用外国麦類等の買入れ 156 万余トン(トン当り平均 28,268 円)、売渡し 176 万余トン(トン当り平均 27,185 円)などによって生じた売買損失 17 億 5211 万余円と中間経費 24 億 8044 万余円とにより 42 億 3255 万余円の損失を生じており、一般会計から 43 億円を受け入れてこれを補てんしている。

(3) 41 年度中に取り扱った食糧等の所要経費は、買入費 1 兆 1777 億 6105 万余円、集荷、運搬、保管等に要する管理費 450 億 3446 万余円ならびに食糧証券の償還および利子支払等に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れ 4327 億 7661 万余円等総額 1 兆 6837 億 6645 万余円で、この財源には食糧等の売払代 9630 億 0726 万余円、一般会計から受入れ 2144 億 7928 万余円および食糧証券収入 5039 億 0400 万円等総額 1 兆 6910 億 7478 万余円を充てている。

しかして、検査の結果、本院の質問に対し、主務庁において処置を講じたものが次のと

おりある。

(外国小麦の買入予定価格に積算する海上運賃について)

食糧庁で、昭和 41 年度中、アメリカ産およびカナダ産小麦 335 万余トンを買っているが、その買入予定価格のうちに含まれている海上運賃 90 億 5384 万余円についてみると、載貨重量 15,000 トン未満の船舶の海上運賃市況を基礎として積算している。しかしながら、近年、船舶が大型化し、外国小麦の輸送は載貨重量 15,000 トン以上の大型の船舶で行なう事例が多くなっているから、今後の積算にあたってはこれを考慮して算定するのが適当であると認めて当局の見解をただしたところ、42 年 4 月以降大型船の海上運賃を考慮して算定することとなった。

(農業共済再保険特別会計)

本特別会計は、再保険金支払基金、農業、家畜および業務の各勘定に区分して経理されており、そのうちおもな勘定である農業勘定の昭和 41 年度歳入歳出決算額は、歳入 255 億 5997 万余円、歳出 240 億 0779 万余円で、また、損益は、再保険料 120 億 2214 万余円、一般会計より農業共済組合連合会等補助及交付金見合受入 65 億 3326 万余円、前年度繰越支払備金 23 億 4113 万余円、前年度繰越未経過再保険料 13 億 5769 万余円等の利益 222 億 6446 万余円、再保険金 177 億 9835 万余円、農業共済組合連合会等補助及交付金 62 億 0944 万余円の損失 240 億 0779 万余円で、差引き 17 億 4332 万余円の損失となっており、次年度への繰越損失は 298 億 6947 万余円となっている。このため一般会計から受け入れた歳入不足補てん金の 41 年度末残高は 259 億 8114 万余円、再保険金支払基金勘定からの受入額の 41 年度末残高は 54 億 4061 万余円に上っている。このほか、本勘定においては農家の掛金の一部を負担するなどのため毎年度一般会計から繰入れを受けており、その額は 41 年度において 185 億 5541 万余円となっている。

また、農業共済組合等の事務費を負担するため、別途一般会計から毎年度農業共済事

業事務費負担金を支出しているものがあり、41年度におけるその額は80億0744万余円である。

農業共済保険事業の運営については、このように多額の国費が支出されている事情にかんがみ、本院においては、従来から、運営の主体をなしている農業共済組合等について農作物共済に関し調査を行ない、その運営が適切を欠いている事例について毎年度の検査報告に掲記してその適正を図るよう注意してきたところであるが、42年中の調査の結果も、依然として、別項記載のとおり、組合等における共済金の経理が適切を欠いているもの(63ページ)がある。

(漁船再保険特別会計)

本特別会計は、普通、特殊、給与の各保険勘定および業務勘定に区分して経理されており、そのうちおもな勘定である普通保険勘定の昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入76億8190万余円、歳出48億5898万余円で、また、損益は、再保険料42億4972万余円、前年度繰越未経過再保険料17億1045万余円等の利益68億0951万余円、再保険金35億1177万余円、次年度繰越未経過再保険料18億9843万余円、漁船保険振興事業交付金12億円等の損失72億9916万余円で、差引き4億8964万余円の損失となっているが、前年度繰越利益が36億7952万余円あるため次年度への繰越損益は31億8988万余円の利益となっている。一方、漁業者の負担する保険料の一部を負担するため毎年度一般会計から保険料国庫負担金の繰入れを受けており、その額は41年度において11億0671万余円であって、本勘定開設以来41年度までの累計額は72億1985万余円となっている。なお、上記漁船保険振興事業交付金12億円は漁船保険事業の健全な発達を図るための調査、指導および助成等の事業を行なうに必要な経費の財源の一部として漁船保険中央会に対し交付されたものである。

本院においては、従来から、普通保険勘定に関し検査を行ない、再保険金の支払が適

切を欠いている事例について毎年度の検査報告に掲記してその適正を図るよう注意してきたところであるが、42年中の検査の結果も、依然として、別項記載のとおり、再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの(66ページ)がある。

(国有林野事業特別会計)

本特別会計は、国有林野事業および治山の両勘定に区分して経理されている。

(1) 国有林野事業勘定の昭和41年度の収益総額は1236億1116万余円、費用総額は1030億1789万余円で、差引き205億9327万余円の利益となっている。これを前年度損失2億9472万余円に比べると、208億8800万余円の利益の増加となっているが、このように利益が増加したのは、主として木材市況の好転によるものである。

41年度における事業実施状況をみると、販売事業では立木1509万余立方メートル486億1998万余円、素材576万余立方メートル等687億4577万余円計1173億6576万余円の売渡しを行ない、一方、製品生産事業では素材587万余立方メートル等の生産を188億2266万余円で、造林事業では8万余ヘクタールの新植および61万余ヘクタールの保育等を163億9683万余円で、林道事業では自動車道1千余キロメートルの新設等を182億8858万余円で、国有林野内の治山事業では崩壊地復旧2千余ヘクタール等の山地治山施設の新設等を42億3911万余円でそれぞれ行なっている。

また、41年度末現在における国有林野面積は857万余ヘクタールであって、そのうち要存置林野は856万余ヘクタール、不要存置林野は8千余ヘクタールとなっている。なお、同年度中において民有保安林等8千余ヘクタール6億7558万余円の買入れ、不要存置林野1千余ヘクタール13億1185万余円の支払等を行なっている。

(2) 治山勘定の41年度歳入歳出決算額は、歳入188億5487万余円、歳出188億2397万余円で、歳入は一般会計より受入182億4171万余円、地方公共団体工事費負担金収入5億3789万余円等、歳出は直轄治山関係事業費21億7534万余円、国有林野内

臨時治山事業費 16 億 0789 万余円および地方公共団体施行の治山事業に対する国庫補助金 150 億 4073 万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(67 ページ)があるほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(関連林道の開設について)

林野庁で、木材需給の不均衡の是正、林種転換等を図るため、森林資源は豊富であるがその開発が十分に行なわれていない国有林、民有林併存地域のうち特定区域内の森林を急速かつ計画的に開発するために必要な関連林道の開設事業を森林開発公団に委託して施行しており、昭和 34 年度から 41 年度までの間に施行したものは宗谷線ほか 50 路線、林道延長 454 キロメートルで、その工事委託費は 79 億 6171 万余円(うち 41 年度分 7 億 6131 万余円)に上っている。

しかして、これら関連林道の利用状況を実地に調査したところ、林道の利用対象となる林野の事前調査が十分でなかったため伐期令未満の林野等が林道開設の対象となっていたり、既設道路等によって立木の伐採搬出が行なわれていたりしているなどのため、対象林野の立木の伐採搬出にほとんど利用されていないものが見受けられる状況である。

については、国有林、民有林併存地域に開設するこの種林道の開設にあたっては、上記のような事例にかんがみ、対象林野の内容、周辺の道路状況等を十分調査検討し適確な路線計画をたて、工事を適切に施行するよう配慮の要があると認められる。

(特定土地改良工事特別会計)

昭和 41 年度歳入歳出決算額は、歳入 339 億 4223 万余円、歳出 303 億 7912 万余円であり、実施した事業は、直轄かんがい排水事業、直轄干拓事業および代行干拓事業計 64 地区 277 億 2814 万余円である。

しかして、42 年中、これらのうち 24 地区 146 億 4985 万余円について検査したところ、別項記載のとおり、直轄工事の施行が設計と相違しているもの(60 ページ)がある。

不 当 事 項

工 事 (141) — (144)

(141) サイフォン工事の施行にあたり鋼管の価格を過大に積算したため工事費が高価と認めらるもの

(一般会計) (組織)農林本省 (項)農用地開発事業費

東北農政局で、昭和 41 年 5 月、指名競争契約により三菱重工業株式会社に和賀中部開拓建設事業サイフォン鉄管製作据付工事を 69,800,000 円で請け負わせ施行しているが、鋼管の価格の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいて工事費が約 650 万円高価となっていると認められる。

本件工事は、サイフォン工 1,010 メートルの鋼管を製作しすえ付けるもので、その予定価格についてみると、直管(内径 1,200 ミリメートル、厚さ 9 ミリメートルから 13 ミリメートル) 858 メートル 264.841 トンは工場で作成加工することとし、その価格については、水門鉄管協会の原価計算資料を参考として、水力発電に使用する内径 2,000 ミリメートル程度の高度の精度が要求されている特殊な水圧鉄管を製作する場合の加工費の計算方式により工場渡価格をトン当たり 117,834 円計 31,207,338 円と積算している。

しかしながら、水力発電用特殊水圧鉄管は、所要の水圧に応じて個々に製作される需要の少ないものであるからその価格については原価計算方式によって算定しているものであり、本件工事に使用する鉄管のように内径が 1,200 ミリメートル、設計上の水圧も水力発電用より低い普通圧管程度のものは、水道用鋼管として大手鋼管業者が多量に生

産し販売しており、その価格も積算関係資料等によって比較的容易に知ることができるものであるから市販価格によって積算すべきであったと認められる。

いま、仮に上記により工事費を再計算すると、直管の工場渡価格はトン当り 60,000円程度で、これにとくに仕様書で指示している水力発電用鉄管なみの真円度および継手の精度、レントゲンによる精密検査の費用を考慮したとしても 72,000 円程度計 19,068,552 円で足り、工事費総額は、塗装の下地処理費等の過少積算額 5,341,786 円を修正しても、その他工事費を合わせ 63,290,000 円となり、本件工事費はこれに比べて約 650 万円高価となっていると認められる。

(142) 直轄工事の施行が設計と相違しているもの
(143)

(一般会計) (組織)農林本省 (項)土地改良事業費
(特定土地改良工事特別会計) (項)土地改良事業費

東北、近畿両農政局で、工事の施行にあたり、監督および検査が当を得なかったため施行が設計と相違しているものが次のとおりある。

(142) 東北農政局で、昭和 41 年 3 月、随意契約により鹿島建設株式会社に 63,990,000 円 (ほかに支給電力 1,861,664 円) で請け負わせ施行した泉田川農業水利事業第 2 頭首工 (その 2) 工事は、42 年 5 月、設計どおりしゅん功したものととして検収を了しているが、水たたきコンクリートを設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、取水ぜき延長 76 メートルを施行するもので、このうち水たたき 846 平方メートル、厚さ上流部 1.5 メートル、下流部 1 メートル総量 1,152 立方メートルは立方メートル当りセメント 255 キログラム配合のコンクリートで施行したものであるが、中央部 138 平方メートル 185 立方メートル (工事費 1,379,876 円) は、締固めおよび打継ぎ処理が十分でなかったなどのため、モルタルと砂利とが分離した粗悪なものとなっ

ていて、すでに内部は通水している状況であり、水たたきとしての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

(143) 近畿農政局で、昭和 41 年 12 月、指名競争契約により世紀建設株式会社に 40,840,000 円 (当初契約額 40,200,000 円) で請け負わせ施行した琵琶湖干拓建設事業大中之湖地区幹線道路簡易舗装工事は、42 年 3 月、設計どおりしゅん功したものととして検収を了しているが、アスファルト舗装等を設計と相違して施行したため、舗装の強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、道路延長 11,368 メートル 61,909 平方メートルを厚さ 3 センチメートルまたは 4 センチメートルのアスファルトコンクリートまたはタールコンクリートで舗装したものであるが、うち延長 1,712 メートル 5,027 平方メートル (工事費 2,500,938 円) は降雨により路盤が湿潤していたり、気温が低かったなどアスファルト等の舗装工事の施行条件としては適当でない時に施行したため、アスファルトコンクリート等の下部が固結しないでぜい弱となっており、工事が完成して間もないのに全面的にき裂を生じ、各所が破損している状況で、舗装としての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

(144) 代行工事の施行にあたり転石の破砕単価を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(一般会計) (組織)農林本省 (項)農業施設災害復旧事業費 (項)昭和 41 年発生農業施設災害復旧事業費

北陸農政局で、新潟県に施行させている代行災害復旧事業外波地区のうち、同県が昭和 41 年 6 月、指名競争契約により加和太建設株式会社に代行災害復旧事業外波地区道路復旧工事を 24,649,000 円 (当初契約額 20,700,000 円) で請け負わせ施行しているが、転石の破砕単価の積算が適切を欠いたため予定価格が過大となり、ひいては工事費が約

110 万円高価となっており、また、から積石垣を設計と相違して施行したため、その強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

本件工事は、40、41 両年の台風により被災した延長 1,858 メートルの道路の盛土等 11,791 立方メートルおよび石垣 2,001 平方メートル等を施行するもので、その予定価格についてみると、切取土および盛土用採取土は、径 50 センチメートル以上の転石が 20 %程度 2,081 立方メートル混入しているので、ダイナマイトによりぐり石程度に破碎することとし、その単価は、37 年に制定した標準歩掛表の岩石掘さく歩掛りにより、ダイナマイトを立方メートル当り 0.21 キログラム使用することとし、人力による取片づけ手間 83 円を含め立方メートル当り 1,251 円計 2,604,206 円と積算している。

しかしながら、破碎した転石のほとんどはブルドーザおよびトラクタショベルにより土砂と合わせて路床に敷き込むものであるから、ぐり石程度に破碎する必要はなく機械の作業に支障がないよう径 30 センチメートル程度に破碎すれば足りるもので、人力による取片づけ手間も要しないものであり、また、上記の標準歩掛りは、制定当時の能率の低いさく岩機の性能によったものであり、しかも、岩盤を破碎するときに適用するものであるから、本件のような転石の破碎に適用したのは適当とは認められない。

いま、仮に通常の積算例により転石を 30 センチメートル程度に破碎するものとして、ダイナマイトを立方メートル当り 0.15 キログラム使用し、破碎岩の取片づけ手間を除外して計算すると立方メートル当り 828 円計 1,725,556 円で足り、その他の工事費を合わせると総額 23,542,000 円となり、本件工事費はこれに比べて約 110 万円高価となっていると認められる。

また、から積石垣 1,475 平方メートルのうち 293 平方メートル (工事費 697,257 円) は控 35 センチメートルの雑石を使用し、胴、裏込ぐり石平方メートル当り 0.3 立方メートル、総量 88 立方メートルを施行することとしているが、実際は雑石は大小不ぞろ

いで、積み方も粗雑であるばかりでなく、胴込ぐり石はほとんど^{●●}ん充されていないため、積石が容易に抜き取れる状況でから積石垣としての強度が設計に比べて著しく低下していると認められる。

保 険 (145) — (158)

(145) 農業共済保険事業の運営が適切でないもの
(152)

(農業共済再保険特別会計)

昭和 42 年において、農作物共済に関し宮城県ほか 10 府県の 78 農業共済組合および 9 町 (共済金 1,052,768,615 円) について調査を行なったところ、組合等において共済金の全部または一部を組合員等に支払わず、これをそのまま共済掛金、賦課金、組合業務費に充当したり、共済金を補償対象外の組合員を含め引受面積割等で配分したりしているなど共済金の経理当を得ないと認められるものが山梨県ほか 7 府県の 15 組合および 1 町において 129,687,051 円 (国庫負担推定額 8985 万余円) あり、これを不当の態様別に示すと次表のとおりである。

府 県 名	調査済 共済組 合等数	調査済共済 金額	共済金を組合員 等に全く支払わ ないもの		共済金の一部を 組合員に支払わ ないもの		共済金を補償対象 外の被害 ³ 割未満 のものを含めて配 分しているもの		計	
			組合 等数	共 済 金 額	組合 等数	共 済 金 額	組合 等数	共 済 金 額	組合 等数	共 済 金 額
山 梨 県	8	38,231,495	1	1,234,723	3	20,205,550	2	7,163,207	6	28,603,480
岐 阜 県	8	52,255,830			1	438,660			1	438,660
愛 知 県	6	62,955,687					1	9,173,113	1	9,173,113
京 都 府	9	47,537,719			1	4,215,339			1	4,215,339
兵 庫 県	10	181,755,202	1	1,967,000	1	19,432,595	1	15,283,785	3	36,683,380
高 知 県	11	258,968,977			1	2,590,647			1	2,590,647
福 岡 県	10	78,997,948			1	2,667,351			1	2,667,351
長 崎 県	6	76,505,430					2	45,315,081	2	45,315,081
計	68	797,208,288	2	3,201,723	8	49,550,142	6	76,935,186	16	129,687,051

また、不当に経理された共済金を用途別に区分すると、目的外に使用しているものが18,432,532円、正規の基準によらないで支払ったものが107,821,708円、長期間未払のままとしているものが3,432,811円である。

しかして、これら組合等のうちには、保険金請求に際し実評価を上回る被害報告を行

農業共済組合等	共済目的	書類上の支払		実 際		
		減 収 量 kg	共 済 金 円	被 害 割		
				減 収 量 kg	金	額 円
(145) 山 梨 県 東八代郡 石和町 (旧石和町)	40 水稻 シ 麦	15,649	1,204,973	—	—	—
		850	29,750	—	—	—
(146) 同 東八代郡 石和町 (旧富士見)	40 水稻 シ 麦	31,061	2,393,424	—	—	—
		900	16,510	—	—	—
(147) 同 東八代郡 中道町	40 水稻 シ 陸 稻 シ 麦 41 水稻 シ 陸 稻 シ 麦	117,202	8,204,140	—	—	—
		871	69,680	—	—	—
		9,050	271,500	—	—	—
		104,684	8,183,496	—	—	—
		531	42,480	—	—	—
(148) 岐 阜 県 海津郡南 濃町 (下多度地区)	40 水稻	21,933	438,660	—	—	—
		—	—	—	—	—
(149) 京 都 府 中郡大宮 町三五	40 水稻 シ 麦 41 水稻 シ 麦	46,954	3,129,013	—	—	—
		893	17,860	—	—	—
		15,152	1,060,640	—	—	—
		299	7,826	—	—	—
(150) 兵 庫 県 多可郡黒 田庄町 (旧組合)	40 水稻 シ 麦 41 シ	264,255	18,497,850	—	—	—
		12,928	452,480	—	—	—
		13,779	482,265	871	30,485	—
(151) 同 多可郡黒 田庄町	41 水稻	28,100	1,967,000	—	—	—

なったもの、共済金の全部を別途に経理してこれをそのまま掛金、賦課金に充当し、組合員等からは掛金、賦課金を全く徴収していないものも見受けられた。

いま、上記のうち共済金を目的外に使用したものをあげると次表のとおり8件である。

の 支 払 額	均 等 割		計	目的外に使用した額 (会計実地検査当時の未使用額を含む。)	摘 要
	配 分 基 準	そ の 他			
—	—	—	—	1,204,973	共済金を組合員に全く支払わないもの
—	—	—	—	29,750	
部 落 割	—	693,400	693,400	1,700,024	共済金の一部を組合員に支払わないもの
—	—	—	—	16,510	
部 落 割	—	6,365,159	6,365,159	1,908,661	同
同	—	271,500	271,500	—	
同	—	5,862,165	5,862,165	2,622,671	同
適 宜	—	270,940	270,940	167,720	
同	—	246,000	246,000	3,969,339	同
部 落 割	—	16,297,850	16,297,850	2,200,000	同
—	—	—	—	452,480	
—	—	—	30,485	451,780	共済金を組合員等に全く支払わないもの
—	—	—	—	1,967,000	

農業共済組合等	共済目的	書類上の支払		実 際	
		減 取 量	共 済 金	被 害 割	
				kg	円
				kg	円
(152) 高知県 香美郡香 我美町山 北	40 水 稻 (1 回作)	33,688	1,634,171	33,899	575,879
	41 水 稻 (2 回作)	6,866	339,282	6,866	111,502
	41 水 稻 (1 回作)	13,113	596,844	12,588	157,562
	41 水 稻 (2 回作)	407	20,350	272	4,080
	計		49,319,054		879,508

備考 共済目的欄中、「40」、「41」はそれぞれ40年産、41年産を略したものである。

(153) 漁船再保険金の支払にあたり処置当を得ないもの
(158)

(漁船再保険特別会計) (普通保険勘定) (項) 漁船再保険費

水産庁で、昭和41年度中、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)に基づいて全国53漁船保険組合に漁船の滅失、沈没、損傷その他の事故等による組合の支払保険金に対する普通再保険金38,560事項3,511,775,425円を支出している。このうち根釧ほか15漁船保険組合に対する再保険金支払件数181事項592,219,230円について実地に検査したところ、組合が保険金を支払うにあたり、損害調査が十分でなく船体、機関等の損害額を過大に認定したり、衝突損害賠償金の額を誤って過大に算定したりなどしているのに、水産庁がこれらをそのまま認めて再保険金を支払っているものが18事項3,480,398円ある。

いま、上記のうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり6件2,518,404円である。

組 合 名	水産庁の決定額		検査の結果妥当と認められる額		支払再保険金差額	摘 要
	損 害 額	支払再保険金額	損 害 額	支払再保険金額		
(153) 根釧漁船保険組合						
第21 喜代丸	1,065,470	978,101	751,850	690,198	287,903	機関等の損害額の過大認定

の 支 払 額			目的外に使用した額 (会計実地検査当時の未使用額を含む。)	摘 要
均 等 割	そ の 他	計		
配 分 基 準	金 額	円	円	円
—	—	575,879	1,058,292	
—	—	111,502	227,780	共済金の一部を組合員に支払わないもの
—	—	157,562	439,282	
—	—	4,080	16,270	
	30,007,014	30,886,522	18,432,532	

組 合 名	水産庁の決定額		検査の結果妥当と認められる額		支払再保険金差額	摘 要
	損 害 額	支払再保険金額	損 害 額	支払再保険金額		
(154) 北海道機船底曳網漁業漁船保険組合						
第55 大東丸	2,810,930	2,580,433	2,540,855	2,332,504	247,929	船体の損害額の過大認定
(155) 日振勝漁船保険組合						
第12 幸進丸	1,256,530	1,048,631	999,250	833,919	214,712	同
(156) 宮城県漁船保険組合						
第15 八興丸	2,890,131	2,358,346	2,640,131	2,154,346	204,000	救助費の過大認定
(157) 福島県漁船保険組合						
第12 明治丸	2,567,230	2,356,716	1,149,143	1,054,912	1,301,804	衝突損害賠償額の過大算定
(158) 同						
第21 松丸	2,881,000	2,644,758	2,595,537	2,382,702	262,056	船体の損害額の過大認定
計		11,966,985		9,448,581	2,518,404	

補 助 金 (159) — (267)

(159) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの
(250)

(一般会計) (組織) 農林本省 (項) 土地改良事業費 (項) 農用地開発事業費 (項) 農林漁業用揮発

油税財源身替農道整備事業費 (項)海岸事業費 (項)農業施設災害
関連事業費 (項)農業施設災害復旧事業費 (項)昭和41年発生農
業施設災害復旧事業費 (項)昭和40年発生農業施設災害復旧事業
費 (項)離島振興事業費

(組織)林野庁 (項) 林道事業費 (項)山林施設災害復旧事業費 (項)離島振興事業
費

(組織)水産庁 (項)漁港施設費 (項)海岸事業費 (項)漁港施設災害復旧事業費
(項)昭和41年発生漁港施設災害復旧事業費 (項)北海道漁港施設費
(項)離島振興事業費

(国有林野事業特別会計) (治山勘定) (項)治山事業費 (項)離島治山事業費

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行した土地改良、治山施設、林道開設、
漁港修築および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金（以下「国庫補
助金」という。）は土地改良法（昭和24年法律第195号）、農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）等に基づいて交付されるもの
である。

昭和42年中、全国の工事箇所64,692のうち北海道ほか34都府県につきその4.9%に
相当する3,216箇所（工事費26,333,634,031円、国庫補助金16,425,424,130円）を実
地に検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められたものが北海道ほか30都
府県において、不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が1工事につき10万円
^(注)
以上のもので119工事51,855,481円（うち国有林野事業特別会計治山勘定の分3工事
1,800,674円）ある。

公共事業関係国庫補助金の経理については、不当と認めた事例を毎年度の検査報告に
掲記して注意を促してきたところであり、検査の結果からみて関係当局の努力の跡が認
められるが、依然としてとくに災害復旧工事において不当な事例が多数見受けられるこ
とにかんがみ、今後一層指導監督の強化徹底を図るなど工事の適正な施行について配慮
の要があるものと認められる。

いま、前記119工事についてこれを不当の態様別にみると、

1 工事の施行が不良で設計に比べて強度が著しく低下していると認められるもの

(ア) コンクリート工事においては、治山のえん堤や農道の擁壁等の工事で、純コン
クリートで施行することとなっているのに玉石等を中詰めとし配合の悪いコンクリ
ートで被覆し、または粗悪な玉石コンクリートで施行しているもの、井ぜきのえん
体や防波堤等の工事で、配合の悪いコンクリートで施行し、その練混ぜやつき固め
も十分でなかったため内部に多くの空げきを生じすでに内部に水が浸透しているも
の、水路の護岸擁壁等の工事で、配合の悪いコンクリートで施行し、かつ、冬期間
の施行であるのに養生が十分でなかったため凍結し、容易に破碎されるものなど76
工事国庫補助金相当額 35,704,086円

(イ) 石垣工事およびコンクリートブロック積み工事においては、石積みおよびコン
クリートブロック積みの施行が粗雑なばかりでなく、胴込や裏込のコンクリート
は配合の悪いもので少量を施行しているものなど30工事国庫補助金相当額
10,416,172円

(ウ) その他、玉石コンクリート工事においては、井ぜきのえん体や林道の擁壁工事
で、玉石を多量に使用しその配列も粗雑となっているばかりでなく、コンクリートは
配合の悪いもので施行しそのつき固めも十分でなかったためモルタルと砂利とが分
離し、すでに内部に水が浸透しているものなど4工事国庫補助金相当額 2,921,674円

2 工事の出来高が設計に比べて不足しているもの

林道の石垣工事で、胴込や裏込のコンクリート量が設計に比べて不足しているも
の、農地保全工事で鉄線じゃかごの詰石の量が設計に比べて不足しているものなど9
工事国庫補助金相当額 2,813,549円

となっている。

しかして、不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が1工事につき20万円以

上のものをあげると次表のとおり 92 件 47,582,970 円である。

(注) 次表に掲記した都道府県のほか宮崎県

都道府県名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち42年 度以降交付 付予定額を 要する額)	摘 要
		千円	千円	千円	千円	
(159)北海道	紋別郡湧別町湧別漁港41年災害復旧	1,914	1,531	412	330	導流堤基礎コンクリート工事の施行不良
(160)同	虻田郡豊浦町豊浦漁港38年災害復旧	19,228	15,382	1,003	802	防波堤の基礎被覆捨石工事の出来高不足
(161)同	静内郡静内町春立漁港修築	5,442	5,442	281	281	護岸基礎工事の出来高不足
(162)同	松前郡松前町赤松前町土神水路41年災害復旧	1,974	1,825	700	647	土留めコンクリートブロックから積み工事の施行不良
(163)同	磯谷郡蘭越町貼川水路41年災害復旧	3,785	3,682 (2,162)	212	207 (207)	側壁および底張りコンクリート工事の施行不良
計		32,343	27,864 (2,162)	2,609	2,268 (207)	
(164)青森県	東津軽郡達田村瀨辺地漁港39年災害復旧	1,259	869	759	524	護岸基礎の保護コンクリートブロック工事の施行不良
(165)同	中津軽郡相馬村岩浪農道40年災害復旧	1,199	779	1,199	779	土留め擁壁コンクリート工事の施行不良
(166)同	東津軽郡平内町中福取頭首工41年災害復旧	1,316	978	430	320	護岸コンクリートブロック練積み工事の施行不良
(167)同	南津軽郡大鰐町第2具羅木水路41年災害復旧	1,885	1,732	245	225	底張りコンクリート工事の施行不良
(168)同	南津軽郡平賀町第5切明水路38年災害復旧	3,082	2,736	1,499	1,331	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
(169)同	南津軽郡平賀町第9切明水路38年災害復旧	2,853	2,533	794	705	落差工コンクリート工事の施行不良
計		11,594	9,630	4,929	3,887	
(170)岩手県	遠野市柝内水路38年災害復旧	1,711	985	609	351	護岸コンクリートブロック練積み工事の施行不良
(171)同	二戸郡安代町石神水路41年災害復旧	3,049	2,161	874	619	擁壁コンクリート工事の施行不良

都道府県名	工 事 事業主体	工 事 費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち42年 度以降交付 付予定額を 要する額)	摘 要
		千円	千円	千円	千円	
(172)岩手県	和賀郡和賀町林道菱内川線40年災害復旧	404	202	404	202	土留め練積石垣工事の施行不良
計		5,164	3,349	1,887	1,173	
(173)宮城県	白石市川原子地区かんがい排水	3,000	1,200	882	353	水路の底張りコンクリート工事の施行不良
(174)同	栗原郡栗駒町筑倉頭首工38年災害復旧	799	519	455	296	えん体玉石コンクリート工事および護岸練積石垣工事の施行不良
(175)同	栗原郡花山村花山沢頭首工40年災害復旧	458	297	458	297	えん体コンクリート工事および護岸練積石垣工事の施行不良
計		4,257	2,017	1,796	946	
(176)秋田県	男鹿市荒田堰水路39年災害復旧	452	293	379	246	護岸練積石垣工事の施行不良
(177)福島県	大沼郡金山町横井戸地内対策	5,961	2,980	440	220	集水暗きょの水抜用砂利埋設工事の出来高不足
(178)同	耶麻郡山都町洲谷地内対策	6,209	3,104	1,042	521	排水路の側壁鉄筋コンクリートブロック工事の施行不良
(179)同	原町市中江頭首工41年災害復旧	2,286	1,993 (1,430)	328	286 (286)	えん体木工沈床の上張りコンクリート工事の施行不良
(180)同	田村郡船引町鶴巻田頭首工41年災害復旧	1,143	742 (92)	399	259 (92)	えん体コンクリート工事の施行不良
計		15,599	8,821 (1,523)	2,209	1,286 (378)	
(181)茨城県	那珂郡緒川村和久頭首工39年災害復旧	2,652	1,723	1,617	1,051	えん体コンクリート工事の施行不良
(182)同	真壁郡関城町花田農道40年災害復旧	1,031	670 (19)	873	567 (19)	土留め練積石垣工事の施行不良
計		3,683	2,393 (19)	2,491	1,619 (19)	
(183)栃木県	小山市東野田水路41年災害復旧	848	551 (226)	848	551 (226)	護岸練積石垣工事の施行不良
(184)同	真岡市飯貝水路40年災害復旧	555	360	512	332	護岸のコンクリートブロックから積み工事および練積石垣工事の施行不良

都道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金相当 額 (うち42年 度以降交付 付予定額) 中減額を 要する額	摘 要
(185)栃木県	矢板市川向頭首工41年災害復旧	矢板市	千円 2,941	千円 1,911	千円 2,577	千円 1,675	えん体コンクリート工事の施行不良
(186)同	那須郡烏山町横枕頭首工40年災害復旧	受益者共同施行	1,007	654	434	282	えん体および護岸擁壁のコンクリート工事の施行不良
(187)同	那須郡黒羽町中野内頭首工38年災害復旧	黒羽町	612	545	229	204	同
計			5,963	4,023 (226)	4,601	3,046 (226)	
(188)群馬県	沼田市上佐山頭首工41年災害復旧	沼田市	478	310	478	310	えん体コンクリート工事の施行不良
(189)同	沼田市猪掛頭首工41年災害復旧	同	1,535	997	670	435	同
(190)同	甘楽郡下仁田町田納津頭首工39年災害復旧	下仁田町	1,173	886	540	408	同
(191)同	甘楽郡下仁田町松倉第2水路39年災害復旧	同	317	239	317	239	護岸練積石垣工事の施行不良
(192)同	群馬郡榛名町戸榛名農道41年災害復旧	榛名町	1,733	1,556	1,253	1,125	土留め練積石垣工事の施行不良
計			5,236	3,990	3,259	2,520	
(193)東京都	大島大島町林道野増線開設(その1)	東京都	7,705	3,082	724	289	土留め練積石垣工事の出来高不足
(194)同	大島大島町林道野増線開設(その2)	同	7,888	3,155	548	219	同
(195)同	大島大島町野増地内復旧治山	同	1,934	1,289	1,609	1,073	えん堤コンクリート工事の施行不良
(196)同	八丈島八丈町八重根漁港修築	同	34,140	34,140	1,256	1,256	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
(197)同	八丈島八丈町洞輪沢漁港修築	八丈町	23,964	23,964	687	687	防波堤の堤体コンクリート工事の施行不良
計			75,632	65,631	4,825	3,525	
(198)新潟県	岩船郡山北町寝屋漁港修築	新潟県	4,459	2,229	1,506	753	防波堤の堤体コンクリート工事の施行不良
(199)同	中頸城郡三和村水科地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備	同	10,724	7,042	383	255	盛土工事の出来高不足

都道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金相当 額 (うち42年 度以降交付 付予定額) 中減額を 要する額	摘 要
計			千円 15,183	千円 9,271	千円 1,889	千円 1,008	
(200)富山県	魚津市大熊水路40年災害復旧	魚津市	403	357	311	276	護岸練積石垣工事および河床保護コンクリート工事の施行不良
(201)同	氷見市胡桃地区農地保全施設39年災害復旧	氷見市	12,635	12,483	457	451	鉄線じゃかご工事の出来高不足
計			13,038	12,840	768	727	
(202)石川県	石川郡白峰村松倉谷地内復旧治山	石川県	6,987	4,658	929	619	水路練石張り工事の施行不良
(203)同	金沢市カマの前水路39年災害復旧	金沢市	2,862	2,830	309	306	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
計			9,849	7,488	1,239	925	
(204)福井県	大野市義道頭首工40年災害復旧	大野市	3,812	3,655	234	225	河床保護練石張り工事の施行不良
(205)山梨県	中巨摩郡甲西町桐ノ木沢地区農地保全施設41年災害復旧	甲西町	4,726	4,423 (535)	494	462 (462)	擁壁コンクリート工事の施行不良
(206)岐阜県	揖斐郡藤橋村小會根水路40年災害復旧	藤橋村	1,301	1,280	972	956	護岸練積石垣工事の施行不良
(207)滋賀県	伊香郡余呉村妙理頭首工39年災害復旧	余呉村	510	331	360	234	えん体コンクリート工事の施行不良
(208)同	愛知郡愛東村新郷井頭首工40年災害復旧	愛東村	1,182	768	925	601	水たたきコンクリート工事の施行不良
(209)同	蒲生郡日野町小野天神頭首工40年災害復旧	日野町	1,323	1,172	1,323	1,172	えん体コンクリート工事および護岸練積石垣工事の施行不良
(210)同	甲賀郡水口町馬場橋頭首工40年災害復旧	水口町伴谷土地改良区	1,286	1,117	412	358	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
(211)同	高島郡朽木村畑原頭首工40年災害復旧	朽木村	2,111	1,878	942	838	えん体コンクリート工事の施行不良
計			6,412	5,268	3,963	3,205	
(212)京都府	福知山市長田南頭首工41年災害復旧	福知山市	1,287	836	413	268	えん体コンクリート工事の施行不良

都道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち42年 度以降交付 付予定額を 要する額)	摘 要
(213)京 都 府	福知山市多保市 頭首工40年災害 復旧	福知山市	千円 44,162	千円 39,853	千円 2,433	千円 2,196	えん体玉石コンクリ ート工事の施行不良
(214)同	船井郡日吉町繩 手頭首工40年災 害復旧	日吉町	1,777	1,556	1,205	1,055	水たたきコンクリ ート工事の施行不良
計			47,226	42,247	4,052	3,520	
(215)兵 庫 県	養父郡関宮町養 父地区開拓バイ ロット事業幹線 道路開設	兵 庫 県	16,211	10,537	605	393	側溝コンクリート工 事の施行不良
(216)奈 良 県	桜井市宮の脇頭 首工40年災害復 旧	桜井市	545	504	545	504	えん体コンクリート 工事の施行不良
(217)同	山辺郡山添村箕 輪頭首工40年災 害復旧	山添村	713	628	619	545	同
計			1,258	1,132	1,164	1,049	
(218)和歌山県	有田郡金屋町吉 原地区開拓バイ ロット事業幹線 道路開設	和歌山県	8,210	5,336	843	547	側溝コンクリート工 事の施行不良
(219)同	有田郡広川町広 川地区開拓バイ ロット事業幹線 道路開設	同	20,198	13,128	1,627	1,057	同
計			28,408	18,465	2,470	1,605	
(220)島 根 県	大田市市頭首工 40年災害復旧	大 田 市	494	435	416	367	えん体および護岸擁 壁のコンクリート工 事の施行不良
(221)同	飯石郡頼原町大 川頭首工40年災 害復旧	頼 原 町	1,733	1,660	403	386	えん体コンクリート 工事の施行不良
(222)同	邑智郡大和村上 河内頭首工40年 災害復旧	大 和 村	526	487	349	324	同
計			2,753	2,583	1,169	1,077	
(223)広 島 県	佐伯郡廿日市町 地御前漁港修築	広 島 県	35,000	17,500	945	472	護岸練積石垣工事の 施行不良と基礎被覆 捨石工事の出来高不 足
(224)同	高田郡白木町大 樽水路40年災害 復旧	白 木 町	4,614	4,009	789	685	護岸補強コンクリ ート工事の施行不良
計			39,614	21,509	1,734	1,158	

都道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 付予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金 相当額 (うち42年 度以降交付 付予定額を 要する額)	摘 要
(225)山 口 県	徳山市久保田頭 首工39年災害復 旧	徳 山 市	千円 973	千円 695	千円 476	千円 340	えん体コンクリート 工事の施行不良
(226)同	阿武郡旭村一升 谷頭首工38年災 害復旧	旭 村	488	425	488	425	えん体練石張り工事 の施行不良
(227)同	阿武郡阿東町吉 部野頭首工38年 災害復旧	阿 東 町	1,192	991	356	296	えん体練石張り工事 の施行不良
(228)同	大津郡油谷町大 掛頭首工41年災 害復旧	油 谷 町	1,060	952	606	545	えん体コンクリート 工事の施行不良
(229)同	佐波郡徳地町西 大津頭首工40年 災害復旧	徳 地 町	1,210	948	837	656	水たたきコンクリ ート工事の施行不良
計			4,923	4,014	2,764	2,264	
(230)香 川 県	観音寺市伊吹漁 港40年災害復旧 (その1)	観音寺市	3,742	3,562	638	607	防波堤の側面被覆コ ンクリート工事の施 行不良と出来高不足
(231)同	観音寺市伊吹漁 港40年災害復旧 (その2)	同	1,365	1,299	412	392	物揚場の前張りコン クリート工事および 船揚場の護岸擁壁コ ンクリート工事の施 行不良
(232)同	小豆郡土庄町鹿 島農道40年災 害復旧	土 庄 町	1,030	1,003	269	262	土留め練積石垣工事 の施行不良
(233)同	仲多度郡琴南町 長谷1号頭首工 40年災害復旧	琴 南 町	662	554	485	406	えん体コンクリート 工事の施行不良
計			6,799	6,419	1,805	1,668	
(234)愛 媛 県	伊予市大袋谷水 路40年災害復旧	伊 予 市	1,274	1,094	296	255	側壁コンクリート工 事の施行不良
(235)同	越智郡朝倉村浅 地水路40年災害 復旧	朝 倉 村	802	693	696	602	擁壁コンクリート工 事の施行不良
(236)同	越智郡上浦町竹 下川水路40年災 害復旧	上 浦 町	540	494	494	452	護岸練積石垣工事の 施行不良
(237)同	喜多郡長浜町喜 多灘漁港改修	長 浜 町	6,000	3,000	601	300	防波堤の堤体コンク リート工事の施行不 良
(238)同	北宇和郡津島町 下灘地区農林漁 業用揮発油税財 源身替農道整備	津 島 町	15,000	10,000	307	204	土留めコンクリート ブロック練積み工事 の施行不良

都道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に對する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 予定額)	不当工事 費	左に對する 国庫補助金相当 額 (うち42年 度以降交付 予定額を 要する額)	摘 要
			千円	千円	千円	千円	
計			23,616	15,282	2,395	1,814	
(239)福岡県	柳川市榎町水路 41年災害復旧	花宗太田 土木組合	1,926	1,251 (276)	330	214 (214)	護岸練積石垣工事の 施行不良
(240)長崎県	北松浦郡生月町 日草地区海岸保 全	長崎県	12,740	6,370	510	255	護岸擁壁コンクリ ート工事の施行不良
(241)同	壱岐郡石田村久 喜漁港改修	石田村	6,000	6,000	1,220	1,220	防波堤の堤体コンク リート工事の施行不 良
(242)同	北高来郡高来町 樋ノ木水路37年 災害復旧	高来町	3,824	3,724	220	214	底張りコンクリ ート工事の施行不良
(243)同	西彼杵郡外海町 出津漁港海岸保 全(その1)	外海町	6,000	3,000	678	339	護岸擁壁コンクリ ート工事の施行不良
(244)同	西彼杵郡外海町 出津漁港海岸保 全(その2)	同	6,500	3,250	1,324	662	同
(245)同	南松浦郡新魚目 町小串漁港修築	新魚目町	8,400	8,400	532	532	防波堤の堤体コンク リート工事の施行不 良
(246)同	南松浦郡奈留町 林道小田線開設	奈留町	5,180	2,072	582	232	土留め擁壁玉石コン クリート工事の施行 不良
計			48,644	32,816	5,067	3,456	
(247)大分県	大分市九十歩頭 首工41年災害復 旧	大分市	638	414	374	243	えん体コンクリ ート工事の施行不良
(248)同	津久見市長浦水 路41年災害復旧	津久見市	820	806	247	243	護岸から積石垣工 事の施行不良
(249)同	東国東郡安岐町 間方頭首工37年 災害復旧	安岐町	1,122	985	381	334	えん体コンクリ ート工事の施行不良
計			2,580	2,205	1,002	821	
(250)鹿児島県	喺咄郡志布志町 十文字原地区開 拓地改良事業支 線道路開設	鹿児島県	2,613	1,532	859	504	橋台コンクリ ート工事の施行不良
合 計			440,817	332,241 (4,743)	63,973	47,582 (1,508)	

(251) 国庫補助金の経理当を得ないもの
(265)

(一般会計) (組織)農林本省 (項)農業構造改善対策費 (項)農産物生産対策費 (項)畜産振興費
(組織)林野庁 (項)林業振興費
(組織)水産庁 (項)水産業振興費

公共事業関係を除く国庫補助金については、昭和42年中、農業構造改善事業に重点をおき、北海道ほか22府県管内の248地域を選定し、これら地域内の同事業施行者に交付された国庫補助金5,371,950,570円について検査を実施するとともに、前記道府県管内の市町村および各種組合等に交付された林業構造改善対策事業費補助金ほか24費目の国庫補助金824,716,488円についてもあわせて検査を実施したところ、補助金の経理当を得ないと認められたものが、北海道ほか^(注)15府県で、農業、林業、沿岸漁業の各構造改善事業等において、

農道の新設および改良等の請負額を付増しするなどして事業費を過大に精算しているもの37事項国庫補助金相当額7,764,092円
共同利用することとして導入または設置した農業機械等が個人用のものとなっているものなど補助の対象とは認められないもの5事項国庫補助金相当額6,122,589円
事業量または工事の出来高が不足していたり、工事の施行が不良となっているもの4事項国庫補助金相当額450,100円
計46事項14,336,781円ある。

いま、上記46事項のうち1事項20万円以上のものをあげると次表のとおり15件11,805,144円である。

(注) 次表に掲記した道府県のほか宮城、福島、茨城、栃木、山梨、兵庫、島根、宮崎、鹿児島各県

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費 千円	左に對する 国庫補助金 千円	不当事業 費 千円	左に對する 国庫補助金相当 額 千円	摘要
(農業構造改善事業)								
(251) 北海道	40	トラクタ	沙流郡門別町賀張トラクタ利用組合	13,252	6,140	4,654	2,156	補助の対象外
(252) 同	シ	育成牛舎	紋別郡興部町北興第2酪農生産組合	5,414	2,636	614	298	事業費の精算過大
(253) 秋田県	シ	牧道	北秋田郡比内町農事組合法人扇田酪農農場	1,500	750	458	229	同
(254) 新潟県	シ	稚蚕共同飼育所	岩船郡朝日村館越農場	2,125	1,062	2,125	1,062	補助の対象外
(255) 同	シ	壮蚕共同飼育所	同	3,685	1,837	3,685	1,837	同
(256) 岐阜県	シ	ほ場整備	揖斐郡大野町野牛洞土地改良区	24,700	12,347	694	347	事業費の精算過大
(257) 京都府	シ	同	綾部市	18,728	9,364	430	215	同
(258) 鳥取県	シ	らっきょう加工施設	岩美郡福部村農業協同組合	12,955	6,477	1,291	645	同
(259) 同	シ	一般農道	東伯郡関金町南谷土地改良区	17,246	8,623	1,200	600	同
(260) 高知県	シ	一般農道 (西分1号線)	安芸郡芸西村	10,100	5,050	1,911	955	同
(261) 同	シ	一般農道 (西分3号線)	同	14,770	7,385	2,873	1,436	同
(262) 同	41	一般農道 (西分2号線)	同	32,600	16,300	1,318	659	同

(林業構造改善事業)

(263) 岐阜県	40	素材生産施設	大野郡清見村森林組合	2,254	1,127	1,760	880	補助の対象外
-----------	----	--------	------------	-------	-------	-------	-----	--------

(沿岸漁業構造改善事業)

(264) 高知県	40	鮮魚運搬施設	高知市高知県漁業協同組合連合会	15,000	4,500	800	240	事業費の精算過大
-----------	----	--------	-----------------	--------	-------	-----	-----	----------

道府県名	年度	事業内容	事業主体	事業費 千円	左に對する 国庫補助金 千円	不当事業 費 千円	左に對する 国庫補助金相当 額 千円	摘要
(265) 高知県	41	鮮魚運搬施設	高知市高知県漁業協同組合連合会	18,700	5,610	800	240	事業費の精算過大
計				193,030	89,209	24,616	11,805	

(266) 農業改良資金助成補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの

(一般会計) (組織) 農林本省 (項) 農産物生産対策費

農業改良資金は、農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)に基づき都道府県が国の補助金と自己資金とを財源として農業者等に対し無利子で貸し付けるもので、昭和41年度中、農林省で国庫補助金1,465,259,536円を都道府県に交付しているが、本院において、貸付金の大部分を占める技術導入資金に関し、北海道ほか20府県における貸付け14,047事項4,035,339,750円(うち40年度分6,731事項1,998,525,084円)のうち229事項272,503,710円(うち40年度分127事項149,724,970円)について、貸付けおよび貸付金使用の状況を調査したところ、北海道ほか12県において、

貸付けの対象とならないものに貸し付けているもの2事項1,084,000円

借受者が事業を全く実施しないで、貸付金を貸付けの対象とならない施設の設置に使用したり、債務の償還に充当したりなどしているもの6事項6,389,000円

借受者が計画事業費より少額で事業を実施して、貸付金の一部を貸付けの対象とならない土地の取得に使用したり、団体の経費に使用したり、貯金そのまま保有したりなどしているもの47事項18,461,084円

計55事項25,934,084円があり、ひいて補助の目的にそわない結果となっていると認められる国庫補助金相当額が1711万余円ある。

いま、これを道県ごとに示すと次表のとおりである。

類 道 県 別 名	貸付金		左のうち調査したもの		不 当 貸 付 金						
	事項 数	金 額	事項 数	金 額	貸付けの対象とならないものに貸し付けているもの		事業を全く実施していないもの		計画事業費より少額で実施しているもの		計
					事項 数	金 額	事項 数	金 額	事項 数	金 額	
北海道	944	437,841,000	18	31,365,000			4	1,326,697	4	1,326,697	
福島県	1,415	251,448,000	6	3,267,000				11,840,000	1	531,790	2
茨城県	686	210,954,400	13	10,602,000			2	980,000	6	2,552,556	8
栃木県	1,002	209,450,000	21	44,504,000					1	70,000	1
新潟県	513	292,240,147	17	28,053,430				12,687,000	1	567,000	2
長野県	1,005	204,411,520	14	12,206,900	1	718,000					1
静岡県	87	28,406,160	2	6,732,000					1	2,670,360	1
愛知県	364	328,216,000	10	6,065,000			1	182,000	2	1,020,514	3
鳥取県	485	111,198,000	14	8,282,000			1	700,000	3	483,034	4
福岡県	548	118,714,300	11	12,018,200					1	213,000	1
長崎県	533	148,665,250	19	22,570,000					6	1,386,179	6
宮崎県	955	223,102,396	18	27,454,780	1	366,000			11	2,934,355	12
鹿児島県	915	289,075,250	19	23,349,400					10	4,705,599	10
合計	9,452	2,853,822,423	182	236,569,710	2	1,084,000	6	6,389,000	47	18,461,084	55

(267) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体、土地改良区、森林組合等が施行する農業施設、山林施設、漁港施設の昭和41年発生災害復旧工事費の査定を了したもの(農林省査定額29,430,403,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった北海道ほか17県を選び、41年11月から42年5月までの間に、農業施設2,090工事7,445,016,000円、山林施設219工事474,091,000円、漁港施設80工事406,700,000円計2,389工事8,325,807,000円について実施した。

その結果、査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に対して注意したところ減額は正す旨の回答があったものが、前記18道県において農業施設で499工事315,110,000円、山林施設で15工事13,851,000円、漁港施設で17工事6,645,000円

計531工事335,606,000円(国庫補助(負担)金相当額289,148,000円)ある。これを道県別、態様別に示すと次表のとおりである。

類 道 県 別 名	農林省査定額		左のうち実地検査したもの		減 額 さ せ た 工 事 費						
	工事数	金 額	工事数	金 額	設計過大		積算過大		改良工事		計
					工事数	金 額	工事数	金 額	工事数	金 額	
北海道	418	2,374,778	88	988,626	18	18,929	5	4,609			23
青森県	1,111	1,084,175	185	518,236	44	22,642	6	8,431			50
岩手県	868	569,097	146	255,129	18	8,558	5	1,055	1	257	24
宮城県	899	1,144,497	161	788,580	37	19,048	6	24,136	1	453	44
秋田県	367	652,947	135	556,363	11	9,622	6	28,176	2	1,114	19
福島県	1,218	939,130	114	232,315	26	11,147			2	1,602	28
栃木県	581	528,304	86	120,924	8	2,204	1	114			9
群馬県	484	416,673	91	184,531	19	10,484	2	430			21
神奈川県	276	608,625	48	445,071	11	9,275	1	202	2	1,196	14
新潟県	2,490	6,994,902	178	1,316,891	28	31,902	10	6,773			38
山梨県	3,965	3,791,638	134	859,192	35	27,040	16	14,667	2	5,177	53
長野県	498	770,848	67	213,433	11	3,184					11
静岡県	1,266	1,037,244	201	489,942	43	10,491	15	7,816	2	636	60
和歌山県	1,309	533,858	176	165,240	11	1,243	4	1,184			15
山口県	980	549,968	155	220,140	12	2,296	10	3,319			22
高知県	731	528,301	122	218,262	6	1,506	1	197			7
大分県	959	709,883	140	388,583	41	18,318	6	1,106	1	466	48
宮崎県	1,161	864,946	162	364,349	36	12,032	7	1,731	2	838	45
計	19,581	24,099,814	2,389	8,325,807	415	219,921	101	103,946	15	11,739	531

いま、上記の内容をみると次のとおりである。

1 工事の設計が過大となっていると認められるもの

取水せき、水路および道路の擁壁工事、石垣工事等で、洪水位や背後地、河床の状況からみて延長、高さ等を必要以上に見込んでいるもの、小断面の水路工事で、護岸をコンクリート張りとしてもさしつかえなくこれによれば経済的であるのに練積石垣

としているものなど415工事219,921,000円(国庫補助金相当額189,443,695円)

2 工事費の積算が過大となっていると認められるもの

取水ぜきの床掘り工事、農地の客土工事等で、機械で施行することができこれによることとすれば経済的であるのに人力で施行することとしているもの、漁港の防波堤工事等で基礎保護ブロックの運搬すえ付けは自航式起重機船を使用して施行すれば経済的であるのにえい航式のものを使用して施行することとしているもの、水路の護岸工事および取水ぜき工事で、コンクリート量の計算を誤ったり、労務の標準能率の適用を誤ったりしているものなど101工事103,946,000円(国庫補助金相当額90,105,258円)

3 改良工事を施行しようとしているもの

水路および道路の石垣工事等で、被害が軽微な施設などについて災害復旧の査定を受けて改良工事を施行しようとしているもの15工事11,739,000円(国庫補助金相当額9,599,593円)

しかして、災害復旧事業費の査定については、査定額を減額させた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促し、当局においてもその対策について努力しているが、上記のような状況にかんがみ、適正な査定を行なうよう今後一層努力の要があると認められる。

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

(1) 国営かんがい排水事業の施行について

国営かんがい排水事業について、予算を重点的に配分する配慮が欠けたり、利害関係人との調整が不十分なまま採択、着工したり、事業計画の樹立の際の調査、設計が十分でなく着工後しばしば設計変更や追加工事の組入れを行なったりしたなどのため、事業の施行が遅延し計画した事業効果の発現が遅れるなど不経済な結果をきたし

ていると認められるものが多数見受けられたので、上記諸点について再検討し、事業を早期に完成しすみやかに事業効果を発現させるよう、昭和41年7月改善の意見を表示したところ、農林省においては、とくに遅延している地区に予算を重点的に配分して促進を図るほか、追加工事や工法変更等については綿密な検討を行ない工期延長を最少限にとどめるよう努力するとともに、新規事業の採択にあたっては緊急度、地元体制をもあわせ考慮することとしている。

(2) 国営干拓建設事業の施行について

国営干拓建設事業で造成した土地等について、本来の農耕目的以外の工業用地等他用途に売払等の処分をしたり、売払等の処分にいたらないまま長期間遊休したりして、食糧の確保、農業構造改善事業の基盤造成等本事業の目的が遂行されず、投資効果が十分発揚されていないと認められるものがあつたので、干拓地区の採択について慎重を期し、干拓地を工業用地等に転用するにあたっては、その基準を明確にし、体制を整備して審議を慎重に行ない、また、投下事業費の回収を適確にするなど適切な処置を講ずるよう、昭和41年7月改善の意見を表示したところ、農林省においては、干拓地区の採択にあたっては関係行政庁との連絡調整を行ない、干拓地の転用については農地局長通達をもって国営土地改良事業計画の変更(干拓地の他用途転用)取扱要領を定め、関係部課長による委員会を設けて慎重に審議することとするとともに、売払等の処分未済の干拓地等についてはその処理の促進に努力中である。

(3) 国有林野の交換について

国有林野の交換について、交換は国が森林原野を取得するため必要やむを得ない場合に限定すべきであるのにその配慮が足りなかったと認められるもの、交換渡財産の評価にあたって土地価格の評定が適切を欠いていると認められるものなどが見受けられたので、これらにつき、適正な処置を講ずるよう、昭和41年12月改善の意見を表

示したところ、42年4月、農林省においては、林野庁長官通達をもって各営林局長に対し、交換にあたっては、契約の相手方が地方公共団体等であって、受財産は庁舎敷地等の用に供しようとするものであり、また、渡財産もこれらの敷地等であったものであるなど特定の場合に限定すること、渡財産で現況が未開発である土地価格の評価にあたっては、類似地の売買実例価格の調査に重点をおくとともに、広範囲にわたってその資料しゅう集を行ない、鑑定評価を依頼する場合は、評価内容を明示し、採用した資料を添付させるなど評価の要領を明確化すること、交換渡し後も売払の場合に準じ相当期間用途指定を行なうことなどを指示する処置を講じている。

第7 通商産業省

(一般会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入8億1054万余円、歳出775億3571万余円で、歳出決算額のうちおもなものは地方公共団体等が施行する事業に対する国庫補助金295億0948万余円、石炭鉱業合理化事業団等に対する出資金159億2700万円、中小企業高度化資金融通ほか1特別会計に対する繰入金54億3218万余円、石炭鉱業合理化資金利子補給金50億2526万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、工業用水道事業費補助金の経理当を得ないもの(87ページ)、中小企業設備近代化補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの(88ページ)がある。

(アルコール専売事業特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入65億0452万余円、歳出54億6874万余円であり、また、損益は、利益67億8316万余円、損失50億5058万余円で、差引き17億3257万余円の利益となっている。

41年度におけるアルコール(アルコール専売法に規定するアルコールをいう。以下同じ)の生産数量は65,793キロリットル、販売数量は63,014キロリットル、販売金額は65億3546万余円で、前年度に比べると、生産数量で3,479キロリットル、販売数量で4,048キロリットル、販売金額では3億6066万余円の増加となっている。

しかして、検査の結果、本院の質問に対し主務省において処置を講じたものが次のとおりある。

(アルコール原料用輸入糖みつの変性処置の廃止による経費の節減について)

アルコールは国営工場と国が特許または委託した民営工場で生産されているが、これら工場が使用するアルコール原料のうち輸入糖みつについては、フーゼル油等を混入して変性すれば変性しないものに比べて低率な関税を課せられることとなっているため、保税工場において変性を行っていたものである。しかしながら、この変性には相当多額の経費を要するばかりでなく、混入されたフーゼル油等はアルコール製造過程において除去されるものであり、また、糖みつの管理は厳重に行なわれているのであるから、変性処置を加えなくても関税の軽減を受けることができるような方途を講じて経費の節減を図る要があると認めて関係各省に対し見解をただしたところ、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)の一部が改正され、昭和42年6月以降変性処置を講じなくても関税が減免されることとなり、国営工場における変性費用年間約2000万円を節減することができることとなった。

(中小企業高度化資金融通特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入63億4478万余円、歳出45億7742万余円で、これを歳入歳出予算額81億3530万余円に比べるとそれぞれ17億9051万余円、35億5787万余円の開差を生じている。これは工場団地の造成、小売商業店舗の新設および商店街の近代化等を行なうものが予定より少なく、かつ、これらの事業規模が当初計画に比べて縮小されたなどのため都道府県の貸付けが予定より少なかったこと、および都道府県が行なう中小企業共同工場貸与事業にかかる工場建設が初年度のため予定より少なかったことによるものである。

一方、都道府県においては、国からの貸付金45億7742万余円に自己資金45億7744万余円、償還金等8億1941万余円を合わせ99億7428万余円を特別会計に受け入れ、商工業協業化資金733事項36億7366万余円、工場等集団化資金69事項28億7924万余円および商業集団化等資金17事項20億6901万余円計819事項86億2692万余円の

貸付けを行なったほか、中小企業共同工場建設貸与資金10億1585万余円で共同工場の建設を行なっている。

しかして、検査の結果、別項記載のとおり、高度化資金貸付金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの(89ページ)がある。

不 当 事 項

補 助 金 (268) — (274)

(268) 工業用水道事業費補助金の経理当を得ないもの

(一般会計) (組織)通商産業本省 (項)工業用水道事業費

通商産業省で、尼崎市が工事費385,200,000円(当初契約額383,000,000円)で施行した尼崎、伊丹二市共同工業用水道事業園田配水場構造物築造工事に対し、昭和40、41両年度に国庫補助金115,560,000円を交付しているが、工事費の積算にあたりコンクリート型わく損料等の算定が適切を欠き工事費約2090万円が過大となっていたため、ひいて国庫補助金約620万円が過大に交付された結果となっていると認められる。

本件工事は、沈でん池、配水池等を施行するもので、その工事費の積算についてみると、コンクリート型わく工36,143平方メートルは、木製でかつ複雑な構造物に適用する型わくの損料価格を採用して平方メートル当り1,100円計39,758,334円と積算しているが、設計は鋼製型わくを使用することとなっているばかりでなく、本件沈でん池等は方形の同一断面が連続している構造物であるから、これに対応する鋼製型わくにより通常の損料で積算すべきであったと認められ、これによれば平方メートル当り478円計17,276,660円で足り、また、捨コンクリート1,665立方メートルおよび本体コンクリート14,875立方メートルは、生コンクリートを使用することとし、立方メートル当り4,970円および5,650円計92,324,008円と積算しているが、40年8月契約当時の生コンクリー

ト価格は、本件のように大量に使用するものにあつては立方メートル当り4,310円および4,910円程度であつて、これによつて積算すれば80,216,923円で足りるなどのため、諸経費等の過少積算額13,653,223円を考慮し工事費を修正計算しても総額は364,209,361円となり、本件工事費はこれに比べて約2090万円(国庫補助金相当額約620万円)過大となつてゐると認められる。

(269) 中小企業設備近代化補助金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの
(274)

(一般会計) (組織)中小企業庁 (項)中小企業対策費

中小企業設備近代化資金は、中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)に基づき中小企業者の設備の近代化に資するため都道府県が国の補助金と自己資金とを財源として中小企業者に対し無利子で貸し付けるもので、昭和41年度中、中小企業庁で国庫補助金3,846,718,000円を都道府県に交付しているが、本院において、北海道ほか16府県における貸付け6,495事項9,134,422,000円のうち262事項539,847,000円について、貸付けおよび貸付金使用の状況を調査したところ、北海道ほか^(注)5府県において、

貸付対象設備を購入または設置していない者に貸し付けているものなど3事項5,946,500円

貸付対象設備を申請額より低額で購入または設置している者に対し申請どおり貸し付けているもの7事項3,285,000円

計10事項9,231,500円があり、ひいて補助の目的にそわない結果となつてゐると認められる国庫補助金相当額が461万余円ある。

いま、そのうち1事項の国庫補助金相当額が20万円以上のものをあげると次表のとおり6件8,421,500円これに対する国庫補助金相当額421万余円である。

(注) 次表に掲記した道府県のほか新潟、広島、熊本各県

道府県名	貸付先	貸付対象	事業費 (同上に対する 貸付額) 千円	不当事業費 (同上に対する 貸付相当額) 千円	左に対する 国庫補助金 相当額 千円	摘要
(269) 北海道	建設業者	ブルドーザ	8,500 (4,250)	2,250 (1,125)	562	低額で購入しているもの
(270) 同	自動車整備業者	噴射ポンプ テスターほか	3,729 (1,862)	1,658 (826)	413	購入していないものおよび低額で購入しているもの
(271) 同	建設業者	ドーザショベル	6,700 (3,350)	1,600 (800)	400	低額で購入しているもの
(272) 秋田県	木工品製造業者	動力成型プレス	6,150 (3,000)	6,150 (3,000)	1,500	設置していないもの
(273) 大阪府	印刷業者	自動菊版オフセット印刷機	4,700 (2,120)	4,700 (2,120)	1,060	同
(274) 同	金属加工機械製造業者	横中ぐり盤	10,000 (4,200)	2,700 (550)	275	低額で設置しているもの
計			39,779 (18,782)	19,058 (8,421)	4,210	

そ の 他

(275) 高度化資金貸付金を財源とする都道府県の貸付金の運営当を得ないもの
(281)

(中小企業高度化資金融通特別会計) (項)高度化資金貸付金

中小企業高度化資金は、中小企業近代化資金等助成法に基づき中小企業者の事業の共同化等中小企業構造の高度化に資するため都道府県が国の貸付金と自己資金とを財源として中小企業者等に対し無利子で貸し付けるもので、昭和41年度中、中小企業庁で高度化資金貸付金4,164,190,000円を都道府県に貸し付けているが、本院において、北海道ほか16府県における貸付け1,068事項10,008,756,000円(うち39年度分2,819,729,000円、40年度分3,133,084,000円)のうち104事項2,178,714,000円(うち39年度分54,360,000円、40年度分162,318,000円)について、貸付けおよび貸付金使用の状況を調査したところ、北海道ほか^(注)3府県において、

貸付けの対象とならないものなどに貸し付けているもの4事項19,446,000円

貸付対象施設を申請額より低額で購入または設置しているものに対し申請どおり貸

し付けているものなど5事項6,355,734円

計9事項25,801,734円があり、ひいて貸付けの目的にそわない結果となっていると認め

られる国の貸付金相当額が1290万余円ある。

いま、そのうち1事項の国の貸付金相当額が20万円以上のものをあげると次表のとおり7件25,174,615円これに対する国の貸付金相当額1258万余円である。

(注) 次表に掲記した道県のほか大阪府

道県名	貸付先	年度	貸付対象	事業費 (同上に 対する 貸付額) 千円	不当事業費 (同上に 対する 貸付 相当額) 千円	左に対する 国の貸付金 相当額 千円	摘 要		
(工場等集団化資金の分)									
(275)	栃木県		既製服団地 協同組合	39	ボイラー ほか	24,355 (12,100)	7,296 (3,648)	1,824	低額で設置し ているもの
(商業集団化等資金の分)									
(276)	北海道		繊維卸商団 地協同組合	39	土地ほか	105,564 (42,260)	14,938 (5,080)	2,540	貸付けの対象 とならないもの
			40		店舗ほか	235,776 (117,888)	22,050 (11,025)		
(277)	同		総合卸商団 地協同組合	41	土地ほか	499,510 (249,742)	2,083 (1,041)	520	同
			計			840,850 (409,890)	39,071 (17,146)	8,573	
(商工業協業化資金の分)									
(278)	北海道		板金加工企 業組合	41	ブレーキ プレスほ か	6,000 (3,000)	3,400 (1,700)	850	貸付けの対象 とならないもの および低額 で設置してい るもの
(279)	同		小売商業店 舗協同組合	〃	土地ほか	82,793 (41,394)	3,223 (1,611)	805	低額で購入し ているものお よび購入して いないもの
(280)	同		製炭協同組 合	〃	倉庫ほか	7,948 (3,974)	936 (468)	234	低額で設置し ているもの

道県名	貸付先	年度	貸付対象	事業費 (同上に 対する 貸付額) 千円	不当事業費 (同上に 対する 貸付 相当額) 千円	左に対する 国の貸付金 相当額 千円	摘 要		
(281)	島根県		酒造業者	40	自動瓶洗 機ほか	2,287 (1,100)	1,237 (600)	300	貸付けの対象 とならないもの
			計			99,028 (49,468)	8,797 (4,380)	2,190	
			合計			964,233 (471,458)	55,165 (25,174)	12,587	

第8 運 輸 省

(一 般 会 計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入25億4741万余円、歳出1092億5363万余円で、歳出決算額のうちおもなものは港湾整備ほか2特別会計に対する繰入金377億6563万余円、国が直轄で施行した空港整備等の事業費118億2050万余円、地方公共団体等に対する国庫補助金等206億7093万余円である。

しかして、国庫補助金等のうち地方公共団体等が施行する海岸保全施設整備事業、港湾施設災害復旧事業等公共事業関係の国庫補助金は91億7706万余円であり、42年中、これらのうち30億6243万余円についてその経理および工事施行の状況を実地に検査したところ、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(95ページ)がある。

なお、港湾施設災害復旧事業費の査定の適否について検査したところ、別項記載のとおり、査定額を減額させたもの(98ページ)がある。

また、国の直轄事業について、42年中、実地に検査したところ、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(航空保安施設の運用について)

空港または航空路の要所に設置する航空灯火、航空保安無線等の保安施設は、航空交通の安全性を確保し、運航の能率を増進するために必要な施設として整備が進められているものであるが、昭和40、41両年度中に設置された94施設9億7119万余円についてその運用状況を調査したところ、飛行試験および電波検査が適期に行なわれなかったり、試験および検査に合格していてもその後の運用開始手続が遅延したりなどしているため、施設の運用開始が長期間にわたり遅延していたもの、施設の完成後長期間を経

過しているのに地理的障害があつて試験および検査に合格しないため、まだ運用開始の見込みが立っていないものが見受けられた。

については、運用開始の見込みがつかない施設についてすみやかに対策を講ずるとともに今後、施設の設置にあたっては、試験および検査が適期に行なわれ早期に運用を開始することができるよう配慮の要があると認められる。

(港湾整備特別会計)

本特別会計は、港湾整備および特定港湾施設工事の両勘定に区分して経理されており、このうちおもな勘定である港湾整備勘定の昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入585億4930万余円、歳出563億2968万余円で、歳入決算額のうちおもなものは一般会計より受入445億4163万余円、港湾管理者の工事費負担金110億8882万余円、歳出決算額のうちおもなものは国が直轄で実施した港湾改修等の事業費330億1611万余円、地方公共団体等の施行する港湾改修事業に対する国庫補助金177億9988万余円である。

しかして、国が直轄で実施した港湾改修等の事業費のうち82億8787万余円について、42年中、実地に検査したところ、別項記載のとおり、工事の施行にあたり発生材の活用に対する配慮を欠いたため不経済となっているものがある。

また、国庫補助金のうち55億6111万余円について、42年中、その経理および工事施行の状況を実地に検査したところ、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(95ページ)がある。

不 当 事 項

工 事

(282) 工事の施行にあたり発生材の活用に対する配慮を欠いたため不経済となっているもの

(港湾整備特別会計) (港湾整備勘定) (項)港湾事業費

第二港湾建設局で、昭和41年8月、指名競争後の随意契約により畑中建設株式会社に八戸港突堤除去工事を10,780,000円で請け負わせ施行しているが、発生材を同港整備の他の工事の資材として活用する配慮を欠き、利用可能な石材を投棄したため約410万円が不経済となっていると認められる。

本件工事は、八戸港白銀地区の改修にあたり、7号物揚場前面の在来突堤延長100メートルを除去するため、ケーソン15函を撤去えい航して3号内防波堤先端部付近に仮置きするほか、ケーソンの基礎に使用されていた1個当り200キログラム程度の割石6,420立方メートルのうち1,960立方メートルをケーソン仮置きの基礎に転用し、残りの4,460立方メートルおよびケーソンの中詰めに使用されていた1個当り20キログラム程度のぐり石1,234立方メートルを土運船により約3キロメートル運搬のうえ海中に投棄したものである。

しかしながら、同港湾建設局においては、白銀地区において同種、同程度の規格の石材を使用する防波堤築造工事を施行しており、41年度においては19,505立方メートル、42年度以降においても多量の石材を必要とすることは、本件工事を計画した際に判明していたものであるから、本件工事の施行にあたっては、突堤の除去により発生する石材をこれら防波堤築造工事の資材として活用することを考慮すべきであったと認められる。

いま、仮に前記石材を投棄することなく防波堤築造工事に活用することとし、41年度と同地区における同種石材の積算単価立方メートル当り割石1,100円、ぐり石800円により計算すると589万余円相当の石材が活用できることとなり、また、運搬投棄の費用209万余円も不要となるが、他方、この石材を使用する他の工事との工期のずれを考慮し発生材を一時付近の材料置場に仮置きするものとしてこれに要する経費約387万円を控除しても、約410万円が不経済となっていると認められる。

補 助 金 (283)―(299)

(283) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの (298)

(一般会計) (組織)運輸本省 (項)海岸等事業費 (項)港湾施設災害関連事業費 (項)港湾施設災害復旧事業費 (項)昭和41年発生港湾施設災害復旧事業費
(港湾整備特別会計) (港湾整備勘定) (項)港湾事業費

地方公共団体等が施行した港湾等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は、港湾法(昭和25年法律第218号)等に基づいて交付されるものである。昭和42年中、全国の工事箇所3,284のうち岩手県ほか17府県につきその29.8%に相当する979箇所(工事費17,435,092,483円、国庫補助金8,623,550,265円)を実地に検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められたものが岩手^(注)ほか9県において、不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が1工事につき10万円以上のもので23工事9,078,974円(うち港湾整備特別会計港湾整備勘定の分6工事2,832,333円)ある。

公共事業関係国庫補助金の経理については、不当と認めた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであるが、上記のように不当な事例が依然として跡を絶たないのは、事業主体における工事の監督および検査が行き届かないこと、関係当局における指導、検査が十分でないことなどによるものと認められるので、これらについて、なお一層の配慮が肝要と認められる。

いま、前記23工事についてこれを不当の態様別にみると、

- 1 工事の施行が不良で設計に比べて強度が著しく低下していると認められるもの
 - (ア) コンクリート工事においては、防波堤や護岸等の工事で、コンクリートの締固めなどが十分でなかったり、型わくの施行が粗雑だったりしたため、モルタルが流

失したり、モルタルと砂利とが分離したりしているもの、堤防の擁壁工事で、純コンクリートで施行することとなっているのにぐり石を積み重ねその前面に粗悪なコンクリートを施行したにすぎないもの、護岸の取付け階段工事で、土砂を混入した粗悪なコンクリートで施行しその練混ぜおよび締固めが十分でなかったためモルタルと砂利とが分離しているものなど17 工事国庫補助金相当額 7,375,816 円

(イ) 石垣工事においては、護岸や突堤の工事で、石積みの施行が粗雑なばかりでなく、胴込コンクリートは水を多量に使用した粗悪なものできわめて少量を施行したにすぎないもの3 工事国庫補助金相当額 773,625 円

(ウ) その他の工事においては、船揚場のブロック張り工事で、基礎ぐり石に粒径の大きい規格外のものを混入しているばかりでなく、その敷きならしが粗雑だったため、ブロック張りに不陸を生じているものなど2 工事国庫補助金相当額 523,133 円

2 工事費の積算が過大となっているもの

泊地のしゅんせつ工事において、土量の計算を誤ったためしゅんせつ工事費の積算が過大となっているもの1 工事国庫補助金相当額 406,400 円

となっている。

しかして、不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が1 工事につき20 万円以上のものをあげると次表のとおり16 件 8,035,802 円である。

(注) 次表に掲記した県のほか徳島、宮崎両県

県名	工事名	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	不当工事費	左に対する国庫補助金相当額	摘要
(283) 岩手県	久慈市久慈港改修	岩手県	千円 17,567	千円 7,027	千円 943	千円 377	防波堤の波返しおよび堤体のコンクリート工事の施行不良
(284) 秋田県	男鹿市戸賀港高潮対策(第1工区)	秋田県	11,261	5,630	1,936	968	防潮堤の波返しおよび護岸のコンクリート工事の施行不良

県名	工事名	事業主体	工事費	左に対する国庫補助金	不当工事費	左に対する国庫補助金相当額	摘要
(285) 秋田県	男鹿市戸賀港高潮対策(第2工区)	秋田県	千円 12,862	千円 6,431	千円 1,697	千円 848	防潮堤の波返しおよび護岸のコンクリート工事の施行不良
(286) 同	男鹿市船川港41年災害復旧	同	710	482	686	466	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
(287) 同	本荘市本荘港改修	同	22,346	8,938	1,079	431	防砂堤の上部コンクリート工事の施行不良
計			47,181	21,483	5,398	2,714	
(288) 新潟県	柏崎市柏崎港改修	新潟県	25,873	10,349	907	362	船揚場のブロック張り工事の施行不良
(289) 同	直江津市直江津港改修	同	354,682	177,241	2,612	1,306	防波堤の上部コンクリート工事の施行不良
計			380,555	187,690	3,519	1,668	
(290) 和歌山県	有田市和歌山下津港(有田港地区)39年災害復旧	和歌山県	2,474	1,650	654	436	護岸の基礎コンクリート工事の施行不良
(291) 高知県	安芸郡奈半利町奈半利港36年災害助成	高知県	11,767	7,845	755	503	堤防基礎の保護コンクリート工事の施行不良
(292) 熊本県	天草郡苓北町富岡港39年災害復旧	熊本県	1,940	1,552	427	341	堤防練積石垣工事の施行不良
(293) 同	天草郡龍ヶ岳町大道港40年災害復旧	龍ヶ岳町	925	740	473	378	護岸擁壁コンクリート工事の施行不良
計			2,865	2,292	900	720	
(294) 大分県	白杵市白杵港40年災害復旧	大分県	378	252	378	252	防波堤の側面被覆コンクリート工事の施行不良
(295) 同	津久見市日代港39年災害復旧	津久見市	759	506	475	316	護岸練積石垣工事の施行不良
計			1,137	758	853	568	
(296) 鹿児島県	肝属郡大根占町大根占港39年災害復旧(34号)	鹿児島県	460	320	460	320	護岸の取付け階段コンクリート工事の施行不良
(297) 同	肝属郡大根占町大根占港39年災害復旧(35号)	同	460	320	460	320	同
(298) 同	熊毛郡屋久町安房港40年災害復旧	同	13,288	10,630	508	406	しゅんせつ費の積算過大
計			14,208	11,270	1,428	1,046	
合 計			477,755	240,017	14,450	8,035	

(299) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体等が施行する公共土木施設の昭和41年発生災害復旧工事費の査定をしたもの(運輸省査定額2,140,905,000円)に対する検査は、査定額の比較的多かった青森県ほか6都県を選び、41年12月から42年2月までの間に、総工事数111、査定額1,439,859,000円のうち48工事820,790,000円について実施した。

その結果、国庫負担の対象とならない泊地外の区域のしゅんせつを含めたり、ケーソンの中詰めコンクリートを必要以上に富配合のものとしたり、鋼材の数量計算を誤ったりしているものなどがあり、査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ減額は正す旨の回答があったものが、前記7都県のうち3県において次表のとおり6工事11,354,000円(国庫負担金相当額7,642,000円)ある。

類 別 名	運輸省査定額		左のうち実地 検査したもの		減額させた工事費							
	工事 数	金額	工事 数	金額	改良工事		設計過大		積算過大		計	
					工事 数	金額	工事 数	金額	工事 数	金額	工事 数	金額
山形県	11	千円 120,552	5	千円 24,739	1	千円 2,131					1	千円 2,131
石川県	9	53,065	8	29,009					3	246	3	246
静岡県	40	735,456	16	589,295			1	8,801	1	176	2	8,977
合計	60	909,073	29	643,043	1	2,131	1	8,801	4	422	6	11,354

第9 郵 政 省

(郵政事業特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入4365億8034万余円、歳出4310億9494万余円で、歳入決算額のうちおもなものは受託業務収入1667億8570万余円、業務収入1623億6645万余円、歳出決算額のうちおもなものは業務費3219億8402万余円である。

41年度の損益は、受託業務収入1667億8570万余円、郵便業務収入1556億3893万余円等の収益3355億8027万余円、郵便費1214億1657万余円、総係費695億1499万余円、為替貯金費521億5592万余円、保険年金費433億1886万余円等の損失3332億5661万余円で、差引き23億2366万余円の利益を生じたが、これは翌年度において積立金として積み立てることとしている。

しかして、41年度は前年度が44億3006万余円の欠損であったのに比べると事業収支が好転しているが、これは給与改定等により人件費などが467億9321万余円増加したにもかかわらず、郵便料金の値上げにより切手収入等の郵便業務収入などが615億3251万余円増加したことによるものである。

なお、41年度で固定資産の再評価を実施した結果、再評価の対象となった固定資産価格は実施前が1514億0832万余円であったのに対し2626億1628万余円となっている。しかして減価償却にあたっては普通償却費のほかに再評価に伴う減価償却修正額として68億7564万余円を損失に計上している。

検査の結果、別項記載のとおり、職員の不正行為により国に損害を与えたもの(100ページ)があるほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(郵便書簡の調達について)

郵政省では、昭和41年6月、郵便法(昭和22年法律第165号)の一部改正により従来の

簡易てがみに代えてその用途、規格がほとんど同一である郵便書簡を新たに発行することとし、郵便書簡1億枚(代価221,600,000円)を調達している。しかし、その調達にあたっては、従来の簡易てがみの売りさばき実績が年間250万枚程度であるのに、簡易てがみの売価が書状1通分の料金に調製費2円を加えた12円であったのに対し、本件書簡は調製費2円を加えないで書状1通分の料金と同額の15円を売価としたので相当の需要があるものとして年間需要数を5000万枚、そのほかに売りさばき操作分を5000万枚計1億枚必要と見込んで調達したが、その売りさばき実績をみると、41年度(7月から年度末まで)は約760万枚、42年度(4月から8月まで)は約272万枚にすぎず、多量の在庫を生じている状況であるので、今後、新規物品の調達にあたっては、慎重を期して過大調達とならないよう配慮するとともに、他方、本品の売りさばきについて周知、宣伝を図るなど適切な対策を講ずる要があると認められる。

不 当 事 項

不 正 行 為

- (300) 職員の不正行為により国に損害を与えたもの
- (304)

- (郵政事業特別会計)
- (郵便貯金特別会計)
- (簡易生命保険及郵便年金特別会計)

名古屋中ほか41郵便局で、関係職員により繰替払現金をほしいままに領得されたものが1事項5万円以上のもので43事項27,179,265円(うち昭和42年9月末現在補てんされた額14,499,534円)ある。

これらは、上記各郵便局において、

- (ア) 貯金、保険担当の外務員が郵便貯金の集金および簡易生命保険保険料の収納事務

等に従事中、定額郵便貯金預入金、簡易生命保険保険料を受領しながら受入処理をしないで、または局外で払いもどしを依頼された定額郵便貯金払いもどし金を預金者に交付しないで領得したもの

- (イ) 窓口事務担当の内務員が現金受払事務に従事中、自己の保管している資金を領得し、または通常郵便貯金払いもどし金受領証を偽造して資金を領得したもの
 - (ウ) 特定郵便局長が分任繰替払等出納官吏として勤務中、定額郵便貯金預入金もしくは切手類売りさばき代金を受領しながら受入処理をしないで領得し、または自己の保管している資金を領得したもの
- などである。

これら不正行為に対しては当局においてもその防止に努めてはいるが、なお上記のような事例、とくに不正行為期間が長期にわたるものおよび職員を指導監督する地位にある特定郵便局長の不正行為が跡を絶たないのは遺憾である。

前記43事項27,179,265円のうち1事項50万円以上のもので42年9月末現在補てん済みとなっていないものをあげると次表のとおり5件15,626,748円である。

庁 名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 (42. 9. 30現在) 円
(300) 名古屋郵政局管内	出納員 名古屋中郵便局 郵政事務官 足立 某	39. 6 から 41. 7 まで	5,295,515	0
同人が貯金課外務員として郵便貯金の募集および集金事務に従事中、定額郵便貯金等の預入金を受領しながら受入処理をしないで、または局外で払いもどしを依頼された定額郵便貯金払いもどし金を預金者に交付しないなどの方法により領得したものである。				
(301) 大阪郵政局管内	出納員 枚岡郵便局 郵政事務官 鍛冶 某	41. 2 から 42. 6 まで	738,336	135,518
同人が貯金課外務員として郵便貯金の募集および集金事務に従事中、積立郵便貯金預入金を受領しながら受入処理をしないなどの方法により領得したものである。				

庁名	不正行為をした職員	不正行為期間 年月	不正行為金額 円	補てんされた額 (42. 9. 30現在) 円
(302) 大阪郵政局管内	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 笹尾 某	41. 4 から シ 12 まで	1,462,495	588,571
<p>同人が特定郵便局長として勤務中、自己の保管している資金を領得し、または通常郵便貯金預入金を受領しながら預入報告をしないなどの方法により領得したものである。</p>				
(303) 同	分任繰替払等出納官吏 特定郵便局長 山内 某	41. 2 から 42. 1 まで	6,640,402	1,679,984
<p>同人が特定郵便局長として勤務中、定額郵便貯金預入金を受領しながら預入報告をしないで領得したものである。</p>				
(304) 広島郵政局管内	郵政事務官 出口 某	40. 12 から 41. 7 まで	1,490,000	761,096
<p>同人が窓口で現金受払事務に従事中、自己の保管している資金を領得したものである。</p>				
計			15,626,748	3,165,169

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

小包配達業務の運営について

都市における郵便局の小包配達業務は、各郵便局に配備されている軽自動車により直営で実施するほか、とくに配達数量が多い場合は運送業者に郵便物の運送を委託し受託者の提供する郵便専用自動車に局員が同乗して配達作業を行なうのを通例としているが、請負配達区のうちには交通規制等に伴って配達区域が逐次縮小し、その作業実績も直営の場合と大差がない状態となっているものがあるので、これらは直営に改めるのが合理的かつ経済的であると認めて、昭和41年11月改善の意見を表示したところ、郵政省においては、指摘した17郵便局22両のうち16郵便局21両について42年9月まで

に直営に改める処置を了しており、残る1郵便局1両については43年3月に直営に改める予定としている。

第10 労働省

(労働者災害補償保険特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、保険料収入709億9150万余円等の収納済歳入額1114億7396万余円、保険金632億0564万余円等の支出済歳出額752億1299万余円で、差引き362億6097万余円の剰余を生じているが、翌年度に繰り越すべき未経過保険料相当額25億9784万余円および支払備金相当額753億1357万余円計779億1141万余円を控除すると416億5044万余円の不足となっており、積立金への組入れはなかった。また、損益は、保険料収入等の利益1448億2717万余円、保険金等の損失1502億1810万余円で、差引き53億9092万余円の損失となっており、41年度末の累積損失は112億0847万余円となっている。

しかして、42年中、保険料の徴収の適否について調査したところ、別項記載のとおり、保険料の徴収不足をきたしたものの(105ページ)がある。

(失業保険特別会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、保険料収入1233億6607万余円等の収納済歳入額1695億9432万余円、保険給付費1256億4091万余円等の支出済歳出額1518億1868万余円で、差引き177億7563万余円の剰余を生じているが、一般会計から受け入れた国庫負担金の受入超過額26億7626万余円を控除した150億9936万余円は翌年度において積立金として積み立てることとしている。また、損益は、保険料収入等の利益1931億6528万余円、保険給付費等の損失1658億6008万余円で、差引き273億0520万余円の利益となっており、41年度末の累積利益は1996億4052万余円となっている。

しかして、42年中、保険料の徴収および保険給付の適否について調査したところ、

別項記載のとおり、保険料の徴収不足をきたしたものの(107ページ)、保険給付の適正を欠いたもの(108ページ)がある。

不当事項

保 険 (305)―(307)

(305) 労働者災害補償保険保険料の徴収不足をきたしたものの

(労働者災害補償保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

労働者災害補償保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか29労働基準局で、管内の677,794事業場のうち主として事業場数の最も多い製造業を選定し、前記事業場の1.4%に当たる10,113事業場につき保険料算定の基礎となる賃金総額を調査したところ、保険料の徴収不足をきたしているものが、北海道ほか28労働基準局において578事業場(調査済事業場の5.7%)15,418,629円(追徴金を含む)あったので、これを是正させた。その労働基準局ごとの集計は次表のとおりである。

また、有期事業(事業の期間が予定される事業)にかかる保険料の徴収の適否について、北海道ほか10労働基準局につき、国および地方公共団体等が昭和40年度中に発注した2,475工事を調査したところ、すでに工事が終了しているのに保険料の徴収処置をとっていなかったものが35工事1,552,791円(追徴金を含む)あったので、これを是正させた。

このような事態を生じているのは、事業主が申告にあたり給与、諸手当等を脱漏などしているのに対し、その調査が十分でなかったことによるものと認められるので、事業主に対し適正な申告をするよう指導に努めるとともに、調査の徹底を図る要があると認められる。

労働基準局	調査済納付 義務者数	徴 収 不 足			
		納付義務者 数	保 険 料 円	追 徴 金 円	計 円
北海道	574	49	1,434,632	142,461	1,577,093
宮城	139	5	73,622	7,359	80,981
山形	157	13	119,367	11,931	131,298
福島	243	22	363,684	35,239	398,923
栃木	213	21	447,494	44,740	492,234
埼玉	857	24	408,517	40,843	449,360
東京	1,957	53	2,834,538	283,389	3,117,927
神奈川	739	38	1,798,489	179,832	1,978,321
新潟	333	23	578,791	57,871	636,662
富山	252	24	324,332	32,425	356,757
石川	223	13	52,200	5,215	57,415
福井	198	16	180,039	17,996	198,035
静岡	448	40	737,201	73,701	810,902
愛知	78	4	86,992	8,698	95,690
三重	58	4	25,013	2,499	27,512
滋賀	149	5	43,253	4,322	47,575
京都	390	36	641,573	64,146	705,719
大阪	454	31	587,398	58,724	646,122
兵庫	808	52	1,636,319	163,609	1,799,928
鳥取	103	3	25,024	2,501	27,525
島根	67	9	198,937	19,889	218,826
岡山	404	13	166,936	15,268	182,204
広島	380	33	515,570	51,544	567,114
徳島	136	7	200,161	20,013	220,174
愛媛	191	7	91,377	9,135	100,512
福岡	125	17	192,859	19,277	212,136
佐賀	60	5	46,488	4,646	51,134
長崎	98	7	84,287	8,426	92,713
熊本	178	4	125,308	12,529	137,837
合計	10,012	578	14,020,401	1,398,228	15,418,629

(306) 失業保険保険料の徴収不足をきたしたもの

(失業保険特別会計) (款)保険収入 (項)保険料収入
(款)雑収入 (項)雑収入

失業保険事業における保険料の徴収の適否について、北海道ほか29都府県で、管内の470,555事業所のうち主として事業所数の最も多い製造業を選定し、前記事業所の2.2%に当たる10,454事業所につき保険料算定の基礎となる賃金総額を調査したところ、保険料の徴収不足をきたしているものが、上記各都道府県において1,145事業所(調査済事業所の10.9%)28,913,449円(追徴金を含む)あったので、これを是正させた。その都道府県ごとの集計は次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、事業主が賃金総額等の申告を行なわなかつたり、または申告にあたり給与、諸手当等を脱漏したりなどしているのに対し、その調査が十分でなかったことによるものと認められるので、事業主に対し適正な申告をするよう指導に努めるとともに、調査の徹底を図る要があると認められる。

都道府県名	調査済納付 義務者数	徴 収 不 足			
		納付義務者 数	保 険 料 円	追 徴 金 円	計 円
北海道	939	98	1,724,898	195,650	1,920,548
宮城県	156	15	117,315	10,600	127,915
山形県	184	30	863,269	82,200	945,469
福島県	197	29	468,700	38,600	507,300
栃木県	213	29	543,168	58,000	601,168
埼玉県	857	87	1,403,517	129,700	1,533,217
東京都	913	71	3,363,705	320,800	3,684,505
神奈川県	731	32	1,345,686	136,600	1,482,286
新潟県	403	66	681,785	59,800	741,585
富山県	278	37	707,826	65,700	773,526
石川県	243	30	370,149	31,900	402,049
福井県	232	18	109,779	8,400	118,179

都道府県名	調査済納付 義務者数	徴 収 不 足			計
		納付義務者 数	保 険 料 円	追 徴 金 円	
山 梨 県	126	6	263,075	28,600	291,675
静 岡 県	483	81	2,471,803	234,900	2,706,703
愛 知 県	107	16	280,837	24,400	305,237
三 重 県	75	10	331,663	32,300	363,963
滋 賀 県	179	18	869,486	96,100	965,586
京 都 府	449	74	1,965,117	188,200	2,153,317
大 阪 府	486	64	3,022,589	294,700	3,317,289
兵 庫 県	1,036	90	1,763,855	165,600	1,929,455
鳥 取 県	131	13	115,543	7,200	122,743
島 根 県	121	26	134,874	12,400	147,274
岡 山 県	430	28	376,098	34,600	410,698
広 島 県	441	49	761,268	74,700	835,968
徳 島 県	151	7	44,094	3,900	47,994
愛 媛 県	184	12	67,164	3,400	70,564
福 岡 県	229	36	465,260	42,800	508,060
佐 賀 県	90	13	53,035	3,300	56,335
長 崎 県	197	21	808,132	76,200	884,332
熊 本 県	193	39	863,609	94,900	958,509
合 計	10,454	1,145	26,357,299	2,556,150	28,913,449

(307) 保険給付の適正を欠いたもの

(失業保険特別会計) (項)保険給付費

失業保険事業における保険給付の適否について、全国 660 箇所の公共職業安定所等のうち札幌公共職業安定所ほか 229 箇所で、一般失業保険の保険給付金受給者のうち、離職の比較的多い職種のもの 9,477 人につき調査したところ、給付の適正を欠いたものが札幌公共職業安定所ほか 125 箇所で 259 人 14,187,570 円あり、その都道府県ごとの集計は次表のとおりである。

このような事態を生じているのは、受給者が再就職しているのにその旨を公共職業安定所に届け出なかったり、または事業主が証明した雇入年月日が事実と相違していたりなどしているのに対し、その調査が十分でなかったことによるものと認められるので、受給者および事業主に対し適正な届出等を行なうよう指導に努めるとともに、調査の徹底を図る必要があると認められる。

都道府県別	公共職業安定所等	受給者調 査人員 人	保険給付の適正を欠いたもの	
			人	額 円
北 海 道	札幌ほか 3 箇所	218	9	654,590
宮 城 県	仙台ほか 2 箇所	78	4	261,100
山 形 県	米沢ほか 1 箇所	66	4	52,770
福 島 県	平ほか 2 箇所	123	4	216,550
栃 木 県	宇都宮ほか 5 箇所	70	9	472,230
埼 玉 県	川口ほか 1 箇所	17	3	84,610
東 京 都	上野ほか 9 箇所	348	26	1,694,430
神 奈 川 県	横浜ほか 11 箇所	269	33	2,107,330
新 潟 県	高田ほか 1 箇所	55	5	314,560
富 山 県	魚津	41	1	51,600
石 川 県	金沢ほか 1 箇所	72	3	105,120
福 井 県	福井ほか 1 箇所	89	2	93,170
山 梨 県	甲府ほか 3 箇所	74	9	134,150
静 岡 県	浜松	27	1	82,170
愛 知 県	名古屋中ほか 1 箇所	39	2	126,480
三 重 県	桑名	17	2	110,680
滋 賀 県	大津ほか 1 箇所	74	2	100,910
京 都 府	伏見ほか 3 箇所	81	7	397,140
大 阪 府	大阪東ほか 2 箇所	95	3	266,120
兵 庫 県	神戸ほか 14 箇所	469	30	1,981,850
鳥 取 県	鳥取ほか 1 箇所	52	5	190,970
島 根 県	出雲ほか 2 箇所	94	7	156,550

都道府県別	公共職業安定所等	受給者調査人員	保険給付の適正を欠いたもの			
			人	員	金	額
岡山県	岡山ほか7箇所	133	11		491,450	円
広島県	呉ほか5箇所	118	13		638,630	
山口県	山口ほか2箇所	49	5		225,180	
徳島県	徳島ほか1箇所	59	3		252,940	
愛媛県	松山	22	1		102,960	
福岡県	福岡ほか9箇所	91	25		1,584,140	
佐賀県	佐賀ほか5箇所	167	18		841,780	
長崎県	長崎ほか1箇所	79	6		263,100	
熊本県	熊本ほか1箇所	57	6		132,310	
合計		3,243	259		14,187,570	

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

都道府県労働基準局および労働基準監督署における経理について

労働基準局および労働基準監督署(以下「局署」という。)において、労働基準協会等の団体(以下「協会」という。)から調査費等として現金を受領したり、物品の売りさばきあっせん手数料等を受領したりしてこれを会議に要する経費等の支払に充てているもの、協会所有の物品を無償で使用しているものがあつたので、局署に対する指導監督を強化するなどして厳正な経理の執行を確保するよう、昭和41年9月改善の意見を表示したところ、労働省においては、国費で支弁すべき必要経費については予算措置をとることとし、また、協会の物品を無償で使用していたものについては、原則として返還し、やむを得ないものについては適正な価格で買い取るよう予算措置を講ずるとともに、局署庁舎内の協会事務所を他に移転させ、局署職員を協会経理事務に一切関与させないこととした。

第11 建設省

(一般会計)

昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入49億9772万余円、歳出5758億7055万余円で、歳出決算額のうちおもなものは道路整備特別会計へ繰り入れる揮発油税等財源道路整備事業費2381億7900万円および道路整備事業費668億2514万余円、治水特別会計へ繰り入れる治水事業費等892億4902万余円、国が直轄で施行した河川等災害復旧事業費123億8189万余円、地方公共団体が施行した河川等災害復旧事業、住宅建設事業、都市計画事業に対する国庫補助金および国庫負担金1287億8363万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(113ページ)がある。

なお、災害復旧事業については、事業費査定に適否につき検査したところ、別項記載のとおり、査定額を減額させたもの(116ページ)がある。

(道路整備特別会計)

本特別会計は、道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)の規定に基づく道路整備5箇年計画を実施するにあたり、事業実施に関する国の経理を明確にするため設置されたものであるが、昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入3959億7397万余円、歳出3918億8663万余円で、歳入決算額のうちおもなものは一般会計より受入3574億6659万余円、地方公共団体工事費負担金収入299億4540万余円、歳出決算額のうちおもなものは道路事業費2575億7027万余円、街路事業費501億3262万余円、首都圏道路整備事業費410億4558万余円であつて、国が直轄で施行した事業費は1490億0711万余円、地方

公共団体が施行した事業に対する国庫補助金は2088億4608万余円となっている。

39年度を初年度とする第4次道路整備5箇年計画は、41年度末において打ち切れ、42年度以降は第5次5箇年計画が実施されているが、第4次計画実施の状況についてみると、一般国道にかかる改築は、計画額1兆0195億5060万円に対し実績額5632億9850万余円で、これを一般国道改築事業によるものと都市計画事業によるものとに区分してみると、一般国道改築事業については計画額9023億2800万円に対し実績額5064億2639万余円、都市計画事業については計画額1172億2260万円に対し実績額568億7210万余円となっており、また、地方道にかかる改築は計画額9291億9140万円に対し実績額5360億6452万余円となっている。

検査の結果、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(113ページ)がある。

(治水特別会計)

本特別会計は、治水および特定多目的ダム建設工事の両勘定に区分して経理されており、このうちおもな勘定である治水勘定の昭和41年度歳入歳出決算額は、歳入1163億4280万余円、歳出1153億9596万余円で、歳出決算額のうちおもなものは国が直轄で施行した河川事業費414億1613万余円、砂防事業費42億9157万余円、地方公共団体の施行する河川事業に対する国庫補助金215億8919万余円、砂防事業に対する国庫補助金187億2229万余円である。

検査の結果、別項記載のとおり、公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの(113ページ)がある。

不 当 事 項

補 助 金 (308)―(333)

(308) 公共事業に対する国庫補助金等の経理当を得ないもの
(332)

(一般会計) (組織)建設本省 (項)都市計画事業費 (項)河川等災害関連事業費 (項)河川等災害復旧事業費 (項)昭和41年発生河川等災害復旧事業費 (項)昭和41年発生河川等災害関連事業費 (項)特別失業対策事業費
(道路整備特別会計) (項)道路事業費 (項)街路事業費 (項)特別失業対策事業費
(治水特別会計) (治水勘定) (項)砂防事業費 (項)国土総合開発事業調整費

地方公共団体が施行した公共土木施設の建設、改良および災害復旧等の工事に対する国庫補助金または国庫負担金(以下「国庫補助金」という。)は、道路整備緊急措置法(昭和33年法律第34号)、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)等に基づいて交付されるものである。昭和42年中、全国の工事箇所86,206のうち北海道ほか33都府県につき、その8.3%に相当する7,218箇所(工事費164,900,073,405円、国庫補助金96,121,080,884円)を実地に検査したところ、国庫補助金の経理当を得ないと認められたものが北海道ほか21府県^(注)において、不当と認められた工事費に対する国庫補助金相当額が1工事につき10万円以上のもので35工事16,554,564円(うち道路整備特別会計の分10工事7,353,165円、治水特別会計治水勘定の分4工事1,483,332円)ある。

公共事業関係国庫補助金の経理については、不当と認められた事例を毎年度の検査報告に掲記して注意を促してきたところであり、検査の結果からみて関係当局の努力の跡が認められるが、なお、上記のように不当な事例が絶えないことにかんがみ、工事の適正な施行について一層配慮の要があると認められる。

いま、前記 35 工事について、これを不当の態様別にみると、

1 工事の施行が不良で設計に比べて強度が著しく低下していると認められるもの

(ア) コンクリート工事においては、擁壁や、えん堤等の工事で締固めが十分でなかつたため内部に空げきを生じているもの、河川の底張り工事で厚さが不足している

ばかりでなく締固めが十分でなかつたためモルタルと砂利とが分離しているもの、

護岸工事で根入れが不足しているものなど 12 工事国庫補助金相当額 3,600,764 円

(イ) 石垣工事およびコンクリートブロック積み工事においては、つき固めが十分でなかつたためモルタルと砂利とが分離したり、配合の悪いもので施行したり、冬期

間の施行であるのに養生が十分でなかつたため凍結したりして胴込や裏込のコンク

リートが不良となっているものなど 11 工事国庫補助金相当額 3,966,618 円

(ウ) 道路舗装工事においては、転圧が十分でなかつたため支持力が不足している路

盤の上にアスファルトコンクリートを施行したため路面にき裂を生じているもの、

アスファルトコンクリートの厚さが不足しているものなど 6 工事国庫補助金相当額

6,281,999 円

(エ) その他護岸の石張り工事で規格外の小径の玉石を使用しているもの、道路工事

で路面の敷砂利が不足しているものなど 4 工事国庫補助金相当額 732,197 円

2 工事費の積算が過大となっているもの

河川工事で、掘さく盛土の施行に伴う残土の運搬距離を過大に見込んだなどのため

運搬費の積算が過大となっているもの 2 工事国庫補助金相当額 1,972,986 円

となっている。

しかして、不当と認めた工事費に対する国庫補助金相当額が 1 工事につき 20 万円以

上のものをあげると次表のとおり 25 件 14,969,724 円である。

(注) 次表に掲記した道府県のほか栃木、新潟、香川、福岡、鹿児島各県

道府県名	工 事	事業主体	工 事 費	左に對する 国庫補助 金 (うち42年 度以降交付 予定額)	不当工事 費	左に對する 国庫補助 金相当 額 (うち42年 度以降交付 予定額を 中減額を 要する額)	摘 要
(308) 北海道	小樽市朝里川40年災害復旧(2工区)	北海道	千円 21,249	千円 16,999	千円 527	千円 421	えん堤の水たきコンクリート工事の施行不良
(309) 同	亀田郡銭亀沢村 函館市 銭亀宮ノ川41年 (旧銭亀 災害復旧 沢村)	函館市	2,510	2,008	588	470	護岸コンクリートブロック練積み工事の施行不良
計			23,759	19,007	1,115	892	
(310) 青森県	東津軽郡平内町 平内町 町道小湊清水川 線特殊改良	平内町	3,580	1,790	539	269	アスファルト舗装工事の施行不良
(311) 福島県	いわき市鮫川40年災害復旧	福島県	4,836	3,225	591	394	護岸コンクリート工事の施行不良
(312) 群馬県	吾妻郡六合村 群馬県 道野反長野原線 道路改良	群馬県	10,577	7,933	329	246	側溝コンクリート工事の施行不良
(313) 千葉県	夷隅郡岬町和泉 千葉県 浦海岸40年災害 復旧	千葉県	2,240	1,494	493	328	護岸コンクリート工事の施行不良
(314) 同	山武郡九十九里 同 町二級河川真亀 川改修(1号)	同	9,824	4,912	1,624	812	護岸コンクリートブロック練積み工事の施行不良
計			12,064	6,406	2,117	1,140	
(315) 神奈川県	横浜市谷本川災 神奈川県 害復旧助成(2 工区の3)	神奈川県	30,628	20,429	1,570	1,047	掘さく盛土工事の残土運搬費の積算過大
(316) 同	横浜市谷本川災 同 害復旧助成(3 工区の1)	同	17,685	11,796	1,388	925	同
(317) 同	高座郡座間町相 同 模川41年災害復 旧	同	12,500	8,337	407	271	護岸石張り工事の施行不良
計			60,814	40,563	3,365	2,244	
(318) 福井県	大野市県道大野 福井県 墨俣線40年災害 復旧	福井県	14,143	13,336	516	486	土留めコンクリートブロック練積み工事の施行不良
(319) 同	大野市羽生谷川 大野市 40年災害復旧	大野市	13,227	12,102	448	409	護岸コンクリートブロック練積み工事の施行不良
計			27,370	25,439	964	896	
(320) 三重県	北牟婁郡長島町 三重県 田山川災害関連	三重県	4,406	2,785	522	330	護岸練積石垣工事の施行不良

道府県名	工 事	事業主体	工事費	左に対する 国庫補助金 (うち42年 度以降交付 予定額)	不当工事 費	左に対する 国庫補助金相当 額 (うち42年 度以降交付 予定額を 中減額を 要する額)	摘 要
(321) 滋賀県	甲賀郡信楽町下 山川40年災害復 旧	信楽町	千円 2,400	千円 1,956	千円 471	千円 383	護岸コンクリートブ ロック練積み工事の 施行不良
(322) 京都府	綾部市伊路屋川 災害関連	京都府	7,606	4,318	691	392	底張りコンクリート 工事の施行不良
(323) 兵庫県	神戸市市道鶴甲 山線街路改良 (その3)	神戸市	4,530	3,020	479	319	練積石垣工事の施行 不良
(324) 島根県	仁多郡仁多町 道出雲西城線ほ か1線舗装新設	島根県	8,176	5,450	387	258	アスファルト舗装工 事の施行不良
(325) 岡山県	高梁市市道高田 線40年災害復旧	高梁市	827	551 (6)	821	547 (6)	擁壁コンクリート工 事の施行不良
(326) 広島県	加茂郡福富町押 谷川通常砂防	広島県	6,785	4,523	334	222	砂防えん堤のコンク リート工事の施行不 良
(327) 同	山県郡豊平町 道七曲千代田線 特殊改良	同	3,587	1,793	554	277	擁壁コンクリート工 事の施行不良
(328) 同	比婆郡東城町 殿川40年災害復 旧	東城町	1,080	923	247	211	護岸練積石垣工事の 施行不良
計			11,452	7,240	1,135	710	
(329) 高知県	香美郡土佐山田 町一般国道195 号線舗装新設	高知県	14,564	10,923	4,674	3,505	アスファルト舗装工 事の施行不良
(330) 大分県	日田市一般国道 211号線舗装新 設	大分県	27,291	20,468	2,520	1,890	同
(331) 同	南海部郡宇目町 酒利川通常砂防	同	6,261	4,174	443	295	砂防えん堤のコンク リート工事の施行不 良
計			33,552	24,642	2,963	2,185	
(332) 宮崎県	都城市県道都城 霧島公園線道路 改良(1工区)	宮崎県	7,001	4,667	379	252	土留めコンクリート ブロック練積み工事 の施行不良
合 計			237,516	169,920 (6)	21,542	14,969 (6)	

(333) 災害復旧事業費の査定額を減額させたもの

(一般会計)

地方公共団体が施行する公共土木施設の昭和41年発生災害復旧工事費の査定を了し

たもの(建設省査定額 86,279,762,000 円)に対する検査は、査定額の比較的多かった北海道ほか15県を選び、41年12月から42年3月までの間に、総工事数 27,059、査定額 63,337,848,000 円のうち 8,458 工事 33,556,574,000 円について実施した。

その結果、査定工事費を適正なものに修正する必要があると認め当局に注意したところ減額は正す旨の回答があったものが、前記16道県において425工事128,602,000円(国庫負担金相当額100,221,000円)ある。これを道県別、態様別に示すと次表のとおりである。

道 県 名	類 別	建設省査定額		左のうち実地 検査したもの		減 額 さ せ た 工 事 費					
						設 計 過 大		積 算 過 大		計	
		工事数	金 額	工事数	金 額	工事数	金 額	工事数	金 額	工事数	金 額
北海道		3,516	千円 9,939,263	1,153	千円 4,753,986	3	千円 4,640	48	千円 14,714	51	千円 19,354
青森県		1,372	3,987,360	489	2,104,328			22	5,683	22	5,683
宮城県		1,312	1,905,207	337	1,068,921			14	3,118	14	3,118
山形県		1,007	2,420,570	373	1,313,070			13	2,808	13	2,808
福島県		1,996	4,557,663	634	2,169,184			39	4,560	39	4,560
栃木県		1,358	2,253,730	498	1,021,840			16	2,751	16	2,751
群馬県		914	2,676,160	321	1,293,952	1	120	17	8,152	18	8,272
埼玉県		672	1,658,221	339	1,040,631	3	371	10	1,104	13	1,475
神奈川県		517	2,584,990	193	1,777,529			32	10,780	32	10,780
新潟県		2,467	7,984,390	893	5,033,665			26	8,035	26	8,035
山梨県		2,937	10,481,616	886	5,967,323	4	1,195	64	35,045	68	36,240
静岡県		989	2,158,949	256	1,273,625			12	2,342	12	2,342
山口県		2,453	3,806,882	414	984,439	2	188	21	3,556	23	3,744
大分県		1,994	2,137,990	526	1,160,010			11	2,932	11	2,932
宮崎県		1,865	2,986,065	580	1,812,916	2	241	49	13,131	51	13,372
鹿児島県		1,690	1,798,792	566	781,155			16	3,136	16	3,136
合 計		27,059	63,337,848	8,458	33,556,574	15	6,755	410	121,847	425	128,602

いま、上記の内容をみると次のとおりである。

1 工事の設計が過大となっていると認められるもの

河川の護岸工事等で、護岸のコンクリート連結ブロックの長さや石積み等の裏込コンクリート量や水路の底張りコンクリート量を河幅、水深等の河川の状態からみて必要以上に見込んでいるもの、堤防の天ば被覆をコンクリート張りとしてもさしつかえなくこれによれば経済的であるのに練石張りとしているものなど 15 工事 6,755,000 円 (国庫負担金相当額 5,445,627 円)

2 工事費の積算が過大となっていると認められるもの

河川の護岸、道路の擁壁、砂防のえん堤等の工事で、労務、機械の標準能率または資材の標準単価の適用を誤っているもの、準備工の仮締切費等を必要以上に見込んでいるもの、機械で施行することができこれによれば経済的であるのに人力で施行することとしているもの、コンクリート量や河床の掘さく土砂量の計算を誤っているものなど 410 工事 121,847,000 円 (国庫負担金相当額 94,776,027 円)

第6節 会計事務職員に対する検定

第1 出納職員に対する検定

昭和41年12月から42年10月までの間に、出納職員が現金を亡失した事実について所管庁から報告を受理し処理を要するものは繰越分を含め171件104,202,578円、その処理をしたものは158件88,018,950円で、その所管別内訳は次表のとおりである。

所 管	報 告 受 理		処 理 済 み	
	件	千円	件	千円
文 部 省	1	276		
厚 生 省	1	228		
通 商 産 業 省	1	463		
郵 政 省	160	98,863	150	83,647
労 働 省	8	4,371	8	4,371
計	171	104,202	158	88,018

処理をしたもののうち出納職員に弁償責任があると検定したものは郵政省の8件4,814,307円で、そのうち2件376,426円は出納職員の不正行為によるものであり、6件4,437,881円は出納職員が善良な管理者の注意を怠ったことによるものである。1事項100万円以上のものについて、その概要を述べると次のとおりである。

広島郵政局管内倉敷八王寺郵便局分任繰替払等出納官吏山本某および東京郵政局管内国分郵便局分任繰替払等出納官吏高橋某が、特定郵便局長として勤務中、山本出納官吏は、36年12月7日から39年7月24日までの間に38回にわたり、高橋出納官吏は、39年6月17日から10月29日までの間に13回にわたって自己の補助者により定額郵便貯金預入金等2,252,689円および1,747,690円をそれぞれ領得された事実について、これらはいずれも山本および高橋両出納官吏が窓口における現金の受払事務を補助者に一任

し、出納官吏として善良な管理者の注意を怠ったことによるものと認められたので、42年10月、各出納官吏に対し弁償責任があると検定した。

第2 物品管理職員に対する検定

昭和41年12月から42年10月までの間に、物品管理職員が物品を亡失または損傷した事実について所管庁から報告を受けし処理を要するものは繰越分を含め4,447件317,906,455円、その処理をしたものは4,430件309,527,879円で、その所管別内訳は次表のとおりであるが、弁償責任があると検定したものはない。

所 管	報 告 受 理		処 理 済 み	
	件	千円	件	千円
裁 判 所	2	745	2	745
総 理 府	1,993	133,609	1,988	133,141
法 務 省	18	2,170	18	2,170
外 務 省	1	363	1	363
大 蔵 省	11	908	11	908
文 部 省	21	7,460	21	7,460
厚 生 省	2	544		
農 林 省	235	102,940	234	95,775
通 商 産 業 省	1	195	1	195
運 輸 省	33	20,128	33	20,128
郵 政 省	1,983	14,268	1,974	14,067
労 働 省	2	4,168	2	4,168
建 設 省	144	30,243	144	30,243
自 治 省	1	160	1	160
計	4,447	317,906	4,430	309,527

処理をしたもののうち、総理府の金額が多いのは主として防衛庁において供用物品を亡失または損傷したことによるものであり、また、農林省において金額が多いのは主として天災により食糧を亡失または損傷したことによるものである。

第3章 政府関係機関その他の団体の会計

第1節 決算の検査完了

政府関係機関名	決 算 額	
	取 入 円	支 出 円
日 本 専 売 公 社	550,190,458,220	388,813,595,500
日 本 国 有 鉄 道		
損 益 勘 定	797,036,799,423	792,238,531,421
資 本 勘 定	442,483,052,515	443,040,141,289
工 事 勘 定	362,267,902,081	339,279,132,847
日 本 電 信 電 話 公 社		
損 益 勘 定	576,025,004,142	552,954,602,080
資 本 勘 定	458,403,989,276	451,879,303,892
建 設 勘 定	429,029,658,759	421,822,611,759
国 民 金 融 公 庫	25,552,389,811	24,398,616,963
住 宅 金 融 公 庫	31,846,477,071	30,826,757,158
農 林 漁 業 金 融 公 庫	26,902,180,645	26,785,932,431
中 小 企 業 金 融 公 庫	31,265,772,847	30,097,718,973
北 海 道 東 北 開 発 公 庫	9,894,275,456	8,530,630,538
公 営 企 業 金 融 公 庫	14,621,035,417	14,874,714,202
中 小 企 業 信 用 保 険 公 庫	7,024,255,074	7,188,226,228
医 療 金 融 公 庫	3,939,401,572	3,837,781,925
日 本 開 発 銀 行	72,021,815,464	49,322,715,163
日 本 輸 出 入 銀 行	27,103,217,802	26,237,789,069
計	3,865,607,685,575	3,612,128,801,438

上記各政府関係機関決算額は、これを検査完了した。

第2節 各機関別の事項

第1 日本専売公社

(事業概要について)

昭和41年度におけるたばこの製造数量は1811億2660万余本、輸入数量は14億2947万余本で、その販売数量は1845億4690万余本金額5134億7997万余円、塩の受入数量は国内産塩86万余トン、輸入塩396万余トン(うちソーダ工業用自己輸入塩359万余トン)計483万余トンで、その販売数量は487万余トン金額325億2552万余円となっていて、前年度に比べると、販売数量ではたばこ100億8521万余本、塩47万余トンの増加、販売金額ではたばこ449億4737万余円、塩23億1829万余円の増加となっている。たばこの販売数量が前年度に比べて増加したのは、主として、「ハイライト」の売れ行きが伸びたことおよび新製品である「わかば」の売れ行きがよかったことによるものである。製造たばこの最近の需給についてみると、製造能力は毎年増加する需要に対し不足しがちであったので、たばこ製造工場の整備拡充を行なうなどして供給不足の解消を図ってきた結果、41年度には総数量では需要数量と同程度の製造能力になったが、両切たばこからフィルター付たばこへの需要の移行が大きかったため、種類別にみると製造能力は需要に対して必ずしも十分に適合したものとはなっていない状況である。

(損益について)

41年度の純利益は2100億7213万余円で、前年度の純利益1951億7421万余円に比べて148億9792万余円増加している。

たばこ事業の利益は2109億9987万余円で、前年度に比べて154億9787万余円増加している。また、塩事業の損失は9億2773万余円で、前年度に比べて5億9994万余円の増加となっているが、これは主として、国内産塩の収納価格を引き上げたことおよび

一般用塩の公社販売価格を引き下げたことによるものである。

専売納付金として国庫に納付した額は、前記純利益から41年度中における固定資産および無形資産の額の合計額の増加額119億5594万余円を控除した1981億1619万余円で、一般会計収納済歳入額の4.3%を占めている。これを前年度に比べると188億4521万余円の増加となり、予定額に比べると180億1543万余円の増加となっている。

また、専売納付金に都道府県および市町村に納付したたばこ消費税1288億5324万余円を加算すると、国および地方公共団体に納付した額は3269億6944万余円となり、これを前年度における専売納付金1792億7097万余円、たばこ消費税1171億4413万余円計2964億1510万余円に比べると305億5433万余円の増加となっている。

(資金について)

41年度の所要資金6102億3719万余円については、前年度からの繰越金40億8699万余円および事業収入等5501億5019万余円のほか資金運用部資金の借入金560億円を充当している。

しかして、上記資金運用部資金の借入金は、前年度専売納付金を国庫に納付するにあたり一時使用した国庫余裕金を年度末において返済するなどのため借り入れたもので、41年度末における残高は560億円で、前年度末に比べて240億円の増加となっている。

第2 日本国有鉄道

(事業概要について)

昭和41年度末における鉄道事業の営業キロ程は旅客20,411キロメートル、貨物20,509キロメートルで、前年度に比べて旅客は35キロメートル、貨物は27キロメートルそれぞれ増加し、41年度中の列車の延走行キロ程は旅客4億4,949万余キロメートル、貨物1億6,769万余キロメートルで、前年度に比べて旅客は1,608万余キロメートル(3.7%)、貨物は153万余キロメートル(0.9%)増加しているが、輸送量は旅客1757億5,802万余人キロ、貨物549億5,577万余トンキロで、前年度に比べて旅客は17億4,359万余人キロ(1.0%)の増加、貨物は14億5,248万余トンキロ(2.5%)の減少となっている。また、41年度末における自動車運送事業および連絡船事業の営業キロ程は、前者において旅客15,100キロメートル、貨物5,220キロメートル、後者において旅客205キロメートル、貨物625キロメートルで、同年度中の輸送量は、前者において旅客27億6,763万余人キロ、貨物459万余トンキロ、後者において旅客5億5,499万余人キロ、貨物7億4,954万余トンキロとなっている。

(損益について)

41年度における損益は、営業損益においては損失607億9,034万余円、営業外損益においては利益6億6,774万余円で、差引き601億2,260万余円の純損失となり、これを前年度の営業損失1229億8,384万余円、営業外損失859万余円計1229億9,243万余円の純損失に比べると、営業損益において621億9,349万余円の損失の減少、営業外損益において6億7,633万余円の利益の増加、純損益において628億6,983万余円の損失の減少となっている。

営業損益において前年度に比べ損失が減少したのは、輸送量においては前記のような

結果となったが、41年3月に平均25%の運賃値上げを行なったなどのため、収入において旅客が1362億4,026万余円(33.0%)、貨物が218億1,248万余円(11.0%)それぞれ増加したことなどにより、営業収入の増加が1598億3,424万余円(25.2%)となったのに対し、一方、営業経費の増加が人件費、利子及び債務取扱諸費等の増加による976億4,074万余円(12.8%)にとどまった結果によるものである。

なお、純損益において前記のとおり601億2,260万余円の損失となった結果、40年度末利益積立金65億2,519万余円を取りくずし、差額535億9,740万余円を繰越欠損金としている。

(資金について)

41年度の所要資金1兆3,321億6,421万余円については、前年度からの繰越金277億4,966万余円および事業収入8289億5,627万余円のほか、債券発行による収入金2912億7,635万余円、資金運用部資金の借入金281億円等計4754億5,827万余円を充当している。

しかして、41年度末における長期借入金および債券発行残高は1兆3,688億9,907万余円で、前年度末に比べて2587億2,316万余円の増加となっており、41年度中の利子負担額は819億8,004万余円で、前年度に比べて185億6,057万余円の増加となっている。

(工事について)

41年度の修繕費および工事経費の支出済額は1107億7,242万余円および3392億7,913万余円である。

工事経費についてみると、その支出済額は前年度に比べて線路増設費、線路改良費等の諸設備費において344億4,372万余円、総係費において32億1,029万余円計376億5,402万余円増加したのに対し、一方、車両費において188億3,598万余円、電化設備費にお

いて75億5740万余円等計295億5132万余円が減少し、差引き81億0269万余円の増加となっている。なお、支出予算現額3855億2647万余円のうち435億4090万余円を翌年度に繰り越し、27億0644万余円を不用額としている。

(資材の調達管理について)

41年度における貯蔵品の購入額は1944億9225万余円で、前年度に比べて239億0789万余円の減少となっているが、これは主として車両購入額が前年度に比べて減少していることによるものである。また、41年度末残高は326億7523万余円で、前年度末に比べて2億7385万余円増加しており、その回転率を石炭および車両を除いた一般貯蔵品についてみると3.70回となっていて、前年度の3.87回に比べて低下している。

検査の結果、別項記載のとおり、道床碎石の積込費等の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの(128 ページ)、コンクリート打設用さん橋の仮設工事費等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの(129 ページ)があり、また、検修庫等の鉄骨工事の設計等について42年11月日本国有鉄道総裁あて改善の意見を表示した(132 ページ)ほか、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(舗装コンクリート取りこわし工事費の積算について)

各工事局等で施行している貨物積卸場等の改良に伴う舗装コンクリート取りこわし工事はほとんどの場合コンクリートブレーカを使用することとして工事費を積算しているが、これら工事のうちには東京工事局で施行した工事(4件、舗装面積28,181平方メートル工事費相当額3312万余円)のように広い面積にわたるものがあり、このような場合には、コンクリートブレーカ等に比べてはるかに能率がよくしたがって経済的な舗装版破砕機があるのであるから、これを使用することとして積算するよう配慮の要があると認められる。

(電気関係工事に伴う資材の調達管理について)

仙台電気工事局ほか10箇所における電気関係工事の施行に伴って購入した資材の昭和41年度末の在庫について調査したところ、他の部局で施行する関連工事の計画、設計または工程等の変更についての相互間の連絡調整が十分でなかったため不用となったり、規格の改廃等が行なわれているのに部内の連絡が十分でなかったため旧規格の資材を購入したことなどにより、余剰の在庫となっているものが1億6429万円相当(うち39年度以前に受け入れたもの4766万円)あり、また、これらのうちには41年度中に施行した工事において、請負業者に支給するなどして活用できたと認められるものも相当量見受けられる状況であるので、電気関係資材の調達管理にあたってはつとめて余剰の在庫を保有しないよう配慮の要があると認められる。

(コンクリートまくら木の貨車取卸作業等に対する運賃および料金について)

日本国有鉄道においては、コンクリートまくら木は資材局で指定駅貨車乗渡しとして一括購入し各使用箇所へ引き渡しており、その取卸し、移送等は別途各使用箇所へ通運事業者へ請け負わせている。しかし、昭和41年度においてはコンクリートまくら木約18万5千トンの貨車取卸作業等の運賃、料金として7050万余円を支出しているが、その運賃、料金の決定状況についてみると、本件まくら木の規格および荷姿が同一で、作業の内容が類似しているのに、通運事業法(昭和24年法律第241号)の規定に基づく基本運賃、料金の5割から20割までを割増しとして加算したり、または同法に基づく運賃、料金によることなく別途積上計算により運賃、料金を算定しているものが見受けられ、それらに著しい開差を生じている状況である。

については、コンクリートまくら木は今後も相当量の購入が見込まれることにかんがみ、前記の事態についてその実情を調査検討し、その結果に基づき適正な運賃および料金によって実施する要があると認められる。

不 当 事 項

工 事 (334)(335)

(334) 道床碎石の積込費等の積算が適切でなかったため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定) (項)諸設備費

日本国有鉄道札幌工務局で、昭和41年4月、随意契約により北海道軌道施設工業株式会社および八雲採石工業株式会社に函館本線山崎、黒岩間道床バラスト(碎石)製作、積込み、運搬、撒布工事その1ほか2工事を総額58,362,184円(当初契約額50,062,800円)で請け負わせ施行しているが、道床碎石の積込費等の積算が適切でなかったため予定価格が過大となり、工事費が約370万円高価となっていると認められる。

本件工事は、請負人所有の碎石場で製作した碎石18,612立方メートルをダンプトラックにより函館本線山崎、黒岩間および国縫、中の沢間の路盤上に運搬して敷きならすなどの工事であるが、その予定価格についてみると、碎石のダンプトラックへの積込みにはベルトコンベヤを使用することとして積込費および運搬費を計27,402,640円と積算している。

しかしながら、本件工事のように多量の碎石を集積箇所からダンプトラックに積み込む場合には、ベルトコンベヤより作業能率が高く、積込費が廉価であり、さらに積込時間が短縮されるので運搬費も廉価となるトラクタショベルを使用するのが通例であるから、本件工事の工事費積算にあたっては、これによることとすべきであったと認められる。現に、本件工事施行の際も請負人はトラクタショベルによって積み込んでいる状況である。

いま、仮に碎石の積込みはトラクタショベルを使用して行なうものとして積込費お

よび運搬費を計算すると計23,497,068円で足り、その他の工事費を合わせると総額は54,590,156円となり、本件工事費はこれに比べて約370万円高価となっていると認められる。

(335) コンクリート打設用さん橋の仮設工事費等を過大に積算したため工事費が高価と認められるもの

(工事勘定) (項)諸設備費

日本国有鉄道東京第二工務局で、昭和41年11月、随意契約により勝村建設株式会社に中央本線大月、初狩間91K640M付近災害復旧工事を33,900,000円(最終契約額26,894,661円)で請け負わせ施行しているが、コンクリート打設用さん橋の仮設工事費等を過大に積算したため工事費が約300万円高価となっていると認められ、このうち約130万円については42年4月設計変更のうえ減額しているが、なお最終契約額において約170万円高価となっていると認められる。

本件工事は、41年9月台風26号による水害によって盛土が流失した大月、初狩間第1笹子川橋りょう付近の復旧を行なうため、応急復旧工事施行後の本線路盤を保護する鉄筋コンクリート擁壁の新設および路盤盛土等の工事を施行するものであるが、その予定価格についてみると、

(1) 鉄筋コンクリート擁壁のコンクリートを打設するための木製さん橋は、コンクリート取卸し箇所から擁壁末端までの間に幅3メートル、高さ7メートルで延長75メートルにわたって仮設し、擁壁の下部コンクリートを打設した後、いったんこれを撤去して擁壁基礎の補強工事を施行したうえ、再度上部コンクリート打設のため組み上げるものとし、材料費の損料率を全損としてさん橋の仮設工事費を3,225,672円と積算している。

しかしながら、さん橋の延長は現地の状況からみて65メートルで足りたものであ

り、また、下部コンクリート打設の際は高さ4メートルで設置し、これをいったん撤去する場合にはコンクリート取卸し箇所から擁壁までの区間そのままとして擁壁の区間だけを撤去すれば足り、上部コンクリート打設の際擁壁までの区間を高さ7メートルまで継ぎ足し、擁壁の部分だけを新たに高さ7メートルで設置すれば足りたものと認められ、さらに足場材料の損料率は日本国有鉄道の積算要領によると45%とすべきものを誤って全損としたものである。

いま、仮に上記により適正と認められる額を計算すると1,966,555円となり、当局の積算額はこれに比べて1,259,117円過大となっている。

(2) 流失路盤復旧のため管子川の流心を切り替える必要上延長100メートル、堤体積1,000立方メートルの制水堤を築造しているが、築堤にあたっては付近の高水敷等から1,000立方メートルの土砂をブルドーザにより掘さく採土し、平均50メートル運搬集積することとして、その作業係数(作業の難易を表わす係数で、困難なほど値が小さい。)を0.4として時間当り作業量を23.6立方メートルとしており、また、集積箇所から築堤箇所までの運搬はトラクタショベルを使用することとしてその大部分は運搬のつど締固めを行ないながら平均80メートル運搬することとして時間当り作業量を4.1立方メートルと算定し、さらに、上記作業に使用した建設機械は築造完了後も本件工事施行中制水堤の維持補修に使用できるよう制水堤撤去にいたるまですべて現場に存置することとして搬入から搬出までの期間を4箇月とするなどし、制水堤築造工事費を4,111,092円と積算している。

しかしながら、採土箇所の土質は大部分が固結した砂利であって日本国有鉄道の積算要領によっても、これを掘さくして締め固めたものの容積比は地山1に対し1.1の割合となっているから、掘さく量は約910立方メートルで足り、また、ブルドーザによる掘さく運搬は、採土箇所に玉石が混在していることを考慮しても作業係数は0.55

程度とすれば十分であり、運搬集積距離は現地の状況からみて40メートル程度を見込めば足り、これによると時間当り作業量は39.0立方メートルとなるものと認められる。さらに、トラクタショベルによる運搬は築堤盛土上を反覆して走行するものであるからこの間に盛土が締め固められるので格別に締固めを行なう要はなく、これによると時間当り作業量は6.9立方メートルとなり、また、建設機械の存置期間は本件工事の工程および工期が渇水期にかかることからみて2箇月間を見込めば足りたものと認められる。

いま、仮に上記により適正と認められる額を計算すると2,866,097円となり、当局の積算額はこれに比べて1,244,995円過大となっている。

(3) 復旧盛土1,151立方メートルのうち863立方メートルは付近碎石場から碎石くずをトラックで運搬して盛土することとしてその積込みにはベルトコンベヤを使用することとし、288立方メートルは付近で採土して採土跡の斜面には張り芝を施行するものとし、計2,866,907円と積算している。

しかしながら、本件工事のように多量の碎石くずをトラックに積み込む場合にはトラクタショベルを使用するのが通例であるから本件工事費積算にあたってはこれによることとすべきであったと認められ、また、本件土取場跡は平たんになるので張り芝の費用を見込む要はなく、実際にも施行されていない状況である。さらに採土場切りくずし費の計算にあたり、立方メートル当り切りくずし単価を288立方メートルに乗すべきところ、誤って盛土全量の1,151立方メートルに乗じている。

いま、仮に上記により適正と認められる額を計算すると2,309,043円となり、当局の積算額はこれに比べて557,864円過大となっている。

以上各項により工事費を修正計算すると30,870,124円となり、当初契約額はこれに比べて3,029,876円過大となるが、前記のとおり1,320,200円を設計変更のうえ減額したこ

などにより最終契約額は26,894,661円となっているので、これを考慮しても、修正積算額は25,184,985円となりなお約170万円が高価となっていると認められる。

改善の意見を表示した事項

検修庫等の鉄骨工事の設計等について

(昭和42年11月15日付42検第436号)

日本国有鉄道の工事局等において、車両運行の安全を確保するなどのため、昭和41年度中に車両の検修庫、乗換線人道橋等の鉄骨構造の施設を新設した工事は21億余円に上っているが、このうち42年3月から9月までの間に本院において実地に検査した52工事14億余円の構造部材の設計および積算についてみると、部材の選定にあたり製品化された形鋼を採用して経済的な施行を図る配慮が十分でなかったり、積算が実情にそってなかったりしているため不経済となっていると認められるものが多数見受けられる状況である。

すなわち、近年H形鋼、鋼管、T形鋼等の形鋼は多種類にわたって製品化され、そのまま柱、はり等に一般に使用されているのであるから、これらの形鋼のうち所要の目的に適合するものを選定して使用することとすれば、鋼板を切断して柱、はり等の鉄骨部材を製作する場合に比べて鋼材使用量が少なくすむばかりでなく、形取り、切断、溶接、ひずみ直し等の加工量が減少することとなるので、形鋼を使用した場合の鋼材費の増こうを勘案しても工事費を相当節減できるものと認められるのに、鋼板を切断しこれをH形または四角形に溶接して使用することとして設計したり、^(注)トラスの上弦材および下弦材には等辺山形鋼等を組み合わせて断面をT形とすることとして設計しT形鋼の使用を考慮しなかったりなどして不経済となっていると認められるものがある。また、形鋼を使用することとして設計しているものの積算についてみると、これら形鋼は特別の加工をしない

でそのまま使用できるものであるから、これを使用する場合には鋼板等を加工して部材を製作する場合に比べて加工人工が低減することを考慮して積算すべきであると認められるのに、H形鋼を使用する場合だけについて加工人工を低減しており、その他の形鋼を使用する場合には鋼板等を加工して部材を製作する場合と同一の加工費を積算している、不経済となっていると認められるものがある。そのおもな事例をあげると下記のとおりである。

このような事態を生じているのは、各設計担当者および設計を請け負わせた相手方のうちには、設計にあたり形鋼の市場の実態を把握、検討のうえこれら形鋼を活用して合理的、経済的な構造設計を行なう配慮が十分でなく、従来の設計方法をそのまま踏襲しているものがあること、本社において、H形鋼以外の形鋼を使用する場合は鋼板等を加工して部材を製作する場合と同一の加工費を積算することとして定めた積算基準を実情に即して改訂していないことなどによるものと認められる。

については、輸送力の増強、車両基地の整備等に伴い検修庫等鉄骨構造物の新設工事が今後多数施行され、また、これに伴う設計の外注も増加することが予想されるので、これら工事の設計については、形鋼の活用を図るためその標準設計の作成を促進し、これに基づいて設計を実施するように努めるとともに、設計を外注するものについてはその内容について適切な指示を与え、その設計の結果を十分審査するなど適切な処置を講じ、また、これら工事費の積算については、鋼管等の形鋼の使用割合に応じて基本加工人工を低減することとするなど積算基準を実情に即して改訂する必要があると認められる。

記

- (1) 下関工事局が施行した大分電気機関車検修庫新築その他工事は、延面積2,576平方メートルの鉄骨上家を新築するものであって、柱および主ばり(鉄骨設計重量72トン)は鋼板を切断しこれをH形に溶接して使用することとして設計し、また、鉄骨加

工は所要人工トン当たり9.67人と積算しているが、市販されているH形鋼のうちから所要のものを選定して使用すれば、鋼材重量は約5トン低減し、加工人工も本社で定めた積算基準によって計算するとトン当たり5.34人に低減することができるものと認められる。

(2) 東京鉄道管理局が施行した恵比寿、川崎両駅の乗換[●]線人道橋新設工事の鉄骨主要部材であるけた[●]および脚柱(鉄骨設計重量は両工事で66トン)についてみると、乗換[●]線人道橋についてはけた[●]にはH形鋼を、脚柱には鋼管をそれぞれ使用することとして標準設計が本社から示されているのに、前項同様鋼板を切断しこれをH形または四角形に溶接して使用することとして設計しているが、標準設計に準じてけた[●]については所要のH形鋼を、脚柱については所要の鋼管をそれぞれ使用すれば鋼材重量は両工事で5トン低減し、また、所要加工人工も、H形鋼については本社で定めた積算基準により計算し、鋼管については鋼板のように特別の加工をしないでそのまま使用できるのであるから仮にH形鋼を使用する場合に準じて加工人工を低減することとして計算すると、トン当たり17.3人および10.6人を12.3人および8.4人に低減することができるものと認められる。

(3) 信濃川工事局が施行した上沼垂信号場貨物上家新築その他工事は延面積9,234平方メートルの鉄骨造り貨物上家を新築するものであって、おもな鉄骨構造部材である主ばり(鉄骨設計重量155トン)はすべてトラス構造とし、トラスの上弦材および下弦材は等辺山形鋼等を組み合わせて断面をT形にすることとして設計しているが、上記部材に代えて一般に市販されているT形鋼のうちから所要強度を有するものを選定して使用することとすれば、鋼材重量は約7トン低減し、また、T形鋼は前項同様特別の加工をしないでそのまま使用できるのであるから仮にH形鋼を使用する場合に準じて計算すると、所要加工人工もトン当たり8.89人を7.19人に低減することができる

ものと認められる。

(4) 大阪鉄道管理局が施行した宝塚、三田両駅の乗換[●]線人道橋新設工事の鉄骨主要部材であるけた[●]および脚柱については標準設計に準じてけた[●]についてはH形鋼を、脚柱については鋼管をそれぞれ使用することとして設計しているが、その積算についてみると、H形鋼については加工人工を低減しているが、H形鋼と同様特別の加工をしないでそのまま使用できると認められる鋼管については加工人工を低減しておらず、所要加工人工を各工事ともトン当たり7.8人と積算している。仮に鋼管についてもH形鋼を使用する場合に準じて加工人工を低減することとして計算すると、所要加工人工はトン当たり6.4人に低減することができるものと認められる。

(注) [トラス] 鉄橋のけた、柱間の長い鉄骨建物のはりなどによくみられるような三角形の単位形をいくつか組み合わせて作られたけた組みの一種

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

自動信号化等工事に伴う撤去機械信号機器の活用について

自動信号化等工事に伴い撤去した機械信号機器等の大部分を廃用品としていながら、他方、この撤去機器とほとんど同規格のものを調達しているが、撤去機器のうちには再使用できるものが多数あるので極力その活用を図るよう、昭和41年11月改善の意見を表示したところ、日本国有鉄道においては、従来これら撤去機器のすべてを電気工事局、鉄道管理局等地方機関または現業機関の長限りで運用する体制となっていたのを改め、相当部分を支社運用品とするとともに、他支社との連絡を密にし、機器の広域運用を図るなどの処置を講じている。

第3 日本電信電話公社

(事業概要について)

日本電信電話公社の昭和41年度末における電話取扱局は、公社直営のもの1,277局、郵便局に業務を委託したもの4,460局計5,737局であり、加入電話数は848万余（ほかに農村集団自動電話22万余がある。）で、前年度末に比べて118万余(16.2%)増加しており、これを交換方式別にみると自動式が753万余で130万余の増加、共電式が5万余で7万余の減少、磁石式が90万余で4万余の減少となっている。この結果全国平均の加入電話普及率は100人当り8.5加入、自動化率は88.8%、即時化率は91.2%となっていずれも向上している。加入電話のうち住宅用電話が占める割合は前年度末の25.3%に対し29.2%と増加しており、また、申込みを受けたが未架設となっている数は211万余となって36万余増加している。公衆電話数は普通公衆電話2万余個、委託公衆電話24万余個、局内公衆電話等1万余個計28万余個となっている。

41年度末の電報取扱局所は、公社直営のもの1,088局、郵便局に業務を委託したもの16,051局等であり、また、41年度末の加入電信（テレックス）取扱局は213局であり、加入数は1万7千余となって前年度末に比べると4千余(30.4%)増加している。

(損益について)

41年度における損益は、営業損益において利益262億5279万余円、営業外損益において損失23億6776万余円であって、差引き238億8502万余円の純利益となり、これを前年度の純利益351億9279万余円に比べると113億0777万余円の減少となっている。

このように純利益が前年度に比べて減少したのは、営業損益において電話収入等収益の増加が減価償却費、利子及び債券取扱費等費用の増加に伴わなかったことによるもの

である。費用のうち減価償却費は1792億4020万余円で、前年度に比べて418億7872万余円増加している。これは建設投資の拡大に伴い償却の対象となる資産が増加したことによるほか、本年度から建物、工作物等の償却方法を定率法に改訂したことおよび近年陳腐化等の現象が著しい市内電話機械設備等資産の一部について耐用年数を短縮したことなどによるものである。

つぎに、営業損益を事業別にみると、電話事業では、収入は5551億0239万余円、費用は4918億0538万余円で、差引き632億9700万余円の利益となり、前年度に比べて74億4540万余円の利益減少となっている。また、電信事業では、収入は209億2260万余円、費用は579億6682万余円で、差引き370億4421万余円の損失となり、前年度に比べて55億1714万余円の損失増加となっていて、収支状況は逐年悪化している。

(資金について)

41年度の所要資金8179億6841万余円については、前年度からの繰越金93億6667万余円、事業収入等5902億2065万余円、債券発行による収入金2183億8109万余円を充当している。

しかして、41年度末における長期借入金および債券発行残高は1兆0924億4123万余円で、前年度末の8672億4750万余円に比べて2251億9372万余円の増加となっており、また、41年度中の利子負担額は385億7231万余円で前年度の274億0910万余円に比べて111億6321万余円の増加となっている。

(建設工事について)

41年度における建設勘定の支出予算現額は、4433億1065万余円、支出済額は4218億2261万余円で、214億8804万余円を翌年度に繰り越しており、前年度の支出済額3563億3369万余円に比べて654億8892万余円増加している。

41年度の建設工事についてみると、年度内完了予定のものに対し前年度からの繰越分

を含めた実績は加入電話の増設 118 万余に対し 118 万余、農村集団自動電話の増設 5 万
に対し 12 万余、公衆電話の増設 3 万余個に対し 3 万余個、電話局の建設 268 局に対し
318 局、市外局の建設 25 局に対し 21 局、市外電話回線の増設 5 万余回線に対し 6 万余
回線、および電報中継機械化の実績 1 局となっている。

(資材の調達管理について)

41年度における貯蔵品購買費支弁による物品の購入額は 2402 億 3321 万余円で、建設
工事量の増大を反映して前年度の 2005 億 4488 万余円に比べて 396 億 8833 万余円の増
加となっており、また、41 年度末貯蔵品残高は 130 億 4745 万余円で、前年度末の 113
億 1767 万余円に比べて 17 億 2977 万余円増加している。なお、貯蔵品在庫回転率は 6.22
回となっていて、前年度の 4.87 回に比べて向上している。

検査の結果、別項記載のとおり、鉄塔新設工事の施行にあたり実情に即さない標準単
価を適用して積算したため工事費が高価と認められるもの(138 ページ)、既設ワイパの
修理再用を考慮しないで新品を購入したため不経済となっているもの(139 ページ)があ
り、また、保全強化工事等における屋外線および屋内線の取替工事費の積算について 42
年 11 月日本電信電話公社総裁あて改善の意見を表示した(140 ページ)。

不 当 事 項

工 事

(336) 鉄塔新設工事の施行にあたり実情に即さない標準単価を適用して積算したため
工事費が高価と認められるもの

(建設勘定) (項) 電信電話施設費

日本電信電話公社近畿、関東両電気通信局で、昭和 41 年 6 月および 12 月、指名競争
契約により日本通信建設株式会社に那智無線中継所移動通信施設工事および大楠無線送

受信所移動通信施設工事を 21,090,000 円(当初契約額 16,100,000 円)および 14,098,000 円
(当初契約額 13,400,000 円)で請け負わせ施行しているが、施行の実情に即さない標準単
価を適用して積算したため予定価格が過大となり、ひいては工事費が約 490 万円高価と
なっていると認められる。

本件工事は、内航船舶に対する通話業務を行なうため和歌山県東牟婁郡大雲取山およ
び神奈川県横須賀市郊外の大楠山の山頂に高さ 45 メートルの鉄塔各 1 基およびこれに
伴う土留め石垣を新設するなどの工事であるが、その予定価格 21,220,000 円 および
14,100,000 円についてみると、土工事、石垣工事、鉄骨組立工事等のすべての作業につ
いて、マンホール築造工事、管路布設工事等の工事費積算のため公社において制定して
いる各種作業の作業別標準単価を適用して積算している。

しかしながら、上記標準単価は、車両等が通行したり建物が近接したりしているなど
作業条件の悪い道路上においてマンホール築造、管路埋設等を行なう工事の工事費積算
に適用するものであって、このような制約を受けない箇所で行う工事の工事費積算
については、公社においても別に作業別の労務所要数量の積算基準が定められており、
従来からこの積算基準を適用して工事費を積算しているものであり、本件工事も格別作
業条件の悪い箇所で行うものではないからこれにより積算すべきであったと認めら
れるのに、この配慮をすることなく前記の割高な標準単価を適用して積算したのは適当
とは認められない。

いま、仮に適切と認められる積算基準により工事費を修正計算すると、それぞれ
18,190,000 円および 12,065,828 円となり、本件工事費はこれに比べて約 490 万円高価と
なっていると認められる。

物 件

(337) 既設ワイパの修理再用を考慮しないで新品を購入したため不経済となっている

もの

(注)
日本電信電話公社で、東京ほか10電気通信局の要求により、昭和41年1月から42年2月までの間に、随意契約により日本電気株式会社ほか2会社からA形自動交換機の上昇回転形スイッチ用ワイパ（T1032号）140,381個を1個当り89円70から92円61総額12,788,605円で購入しているが、既設ワイパのスプリングを取り替えるなどして修理すれば十分使用することができたのにこれによることなく新品を購入したため、約590万円が不経済となっていると認められる。

本件ワイパは、摩耗した既設のワイパの取替用として購入したものであるが、ワイパは、スプリング等9点の部分品からなっており、このうち摩耗する部分品は他の機器と接触回転するスプリングだけで、その他の部分品は摩耗しないものであるから、スプリングが摩耗したときはこれを取り替えば十分再用することができたものであり、公社で定めた機械保守の標準実施方法においてもこの方法によることになっているのに、前記標準実施方法の周知徹底を欠いたため既設のワイパを再用することなく新品を購入しているのは不経済と認められる。

いま、仮に新品の購入に代え既設のワイパを再用することとすれば、その修理費は1個当り47円総額660万円程度で足り、修理に伴う取扱経費等を考慮しても本件購入価額に比べて約590万円を節減することができたものと認められる。

(注) 関東、信越、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、東北、北海道各電気通信局

改善の意見を表示した事項

保全強化工事等における屋外線および屋内線の取替工事費の積算について

(昭和42年11月15日付42検第435号)

日本電信電話公社東京ほか8電気通信局管内各電気通信部（都市管理部、地区管理部を含む。）では、通話の質の低下を防止するため、既設電話の宅内装置のうち老朽化した

屋外線、屋内線の取替を主体とした工事を保全強化工事（整備取替工事等を含む。以下同じ。）として部外に請け負わせており、その取替件数および金額は、昭和41年度において、不良屋外線取替約11万6千件、不良屋内線取替約10万1千件など総額約3億2千万円となっている。

これら屋外線および屋内線の取替工事費の予定価格の積算についてみると、39年1月同公社建設局で自動改式、分局開始等の際屋外線、屋内線等宅内装置の取替工事を請負により施行する場合に適用するための標準能率表を基として作成した標準単価を準用し、屋外線または屋内線の取替については分局開始に伴って施行する場合に適用する工数1件当り0.53人または0.54人を基とした標準単価を採用したり、自動改式の際に電話機取替工事と同時に施行する場合に適用する工数1件当り0.34人または0.35人を基とした標準単価を採用したりなどしており、また、屋外線および屋内線の取替を同時に施行する場合については前記標準単価のうち屋外線の取替工数1件当り0.34人を基とした標準単価に屋内線の取替工数1件当り0.35人または0.54人を基とした標準単価を加えて計算するなどしており、施行部局により積算の際使用している標準単価の基となっている工数が合理的根拠もなくまちまちとなっている実情である。

しかして、上記の標準単価は自動改式、分局開始等の際屋外線、屋内線等の取替を施行する場合に適用するための工数を基として作成されたもので、そのうち分局開始の際の屋外線または屋内線の取替の標準単価の基となっている工数1件当り0.53人または0.54人は屋外線または屋内線の取替のほか、引込位置の選定、配線函、端子函相互の屋外線切替え、連絡線の作成等の作業時間および工事実施箇所の移動等のための所要時間を含めて算定されているものであり、また、自動改式の際の屋外線または屋内線の取替の標準単価の基となっている工数1件当り0.34人または0.35人は分局開始の際の工数から工事実施箇所の移動等のための所要時間を除いて算定されているにすぎないもの

であるから、本件保全強化工事における取替工事のように単に既設の屋外線または屋内線を取り替えるだけの単純な工程の工事にこれを使用して積算するのは適当とは認められない。

現に、同公社において直営で施行しているこの種の保全強化工事の例についても、その工数をいずれも過去の実情を参考として1件当り0.3人程度と算定しており、その実績はさらにこれを下回っている状況である。

このような事態となっているのは、同公社において、従来宅内装置保全工事を請負により施行した例が少なくその標準単価が作成されていないため、各施行部局においてそれぞれ前記建設局制定の標準単価をそのまま準用するなどして積算していることによるものと認められる。

については、この種の保全強化工事は、今後、全国自動即時化の推進に併行して通話の質の向上を図るためその工事量が逐年増加する傾向にあることにかんがみ、各部局で施行している直営工事および請負工事の工数の実績を調査するなどして、合理的な標準工数を基とした標準単価を作成し、工事の経済的な施行を図る要があると認められる。

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に

対する処置状況

工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付けの請負契約について
工事用図面等のトレース、青写真朱入れおよび青写真焼付けの請負契約にあたり、トレースおよび青写真朱入れについては、格別の必要もないのに大部分のものを墨入れによったり、作業内容や所要時間が同程度と認められるものにおいて、図面等の契約単価に著しい開差を生じたり、また、青写真焼付けについては、図面等の契約寸法が各電気通信局等で区々となったり、必要以上に大きな寸法で焼き付けさせたり、同一寸法

のものであっても契約価格に著しい開差が生じたりしている事態が見受けられたので、これらについて適正を期し経費の節減を図るよう、昭和41年11月改善の意見を表示したところ、日本電信電話公社においては、同年12月、関係各機関に指示し、トレースおよび青写真朱入れの仕様については、特殊な図面を除き鉛筆を使用することとし、青写真焼付けの規格についても、契約寸法を可能な限り細分して必要以上に大きなものを焼き付けないよう改め、また、契約価格については、トレースおよび青写真朱入れの作業の所要時間を判定するための見本図をそなえ、青写真焼付けについても各地域ごとに寸法別の標準価格を設定して価格差の解消を図るなどの処置を講じている。

第4 国民金融公庫

国民金融公庫の昭和41年度末の資本金は200億円である。

(事業概要について)

41年度の貸付計画は当初2787億2400万円で、その後387億1600万円を追加し3174億4000万円と改訂したが、これに対し貸付実行額は3122億0208万余円となっており、この原資については、資金運用部資金の借入金1469億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金90億円および回収金等1563億0208万余円を充当している。

貸付実行額を貸付種類別にみると、普通貸付2866億7828万余円、恩給担保貸付243億7827万余円、特別給付金国庫債券担保貸付6億8373万余円、農地被買収者国庫債券担保貸付4億2346万余円、特別弔慰金国庫債券担保貸付3710万余円等である。

普通貸付のうち121億7338万余円は、環境衛生関係営業の近代化および合理化を推進するための施設または設備を設置する事業者に対し、都道府県知事の推せんを要件として41年6月から開始された特別の貸付けである。また、農地被買収者国庫債券担保貸付および特別弔慰金国庫債券担保貸付は、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和40年法律第121号)および戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号)の規定により発行された国庫債券を担保として事業資金を貸し付けるため41年10月から開始されたものである。なお、従来年8分7厘であった普通貸付の基準利率を41年4月から年8分4厘に、さらに、42年1月から年8分2厘に引き下げている。

貸付実行額から回収額2465億0828万余円および滞貸償却額7618万余円を差し引いた年間純増加額は656億1761万余円であり、年度末貸付残高は131万余件3407億7673万余円となっている。

41年度末において最終弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は19億1637万余円で、前年度末に比べて1億6854万余円減少している。なお、この元金延滞額のうち15億3102万余円は更生資金貸付にかかるもので、同貸付の年度末残高に対し99.8%の割合となっている。

(損益について)

41年度においては、貸付金利息246億0224万余円、一般会計より受入7億円等の利益260億4615万余円、借入金利息182億6868万余円、事務費53億0610万余円、業務委託費12億7385万余円、滞貸償却引当金繰入9億3921万余円等の損失260億4615万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。なお、上記一般会計より受入7億円は、公庫業務の円滑な運営に資するため同年度においてはじめて政府の一般会計から補給を受けたものである。

第5 住宅金融公庫

住宅金融公庫の昭和41年度末の資本金は971億円で前年度末に比べて1億円増加している。しかし、この増加額は住宅融資保険基金に充てるため出資を受けたもので、この結果同基金は4億円となっている。

(事業概要について)

41年度における貸付業務については、貸付計画は1456億4700万円で、当初の資金種別ごとの計画金額はその後資金需要の変動に伴い改訂されたが、これに対し貸付契約額は1458億3682万円で、その内訳は次表のとおりである。

種 別	当初貸付計画 千円	改訂貸付計画 千円	貸付契約 千円
一般住宅資金貸付	85,118,000	90,230,000	89,784,596
産業労働者住宅資金貸付	10,611,000	5,995,000	5,992,560
その他災害復興住宅等資金貸付	26,318,000	26,758,000	27,399,082
宅地造成等資金貸付	23,600,000	22,664,000	22,660,590
計	145,647,000	145,647,000	145,836,828

41年度の貸付実行額は、前年度までの貸付契約に基づいて本年度に貸付実行した分を含め一般住宅資金貸付893億5754万円で、産業労働者住宅資金貸付70億3428万円で、その他災害復興住宅等資金貸付255億3846万円で、宅地造成等資金貸付174億8293万円計1394億1322万円で、この原資については、資金運用部資金の借入金1091億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金90億円、債券発行による収入金15億3772万円で、回収金等197億7549万円で充たしている。貸付実行額から回収額455億8697万円で、滞り償却額207万円で差し引いた年間純増加額は938億2417万円で、年度末貸付残高は5604億4601万円で、前年度末に比べて496万円で減少している。

41年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は6億1774万円で、うち1年以上延滞のもの5億3597万円で、前年度末に比べて496万円で減少している。

延滞のものでは6492万円で増加している。

また、住宅融資保険業務については、金融機関との間に保険関係が成立する保険金額を60億8000万円(保険価額76億円の100分の80相当額)と予定したが、これに対し保険関係が成立した保険金額は21億3832万円で(金融機関が貸出しを行なった額26億7290万円の100分の80相当額)となっている。なお、従来1日につき100万分の42であった保険料率を41年4月から100万分の30に引き下げている。

(損益について)

41年度においては、貸付業務では、貸付金利息292億7034万円で、一般会計より受入22億3551万円で、利益326億2201万円で、借入金利息261億7477万円で、業務委託費38億5914万円で、事務費15億4757万円で、滞り償却引当金繰入8億2835万円で、損失326億2201万円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。また、住宅融資保険業務では、住宅融資保険料収入3745万円で、利益8711万円で、支払保険金328万円で、事務費3310万円で、損失5850万円で、差引き利益金2861万円で、これを積立金として積み立てた。なお、上記一般会計より受入22億3551万円で、資金運用部資金の借入金利息等の一部に相当する金額について政府の一般会計から補給を受けたもので、前年度に比べて14億9189万円の増加となっている。

第6 農林漁業金融公庫

農林漁業金融公庫の昭和41年度末の資本金は1682億3300万円である。

(事業概要について)

41年度の貸付計画は、農林漁業経営構造改善507億8000万円、基盤整備486億4000万円、一般施設164億8000万円、経営維持安定151億円、災害55億円、予備55億円計1420億円で、これに対し貸付決定額は農林漁業経営構造改善472億1945万余円、基盤整備465億5208万余円、一般施設164億4649万余円、経営維持安定146億9905万余円、災害19億1364万円計1268億3072万余円となっている。

貸付決定額を事業別にみると、そのおもなものは、

農林漁業経営構造改善においては

構造改善推進 115億4340万余円

土地取得 320億3837万余円

基盤整備においては

土地改良および農業構造改善事業
実施地域における土地基盤整備 384億4820万余円

林業 76億9711万余円

一般施設においては

漁業(漁船) 88億9972万円

主務大臣指定施設 30億1831万余円

経営維持安定においては

自作農維持 133億4152万余円

となっている。

貸付決定額を取扱い別にみると、都道府県信用農業協同組合連合会等委託金融機関扱

い、1084億3259万余円(85.5%)、公庫直接扱い183億9813万余円(14.5%)となっている。

41年度における貸付実行額は1264億3411万余円(うち前年度貸付決定分374億9902万余円)で、これから回収額431億2035万余円および滞貸償却額5233万余円を差し引いた年間純増加額は832億6142万余円であり、年度末貸付金残高は5393億3699万余円となっている。

41年度中の資金交付額は1246億0497万余円であり、この原資については、資金運用部資金の借入金902億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金30億円および回収金等314億0497万余円を充当している。

41年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は20億4584万余円(うち1年以上延滞のもの19億5824万余円)で、前年度末に比べて3億6582万余円(1年以上延滞のもの1億7989万余円)減少している。

(損益について)

41年度においては、貸付金利息235億4041万余円、一般会計より受入25億8595万余円等の利益284億2731万余円、借入金利息212億7589万余円、業務委託費51億5131万余円、事務費14億1263万余円、滞貸償却引当金繰入4億9979万余円等の損失284億2731万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。なお、上記一般会計より受入25億8595万余円は、借入金利息等の一部に相当する金額について政府の一般会計から補給を受けたもので前年度に比べて16億8847万余円の増加となっている。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(土地取得資金の貸付けについて)

農林漁業金融公庫において昭和38年度以降農林漁業経営構造改善資金融通制度の一環として農地もしくは採草放牧地(以下「農地等」という)、未墾地、または林地を取得しようとする者に対し、土地取得資金を北海道信用農業協同組合連合会ほか52金融機関に委託して貸し付けており、38年度以降の貸付決定額は41年度分64,294件320億3837万余円を合わせ合計243,582件1001億5727万余円となっているが、42年中、本院において北海道ほか14県下の貸付け90,798件347億8238万余円について調査したところ、

ア 貸付対象土地の全部または一部を取得していなかったり、取得後売り渡したりしているなど特約条項による繰上償還の処置を要すると認められるもの131件5276万円
イ 委託金融機関においては、所有権移転の登記簿謄本または市町村長の発行する所有権移転登記についての証明書を徴し農地等の取得の事実を確認することとなっているのにこれを怠っているため40年度以前の貸付分でおお登記未済となっているもの2,365件7億4747万余円(このうち公庫において調査した結果、売買契約不成立等の事由により繰上償還の請求をし、または請求することとしているものが42年9月末現在161件5482万余円ある。)

がある。

については、貸付けの適正化を図るため貸付けの実態の把握、委託金融機関に対する指導監査を十分に行なうよう配慮の要があると認められる。

なお、上記のほか貸付対象土地の取得とほぼ同時期に取得面積または取得価格をこえる他の農地等または林地を売り渡しているものなど本制度の趣旨からみて適当とは認められないものに貸し付けている事例も見受けられたので、本制度による融資目的の達成を確保する方途について検討する必要があると認められる。

第7 中小企業金融公庫

中小企業金融公庫の昭和41年度末の資本金は249億1000万円で、前年度末に比べて1億5000万円増加している。

(事業概要について)

41年度の事業計画は、当初、貸付け1980億円、出資1億5000万円で、その後貸付けは290億円を追加し2270億円と改訂したが、これに対し実績は貸付け2323億1644万余円、出資1億5000万円となっており、これらの原資については、政府出資金1億5000万円、資金運用部資金の借入金998億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金90億円、債券発行による収入金359億1000万円および回収金等876億0644万余円を充当している。

貸付実行額のうち4億3100万円は、財団法人福島県中小企業振興協会ほか7法人に対して貸し付けたものであるが、これは中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)の規定により中小企業に設備の貸与を行なう法人が41年度から新たに貸付対象となったことによるものである。

貸付実行額を貸付方式別にみると直接貸付617億1850万円(26.6%)、代理貸付1705億9794万余円(73.4%)となっており、また、これを資金用途別にみると設備資金1590億6390万余円(68.5%)、運転資金732億5253万余円(31.5%)となっている。なお、従来年8分7厘であった貸付けの基準利率を41年4月から年8分4厘に、さらに、42年1月から年8分2厘に引き下げている。

貸付実行額から回収額1603億0279万余円および滞貸償却額8405万余円を差し引いた年間純増加額は719億2959万余円であり、年度末貸付残高は4366億2308万余円となっている。

41年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は42億9281万余円(うち1年以上延滞のもの37億3035万余円)で、前年度末に比べて4億8022万余円(1年以上延滞のもの1261万余円)減少している。

出資1億5000万円は名古屋中小企業投資育成株式会社に対するもので、この結果、41年度末における東京、名古屋、大阪各中小企業投資育成株式会社に対する出資額はそれぞれ2億5000万円となっている。

(損益について)

41年度においては、貸付金利息320億9513万余円等の利益337億6501万余円、借入金利息187億4951万余円、業務委託費64億5338万余円、事務費24億9171万余円、滞貸償却引当金繰入5億3320万余円等の損失337億6501万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。

第8 北海道東北開発公庫

北海道東北開発公庫の昭和41年度末の資本金は55億円で、前年度末に比べて5億円増加している。

(事業概要について)

41年度の事業計画は貸付け382億円、出資3億円計385億円で、これに対し実績は貸付け308億5700万円、出資1億8100万円計310億3800万円となっており、これを地方別にみると北海道は131億9300万円、東北地方は178億4500万円となっている。これらの原資については、政府出資金5億円、簡易生命保険及郵便年金積立金の借入金40億円、債券発行による収入金144億6375万円および回収金等120億7425万円を充当している。

貸付実行額を業種別にみると、そのおもなものは、

北海道においては

紙およびパルプ工業	22億円
化学工業	13億7000万円
穀類、野菜、果実加工工業	11億円
地方鉄道業および道路運送事業	10億5100万円

東北地方においては

金属鉱物の採掘および製錬業	36億0500万円
化学工業	25億8500万円
紙およびパルプ工業	20億6500万円
窯業、土石製品製造業	15億7800万円
鉄鋼業	10億4900万円

となっている。なお、従来年8分4厘であった貸付けの基準利率を41年10月から年8分2厘に引き下げている。

出資実行額1億8100万円は 苫小牧港開発株式会社および 苫小牧埠頭株式会社が石炭荷役設備増設等の資金を調達するため行なった増資に対し払い込んだものである。

貸付けおよび出資実行額310億3800万円から回収額239億2159万余円、滞貸償却額1億1262万余円および出資先会社の解散に伴い雑損処理をした出資金3800万円を差し引いた年間純増加額は69億6577万余円であり、年度末残高は1332億2760万余円（うち出資10億1550万円）となっている。

41年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は15億8151万余円（うち1年以上延滞のもの12億2324万余円）で、前年度末に比べて4億7466万余円（1年以上延滞のもの2億6505万余円）増加しているが、これは、主として鉄鋼業およびてん菜糖工業に対する貸付けにおいて3億4480万円の延滞が生じたことによるものである。

41年度末現在の出資先は苫小牧港開発株式会社ほか10会社で、これらの会社の41年度における経営状況をみると当期利益金を計上したもの8会社（うち利益配当を行なったもの2会社）、当期損失金を計上したもの1会社および経営不振ですでに操業を停止しているもの2会社となっている。

（損益について）

41年度においては、貸付金利息101億3461万余円等の利益118億8329万余円、借入金利息12億0653万余円、債券利息83億5970万余円、事務費4億9123万余円、滞貸償却引当金繰入10億0925万余円等の損失118億8329万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。

第9 公営企業金融公庫

公営企業金融公庫の昭和41年度末の資本金は28億円で、前年度末に比べて2億円増加している。

（事業概要について）

41年度の貸付計画は625億円で、これに対し貸付実行額は前年度計画に基づいて本年度に貸付実行した分を含め568億6920万円となっており、この原資については、政府出資金2億円、債券発行による収入金553億1625万円および回収金等13億5295万円を充当している。

貸付実行額を事業別にみると、そのおもなものは

水道事業	255億2910万円
地域開発のためにする臨海工業用地等の造成事業	113億9130万円
工業用水道事業	45億7200万円
電気事業	35億9300万円
公共下水道事業	26億8220万円
観光施設	22億8900万円

となっている。しかして、貸付実行額のうち27億3800万円は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定により41年度から新たに地方公営企業財政再建債の起債が認められることとなり、この起債の認められた地方公営企業に対し貸し付けたものである。なお、41年度から水道事業に対する長期資金（財政再建債にかかるものを除く。）の貸付利率を年7分3厘から年7分に引き下げたため貸付金利息収入が減少することとなったので、政府出資金2億円の交付を受けるとともに、年利率6分5厘の低利な公営企業債券45億円を発行して債券利息の負担の軽減を図っている。

貸付実行額から回収額 131 億 2814 万余円を差し引いた年間純増加額は 437 億 4105 万余円であり、年度末貸付残高は 2242 億 0012 万余円となっている。

農林漁業金融公庫の委託を受けて、41 年度中に公有林造林資金を貸し付けたものが 28 億 0280 万円あり、年度末貸付残高は 97 億 8032 万余円となっている。

(損益について)

41 年度においては、貸付金利息 143 億 3042 万余円等の利益 160 億 6403 万余円、債券利息 154 億 5206 万余円、事務費 1 億 6978 万余円等の損失 160 億 6403 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため国庫納付金はなかった。

第10 中小企業信用保険公庫

中小企業信用保険公庫の昭和 41 年度末の資本金は 414 億 3700 万余円で、前年度末に比べて 75 億円増加している。しかして、この増加額は融資基金に充てるため出資を受けたもので、この結果、保険準備基金は 81 億 3700 万余円、融資基金は 333 億円となっている。

(事業概要について)

41 年度における保険事業については、信用保証協会との間に保険関係が成立する保険価額を 7487 億円と予定したが、これに対し保険関係が成立した保険価額は 6995 億 4207 万余円となっている。公庫が同年度中に受け付けた保険価額の増加額は 6920 億 6158 万余円、減少額は 5487 億 6424 万余円で、差引き年間純増加額は 1432 億 9733 万余円であり、年度末保険価額残高は 7091 億 8424 万余円となっている。

また、融資事業については、信用保証協会に対する貸付額 252 億 6700 万円を予定したが、これに対し貸付実行額は長期資金 216 億 0300 万円および短期資金 23 億 2000 万円計 239 億 2300 万円となっており、この原資については政府出資金 75 億円および貸付回収金等 164 億 2300 万円を充当している。貸付実行額 239 億 2300 万円から回収額 163 億 5900 万円を差し引いた年間純増加額は 75 億 6400 万円であり、年度末貸付残高は 331 億 8600 万円となっている。

(損益について)

41 年度においては、保険事業では、保険料 26 億 8192 万余円、支払保険金にかかる回収金 30 億 3443 万余円、基金収入 5 億 3229 万余円、支払備金れい入 9 億 0273 万余円、責任準備金れい入 4 億 7232 万余円等の利益 76 億 2810 万余円、保険金 66 億 4779 万余円、事務費 4 億 6355 万余円、支払備金繰入 10 億 1524 万余円、責任準備金繰入 1 億 7165

万余円等の損失 83 億 1922 万余円で、6 億 9112 万余円の損失金を生じ、一方、融資事業では、貸付金利息 7 億 7089 万余円等の利益 7 億 7147 万余円、事務費 7686 万余円等の損失 8035 万余円で、6 億 9112 万余円の利益金を生じ、総括損益においては利益損失同額となっており、利益金を生じなかつたので資本金への組入れはなかつた。

第11 医療金融公庫

医療金融公庫の昭和 41 年度末の資本金は 115 億円である。

(事業概要について)

41 年度の貸付計画は病院 148 億 5500 万円、診療所、薬局および助産所 58 億 4500 万円計 207 億円で、これに対し貸付実行額は病院 145 億 7626 万円、診療所および助産所 61 億 2374 万円計 207 億円となっており、これを資金用途別にみると、新築資金 61 億 7897 万円、増改築資金 121 億 9967 万円、機械購入資金 20 億 6762 万円、長期運転資金 2 億 5374 万円となっている。なお、従来年 8 分 7 厘であった機械購入資金貸付および長期運転資金貸付の基準利率を 41 年 4 月から年 8 分 4 厘に、さらに、42 年 1 月から年 8 分 2 厘に引き下げている。

41 年度の貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金 180 億円および回収金等 27 億円を充当している。

貸付実行額から回収額 52 億 7308 万余円を差し引いた年間純増加額は 154 億 2691 万余円であり、年度末貸付残高は 681 億 5938 万余円となっている。

(損益について)

41 年度においては、貸付金利息 38 億 1112 万余円、一般会計より受入 1 億 0170 万余円等の利益 40 億 7812 万余円、借入金利息 30 億 0813 万余円、業務委託費 7 億 6415 万余円、事務費 2 億 4527 万余円、滞貸償却引当金繰入 5581 万余円等の損失 40 億 7812 万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかつたので国庫納付金はなかつた。なお、上記一般会計より受入 1 億 0170 万余円は、公庫業務の円滑な運営に資するため同年度においてはじめて政府の一般会計から補給を受けたものである。

第12 日本開発銀行

日本開発銀行の昭和41年度末の資本金は2339億7100万円である。

(事業概要について)

41年度の貸付計画は電力202億円、海運923億円、地域開発385億円、石炭147億円、その他610億円計2267億円で、これに対し貸付実行額は、前年度までの計画に基づいて本年度に貸付実行した分を含め電力200億7500万円、海運922億3125万円、地域開発385億2700万円、石炭147億3000万円、その他572億5500万円計2228億1825万円であり、ほかに上記計画に含まれない経済援助資金貸付1億3000万円があり、合計2229億4825万円となっている。なお、従来年8分4厘であった貸付けの基準利率を41年10月から年8分2厘に引き下げている。

貸付金の原資については、資金運用部資金の借入金1387億円、経済援助資金特別会計からの借入金1億3000万円および回収金等841億1825万円を充当している。

貸付実行額から回収額1023億8914万余円、石炭貸付の滞貸償却額2億0514万余円等を差し引いた年間純増加額は1187億0074万余円であり、年度末貸付残高は1兆1557億2845万余円(うち外貨貸付749億3788万余円)となっている。

41年度末において弁済期限を6箇月以上経過した元金延滞額は61億7094万余円(うち1年以上延滞のもの60億8196万余円)で、前年度末に比べて8億4459万余円(1年以上延滞のもの12億7330万余円)増加している。

このほか、海運貸付で元金の分割弁済期限の到来したものの償還を猶予している額は94億7832万余円で、前年度末に比べて115億1508万余円減少している。このように元金の償還が促進されたのは海運業の再建整備に関する臨時措置法(昭和38年法律第118号)の規定により利子の支払猶予を受けた貸付先が猶予利子に相当する金額を借入金の償還

に充てたことなどによるものである。なお、日本開発銀行は国からこの猶予利子に相当する金額の交付金の交付を受けている。

41年度において外貨債務を保証した額は528億9544万余円、減少した保証額は444億8802万余円で、年度末保証残高は1440億0078万余円となっている。

(損益について)

41年度においては、貸付金利息650億8945万余円、受入交付金62億6347万余円等の利益722億2695万余円、借入金利息449億7976万余円、外貨債券利息19億8415万余円、事務費23億0052万余円、貸倒準備金繰入33億7851万余円等の損失532億4465万余円で、差引き利益金189億8229万余円を生じ、このうち80億9009万余円を法定準備金として積み立て、残額108億9219万余円を国庫に納付した。

第13 日本輸出入銀行

日本輸出入銀行の昭和41年度末の資本金は2128億円で、前年度末に比べて370億円増加している。

(事業概要について)

41年度の貸出承諾額は2830億9725万余円で、前年度に比べて772億6341万余円増加しているが、これは輸出金融において559億8223万円、外国政府等に対する借款において127億6557万余円増加したことなどによるものである。

41年度の貸出実行の計画は、当初、前年度までの承諾に基づいて本年度に貸出実行の計画をした分を含め2330億円であったが、資金需要の増加に伴い256億8700万円を追加し2586億8700万円と改訂した。これに対し貸出実行額は2528億1883万余円となっており、この原資については、政府出資金370億円、資金運用部資金の借入金1589億円および回収金等569億1883万余円を充当している。

貸出実行額の内訳は次表のとおり

金融種別	貸出実行額 百万円
輸 出 金 融	196,013
船 舶	133,381
織 維 機 械	10,232
鉄 鋼 製 品	4,747
車 両	4,169
電 気 機 械	2,940
そ の 他	40,541
技 術 提 供 金 融	2,444
輸 入 金 融	3,838
海 外 投 資 金 融	6,500
海 外 事 業 金 融	5,810

金融種別	貸出実行額 百万円
外国政府等に対する借款	38,211
計	252,818

で、これから回収額935億5104万余円を差し引いた年間純増加額は1592億6778万余円であり、年度末貸出残高は7013億4860万余円となっている。回収額は前年度に比べて209億0156万余円減少しているが、これは、主として、前年度において、輸出貿易手形制度が拡充され従来日本輸出入銀行が行ってきた短期決済の輸出金融について一般の金融機関が取り扱うこととなり、1年以内に回収される貸出しが大幅に減少したことによるものである。

41年度において債務を保証した額は51億9833万余円、減少した保証額は2億5359万余円で、年度末保証残高は180億8234万余円となっている。

(損益について)

41年度においては、貸出金利息272億0469万余円等の利益325億8917万余円、借入金利息301億4898万余円、事務費9億3575万余円、貸倒準備金繰入8億0460万余円等の損失325億8917万余円で、利益損失同額となっており、利益金を生じなかったため法定準備金の積立ておよび国庫納付金はなかった。

第14 海外経済協力基金

海外経済協力基金の昭和41事業年度末の資本金は254億4447万余円(全額政府出資)で、前事業年度末に比べて75億円増加している。

(事業概要について)

41事業年度の貸付けおよび出資の承諾額は294億9337万余円で、前事業年度に比べて233億3737万余円増加している。これは、主として、40年6月大韓民国政府との間に締結された2億合衆国ドル相当額(720億円)の円借款契約に基づき、その一部として198億5637万余円の貸付承諾が行なわれたことによるものである。

41事業年度の貸付けおよび出資の実行計画は前事業年度までの承諾に基づいて本事業年度に貸付実行の計画をした分を含め230億円であったが、41事業年度に予定した中華民国政府等との間の借款契約が締結されなかったことなどにより、実績は、出資は全くなく、貸付け137億1455万余円となっており、この原資については、政府出資金75億円、資金運用部資金の借入金10億円および回収金等52億1455万余円を充当している。

貸付実行額を貸付先別にみると、本邦法人に対する貸付け61億8900万円、大韓民国政府に対する借款75億2555万余円計137億1455万余円で、これから回収額19億2262万余円を差し引いた年間純増加額は117億9193万余円であり、事業年度末貸付残高は250億3618万余円となっている。また、41事業年度末における出資残高は15億円となっている。

(損益について)

41事業年度においては、貸付金利息6億3545万余円、国債利息4億6755万余円、貸倒等準備金繰入3億3934万余円等の利益14億5660万余円、事務費2億2639万余円、

貸倒等準備金繰入7億2985万余円等の損失10億2402万余円で、差引き利益金4億3258万余円を生じ、これを法定積立金として積み立てた。

第15 日本住宅公団

日本住宅公団の昭和41事業年度末の資本金は769億9243万余円（うち政府出資は現物出資77億9210万余円を含め749億9210万余円）で、前事業年度末に比べて1億2352万余円（全額政府現物出資）増加している。

（事業概要について）

41事業年度に実施した事業のうち、住宅等建設では53,000戸（賃貸住宅32,000戸、分譲住宅21,000戸）の住宅を建設する計画に対し49,834戸（賃貸住宅28,863戸、分譲住宅20,971戸）を発注したほか、住宅等建設用地388万余平方メートルを取得している。住宅等建設費の債務負担済額は予算現額1157億2754万余円に対し1119億9713万余円で、前事業年度に比べて42億4574万余円増加しており、また、その支出決定済額は1032億4211万余円である。しかし、上記発注戸数に対し前事業年度までに発注済みの分を含め年度内に完成したものは43,733戸（賃貸住宅29,795戸、分譲住宅13,938戸）である。

宅地造成では、3239万平方メートル（住宅用地1097万平方メートル、工業用地225万平方メートル、研究学園都市用地1917万平方メートル）の用地を買収する計画に対し1515万余平方メートル（住宅用地542万余平方メートル、工業用地154万余平方メートル、研究学園都市用地818万余平方メートル）の購入契約を締結している。宅地造成費の債務負担済額は予算現額543億0668万余円に対し267億0785万余円で、前事業年度に比べて85億8057万余円増加しており、また、その支出決定済額は214億5039万余円である。このように予算現額に対して債務負担済額が少なかったのは、主として東京都南多摩地区および研究学園都市の両開発事業において用地買収がはかどらなかったこと、新規開発予定地区のうち地区決定が遅延して用地買収に着手するにいたらないも

のがあったことによるものである。しかし、41事業年度中に譲渡した宅地の面積は計画面積250万余平方メートル（住宅用地227万余平方メートル、工業用地23万余平方メートル）に対し255万余平方メートル（公団住宅等建設用地に振り向けた95万余平方メートルを合わせ住宅用地171万余平方メートル、工業用地84万余平方メートル）となっている。

（資金について）

41事業年度の所要資金2036億4962万余円については、前事業年度からの繰越金137億2149万余円、政府補給金16億1600万円、生命保険会社等からの借入金730億円、債券発行による収入金615億8480万余円、住宅管理及譲渡収入447億1445万余円、宅地管理及譲渡収入32億8179万余円等を充当している。なお、上記政府補給金16億1600万円は借入金利息等の一部に相当する金額について政府の一般会計から補給を受けたものであり、前事業年度に比べると11億7492万余円の増加となっている。

（損益について）

41事業年度の損益は、住宅管理部門では家賃、分譲住宅収入等収益492億1464万余円、住宅等管理業務費および住宅資産分譲原価等費用492億1464万余円、宅地管理部門では分譲宅地収入等収益110億9667万余円、宅地資産分譲原価等費用110億9667万余円、特別住宅管理部門では特別住宅家賃収入、政府交付金等収益1億5239万余円、特別住宅管理業務費等費用1億5239万余円で、収益、費用同額となっている。

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に対する処置状況

土地買収予定価格の評定について

土地の買収予定価格の評定にあたり、売買実例等の調査検討が適切でなかったり、民間精通者の特殊価格としての鑑定評価格を特段の事由もないのにそのまま採用したり、

価格交渉がほとんど成立した後に売買実例の調査や鑑定評価の依頼を行ったりしているなどの事例が見受けられたので、土地買取予定価格評定についての責任体制を確立し、評定手続等に関する規程を整備するほか、関係職員の配置、研修について適切な処置を講ずるなど買取予定価格の適正化を図るよう、昭和41年12月改善の意見を表示したところ、日本住宅公団においては、42年5月、日本住宅公団土地取得事務取扱規程の改正等を行なって、土地取得交渉開始に先立ち理事会において候補地および取得希望価格を審議決定したうえで取得交渉開始の承認を行なうこととするなど候補地の選定から土地取得契約締結にいたるまでの体制および価格評定手続の整備を図ったほか、用地担当職員の研修等の処置を講じている。

第16 愛知用水公団

(事業概要について)

昭和41事業年度においては、豊川事業区域にかかる事業については前事業年度に引き続き42事業年度完成を目途に支線水路38億6497万余円、幹線水路35億9469万余円、えん堤9億2978万余円、補助ため池2億8229万余円、一般管理費6億3314万余円等合計98億1448万余円を使用して工事を実施したほか、水道事業者に対しその専用施設新設に必要な資金として6億3000万円を貸し付けている。しかして、42年3月末における施行済事業費総額は当初予定した総事業費335億5200万円を上回る354億1847万余円で、事業完成までになお約133億7000万円を要する見込みである。なお、事業の進捗と共に伴い、宇連ダム、太郎池水量調節ぜき間の通水が可能となり、暫定的に受益予定農地20,182ヘクタールのうち2,812ヘクタールに総量2,227万余立方メートルのかんがい用水を補給した。

また、木曾川事業区域にかかる事業については、愛知、岐阜両県、水道事業者、電気事業者の負担金および愛知用水ほか2土地改良区に対する賦課金等27億3113万余円を徴収決定し、20億1816万余円(うち既往事業年度分1億2982万余円)を収納し、資金運用部資金の借入金等に対する元利返済金29億7697万余円を支払い、管理業務等に必要経費として1億5957万余円を使用している。

(資金について)

41事業年度の所要資金143億7841万余円については、豊川事業区域にかかる事業に対する国庫補助金58億6594万余円、同事業のための資金運用部資金の借入金52億2200万円、木曾川事業区域にかかる事業における事業収入20億1816万余円等を充当している。

(損益について)

41事業年度の損益は、建設負担金収入 21 億 2789 万余円、受取利息 8 億 5574 万余円、豊川用水部門繰延勘定への繰入 12 億 4618 万余円等の収益 46 億 9039 万余円、支払利息 26 億 7150 万余円、減価償却引当損 10 億 5120 万余円、一般管理費 7 億 2100 万余円等の費用 45 億 0465 万余円で、差引き 1 億 8573 万余円の利益となっている。

なお、上記建設負担金収入のうち 7 億 6093 万余円は愛知用水ほか 2 土地改良区にかかるものであるが、これら土地改良区に対する建設負担金の徴収の状況をみると、賦課した建設負担金総額は 60 億 3461 万余円で、これを 37 事業年度以降 9 年または 14 年の元利均等償還により徴収することとなっており、41 事業年度末までに総額 39 億 2747 万余円の徴収決定をしたが、これに対し収納済額は 2 億 3028 万余円にすぎず、36 億 9718 万余円が未収となっている。

第17 日本道路公団

日本道路公団の昭和 41 事業年度末の資本金は 604 億 1504 万余円(全額政府出資)で、前事業年度末に比べて 154 億円増加している。

(事業概要について)

41 事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として東名ほか 2 高速道路、大阪天理ほか 17 道路および福岡中央自動車駐車場、新規事業として東名阪ほか 6 道路を建設する計画に対し、継続事業は 3 高速道路 16 道路 1 駐車場、新規事業は 6 道路の建設を行なっている。

41 事業年度における建設費の決算額は予算現額 1327 億 3455 万余円に対し 1223 億 5491 万余円で、前事業年度に比べて 366 億 9482 万余円増加している。建設費のうち、高速道路の建設費は 1035 億 6800 万余円であって、その大部分を占める東名高速道路および中央高速道路(東京富士吉田線)の決算額はそれぞれ 820 億 3451 万余円および 205 億 6532 万余円となっており、また、その事業の進捗率は、東名高速道路については総事業費 3425 億円に対し 41 事業年度末までの実施額は 1596 億 9277 万余円で 46.6%となっており、中央高速道路については総事業費 820 億円に対し 41 事業年度末までの実施額は 485 億 7363 万余円で 59.2%となっている。

41 事業年度末現在営業中のものは、名神高速道路および第 3 京浜ほか 63 道路(うち同事業年度中に新たに営業を開始したもの 1 道路)、日比谷ほか 4 駐車場(うち同事業年度中に新たに営業を開始したもの 1 駐車場)、大津サービスエリアほか 3 附帯事業施設である。これらのうち、高速道路、一般有料道路および駐車場の 41 事業年度における料金収入等についてみると、名神高速道路では年間通行台数 1684 万余台 57 億 9708 万余円で、前事業年度に比べて 313 万余台 8 億 5229 万余円増加し、一般有料道路では年間通行

台数1億4354万余台136億0016万余円で、前事業年度に比べて2201万余台37億1050万余円増加し、駐車場では年間利用台数110万余台2億7441万余円で、前事業年度に比べて13万余台858万余円増加している。

なお、参宮道路、大川橋および越路橋は営業開始後の料金徴収総額がその建設等に要した費用の合算額に達したなどのため、41事業年度において建設省等に引き継いだ。

(資金について)

41事業年度の所要資金1744億2729万余円については、前事業年度からの繰越金82億7745万余円、政府出資金154億円、国際復興開発銀行借入金335億5319万余円、債券発行による収入金960億5925万円、業務収入198億0914万余円等を充当している。

(損益について)

41事業年度の損益は、業務収入198億3392万余円等の収益204億4870万余円、管理業務費22億6562万余円、諸引当損68億7992万余円、業務外費用145億3899万余円等の費用253億6293万余円で、差引き49億1423万余円の損失となっており、これを前事業年度に比べると5569万余円の増加となっている。また、上記損益のうち高速道路、一般有料道路および駐車場の損益についてみると、名神高速道路では料金収入等の収益58億5703万余円に対し費用99億7585万余円を要したため差引き41億1882万余円の損失を生じ、一般有料道路では関門トンネルほか39道路で減価償却前利益51億1467万余円をあげ、第三京浜道路ほか25道路で損失11億5181万余円を生じ、駐車場では日比谷自動車駐車場で利益11万余円をあげ、長堀自動車駐車場ほか3駐車場で損失2億6352万余円を生じている。

検査の結果、別項記載のとおり、高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等につい

て42年11月日本道路公団総裁あて改善の意見を表示した。

改善の意見を表示した事項

高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について

(昭和42年11月21日付42検第438号)

日本道路公団で昭和41年度に施行中の東名、中央両高速自動車国道建設工事のうち小牧第一ほか146工事(工事費約1154億円)における橋りょう、高架橋等の構造物工事について、その設計、予定価格の積算等を調査したところ、

(1) 橋りょう等各種構造物の設計にあたり、コンクリートについては同公団制定の高速道路土木工事共通仕様書(以下「共通仕様書」という。)においてクラスAほか15種類の種別とその使用区分が示されているので、これに基づいて使用するコンクリートを選定しているが、同公団で最も使用量の多いクラスB1およびB2について共通仕様書の使用区分をみると、他のクラスについては使用箇所が明示されているのに、クラスB1は「鉄筋量の比較的多い構造物の鉄筋コンクリート」に、クラスB2は「鉄筋量の比較的少ない構造物の鉄筋コンクリート」に使用することとなっている。

しかして、共通仕様書で示されているコンクリート配合のための設計基準によるとクラスB1とクラスB2の圧縮強度は両者同一であるが、クラスB2はクラスB1に比べて骨材最大寸法が大きくセメント使用量が少ないなどのため低価なものであるから、橋脚、橋台のフーチングのように多くの場合部材寸法および鉄筋間隔からみて骨材最大寸法の大きいクラスB2を使用してもさしつかえないものについては、施行上とくに支障のない限りクラスB2の使用を考慮すべきであるのに、上記のように使用区分が明らかにされていないこともあって、クラスB2を使用できると認められるフーチングにクラスB1を使用することとして設計し積算している事例が多く見受けられる。

(2) 橋りょうおよび高架橋の^(注2)支承については、共通仕様書において種別を区分し、^(注2)支承に使用するくつについては同公団制定の構造物関係積算要領（以下「積算要領」という。）において基準単価を定めているが、

ア その工費の積算についてみると、共通仕様書における支承の種別ごとの内容および積算要領におけるくつの基準単価の適用区分がいずれも明確を欠いているばかりでなく両者の関連が明らかでないため、摩擦板のない金属くつを使用する場合にこれより高価な摩擦板のあるくつの基準単価を適用したり、鉄筋コンクリート中空式床版橋の固定くつとしてゴムくつを使用する場合に単にパッキングとして使用される^(注3)S・B・Rの基準単価を適用すべきであるのにこれより高価な^(注4)ネオプレンゴムを材料とするくつの基準単価を適用したりして、積算が過大となっている事例が多く見受けられる。

イ 積算要領に示されているくつの基準単価のうち摩擦板のないくつの基準単価についてみると、摩擦板のあるくつで摩擦板以外の部分の構造や使用材料の構成割合が摩擦板のないくつとは異なっていて高価なくつの価格から摩擦板の価格だけを差し引く方法によって算定しているため割高となっているものがあり、ひいて積算が過大となっている事例が多く見受けられる。

(3) ずい道工事における巻立コンクリートの工費の積算にあたっては、巻立設計断面の外周線から外側15センチメートルの線までの分の数量を含めたものを巻立コンクリートの設計数量として積算している。

しかして、ずい道巻立アーチ部分からの湧水を処理するため湧水処理工として巻立設計断面の外周線にそって支保工間にビニールシートを張り湧水がずい道内へ浸透するのを防止する工法で施行する場合においても、上記の方法により設計数量を算定しているが、この工法によれば、巻立コンクリートはビニールシートの背部には打設さ

れないため、湧水処理工を施行しない場合に比べて巻立設計断面の外側に打設されるコンクリート量が少なくなるものであり、他方、巻立背部は別途裏込注入工によりてん充されることになっているのであるから、湧水処理工を施行する場合には、実情に即して設計断面の外側に打設されるコンクリート量を見込んで巻立コンクリートの設計数量を算定すべきであるのに、湧水処理工を施行しない場合と同様に算定し積算しているのは実情にそわないと認められる。

については、高速自動車国道建設工事は、土工工事を主体とするものであるが、橋りょう、高架橋等の構造物工事を施行するものが少なくなく、その工事費は全体工事費のうち大きな割合を占めるものとなっているから、前記の事例にかんがみ、仕様書や積算基準の内容を適切なものにするなどして、設計および予定価格積算の適正を期する要があると認められる。

(注1) [フーチング] 橋脚、橋台、柱等の基礎部分

(注2) [支承・くつ] 支承は、橋りょう等の上部構造を支持し荷重や温度変化によるけたの伸縮等を橋台または橋脚に等しく分散させるためのもので橋脚等の上端に設置される。また、くつはこれに使用する鋳鋼、鋳鉄製またはゴム製の製品をいう。

(注3) [S・B・R] 合成ゴムの一種で、車両その他の設備に装置してその振動や衝撃を緩和する役割を果す。防振ゴムとして最も一般的に使用されている。

(注4) [ネオプレンゴム] 防振ゴムの一種で、S・B・Rより耐候性、耐燃性にすぐれている特殊なもの

昭和40年度決算検査報告掲記の改善の意見を表示した事項に

対する処置状況

高速自動車国道建設工事の予定価格の積算等について

高速自動車国道建設工事における工事費の積算等において、土工工事に多く使用される建設機械の損料、6トン積みダンプトラックの積載容量の算定基準、現場打鉄筋コン

クリートくい工に使用する機械の能率基準および既製鉄筋コンクリートくいの諸経費率がいずれも施行の実情にそっていなかったり、試験工事等の結果を積算に反映させていなかったり、コンクリートブロック積工等の使用材料の強度等が区々となっていたり、敷砂工における敷砂の割増率が適切を欠いていたりして不経済な結果となっているなどの事態が見受けられたので、諸積算要領や仕様書等を検討するなどして設計、積算等の適正を図るよう、昭和41年12月改善の意見を表示したところ、日本道路公団においては、42年7月、諸積算要領等を改めて6トン積みダンプトラックについては積載容量の基準となる荷箱容量を3.5立方メートルから4立方メートルに改めたり、試験工事等を実施した工事について試験工事等の結果の適正数値を積算に取り入れることとしたり、コンクリートブロック積工等について、コンクリートブロックの強度等を特記仕様書に明記することとしたり、敷砂工について敷砂の割増率標準を定めたりするなどの処置を講じており、その他の事項については実態調査を実施し検討中である。

第18 首都高速道路公団

首都高速道路公団の昭和41事業年度末の資本金は180億9800万円（うち政府出資90億4900万円）で、前事業年度末に比べて18億円増加している。

（事業概要について）

41事業年度に実施した道路等の建設は、前事業年度からの継続事業として高速1号線ほか7路線、6関連街路（高速道路建設工事施行上密接な関連を有する都市計画街路で地方公共団体の委託によるもの）および高速2号線高架下施設、新規事業として高速7号線を建設する計画に対し、高架下施設を除き計画箇所の建設を行なっている。

41事業年度における業務費の決算額は予算現額445億5957万余円に対し409億7618万余円で、前事業年度に比べて113億2916万余円増加している。業務費のうち、高速道路の建設費の決算額は295億4523万余円、関連街路建設費の決算額は85億1366万余円である。

41事業年度末現在営業中のものは、高速1号線の本町、羽田旭町間等34キロメートル（うち同事業年度中に新たに営業を開始したものの高速5号線の一部等2.8キロメートル）および汐留自動車駐車場ほか4駐車場であり、その料金収入についてみると、高速道路では年間通行台数3285万余台45億5542万余円で、前事業年度に比べて422万余台5億9283万余円増加し、駐車場では年間利用台数103万余台3億6653万余円で、前事業年度に比べて20万余台7115万余円減少している。

（資金について）

41事業年度の所要資金564億3883万余円については、前事業年度からの繰越金75億6839万余円、政府出資金9億円、東京都等地方公共団体出資金9億円、東京都等地方公共団体交付金41億0900万円、国際復興開発銀行借入金26億0941万余円、債券発行に

よる収入金 263 億 3400 万円、料金収入 49 億 2869 万余円、受託業務収入 85 億 0896 万余円等を充当している。

(損益について)

41 事業年度の損益は、業務収入 49 億 2109 万余円等の収益 50 億 8405 万余円、管理業務費 11 億 8139 万余円、業務外費用 50 億 4311 万余円等の費用 63 億 2316 万余円で、差引き 12 億 3911 万余円の損失となっており、これを前事業年度に比べると 2 億 5267 万余円の減少となっている。上記損益を高速道路、駐車場別にみると、高速道路では 8 億 7032 万余円の損失となっており、前事業年度に比べると 3 億 1915 万余円減少し、駐車場では 3 億 6878 万余円の損失となっており、前事業年度に比べると 6647 万余円増加している。

検査の結果、別項記載のとおり、高速道路建設工事の予定価格の積算について 42 年 11 月首都高速道路公団理事長あて改善の意見を表示した。

改善の意見を表示した事項

高速道路建設工事の予定価格の積算について

(昭和 42 年 11 月 21 日付 42 検第 439 号)

首都高速道路公団で昭和 41 年度に 施行中の 1 号線ほか 8 路線の高速道路建設工事のうち高架橋新設を主体とした第 165 工区高架橋下部構造新設工事ほか 66 工事(工事費約 109 億円)について、その予定価格の積算等を調査したところ、

- (1) 高架橋等の上部工(床版、けた)および下部工(橋脚、基礎等)の工費の積算にあたっては、鉄筋コンクリート用鉄筋のロス率を同公団制定の土木工事設計積算基準(以下「積算基準」という。)によって上部工、下部工とも一律に鉄筋の設計重量に対し

3.5%としているが、下部工における鉄筋の配筋についてみると、市販されている定尺物の棒鋼をそのまま使用することができる設計となっているものが多いので、その実際のロス率は 3.5%を下回るものと認められ、同公団の調査によっても設計重量に対し 2%程度の範囲内にとどまっている状況であるから、下部工における鉄筋のロス率を配筋構造が複雑で定尺物の棒鋼をそのまま使用する割合が少ない上部工同様のロス率としている積算基準によって積算しているのは実情にそわないと認められる。

- (2) 鋼高架橋等の床版コンクリート工の 施行に必要な型わく支保工の工費積算にあたっては、支保工数量は積算基準によって床版型わくの両外側各 1 メートルの張出し部分を含めた幅員にけた高および施行延長を乗じて算出することとしているが、支保工は床版型わくを支持するためその下部に施行されるもので、型わくの施行幅以上に支保工を見込む必要はないものであるから支保工数量を上記のように算出することとしている積算基準によって積算しているのは実情にそわないと認められる。

- (3) 工事現場で製作する P C けたの製作費の積算にあたっては、^(注)型わく費はけたの底面、側面の全面積に積算基準に定める基準単価を乗じて算出しているが、同公団の工事のように P C けたを相当数製作する場合には、底型わくとしても使用される製作台を設置しその上で側面型わくを組み立てて製作するのが通常で、製作台はすえ置いたまま反覆使用されるものであり、これに要する費用は、コンクリート打設ごとに取付け、取りはずし作業を伴うものとして定めた型わくの基準単価を適用して積算した場合に比べて通常相当割安となるものであるから、底型わく費の積算について側面型わくと同一単価を適用しているのは実情にそわないと認められる。

については、同公団における高速道路の建設はほとんど高架橋等同種の構造物で施行されるものであるから、前記の事例にかんがみ、工事施行の実態を十分に調査検討しこれを積算基準に反映させるなどして、予定価格積算の適正を期する 要があると認められ

る。

(注) [PCけた] 荷重に対抗させるためピアノ鋼線を緊張させて仕込んであるコンクリート製のけた

第19 阪神高速道路公団

阪神高速道路公団の昭和41事業年度末の資本金は72億円(うち政府出資36億円)で、前事業年度末に比べて32億円増加している。

(事業概要について)

41事業年度に実施した道路の建設は、前事業年度からの継続事業として大阪高速道路1号線ほか5路線、新規事業として堺高速道路1号線を計画どおり実施している。

41事業年度における業務費の決算額は予算現額262億0269万余円に対し249億8201万余円で、前事業年度に比べて22億9113万余円増加している。業務費のうち、高速道路の建設費の決算額は243億7671万余円である。

41事業年度末現在営業中のものは、環状線となった大阪高速道路1号線11.7キロメートル(うち4.3キロメートルは同事業年度に完成)および新たに営業を開始した神戸高速道路1号線の一部京橋、柳原間3.2キロメートル計15.0キロメートルであり、その料金収入についてみると、年間通行台数680万余台3億1956万余円で、前事業年度に比べて390万余台1億7650万余円増加している。

(資金について)

41事業年度の所要資金318億4779万余円については、前事業年度からの繰越金21億6418万余円、政府出資金16億円、大阪府等地方公共団体出資金16億円、大阪府等地方公共団体交付金22億0400万円、国際復興開発銀行借入金22億8840万余円、債券発行による収入金210億4725万円、料金収入3億1949万余円等を充当している。

(損益について)

41事業年度の損益は、業務収入3億1956万余円等の収益3億3662万余円、管理業務費1億5021万余円、業務外費用12億6469万余円等の費用15億2807万余円で、差

引き 11 億 9144 万余円の損失となっており、これを前事業年度に比べると 5 億 2483 万余円の増加となっている。

第20 水資源開発公団

水資源開発公団の昭和 41 事業年度末の資本金は 8 億 9000 万円（全額政府出資）で、前事業年度末に比べて 1 億円増加している。

（事業概要について）

41 事業年度においては、前事業年度に引き続き利根川水系における矢木沢ダム、下久保ダム、利根導水路、利根川河口堰各建設事業および群馬用水、印旛沼開発両事業ならびに淀川水系における高山、青蓮寺両ダム建設事業を実施したほか、新たに、利根川水系における神戸ダム建設事業、淀川水系における正蓮寺川利水事業をそれぞれ総事業費 187 億 9000 万円、46 億円の計画で着手している。

しかして、41 事業年度における建設事業実施額は、ダム等建設事業 178 億 7411 万余円、用水路等建設事業 125 億 5869 万余円計 304 億 3280 万余円の計画に対し、ダム等建設事業 144 億 2542 万余円、用水路等建設事業 95 億 5055 万余円計 239 億 7597 万余円となっている。このように実施額が計画を下回ったのは、神戸ダム建設事業等で用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。

（資金について）

41 事業年度の所要資金 287 億 9514 万余円については、前事業年度からの繰越金 29 億 5229 万余円、政府出資金 1 億円、治水特別会計からの交付金 65 億 7067 万余円、国庫補助金 32 億 2524 万余円、資金運用部資金の借入金 61 億円、債券発行による収入金 34 億 9125 万円、水道事業者等の負担金収入 34 億 3725 万余円、受託業務収入 25 億 9368 万余円等を充当している。

（損益について）

41 事業年度の損益は、管理業務収入 7004 万余円、受託業務収入 2 億 5461 万余円、利

息収入 4092 万余円の収益 3 億 6558 万余円、管理業務費 7004 万余円、受託業務費 2 億 5461 万余円の費用 3 億 2466 万余円で、差引き 4092 万余円の利益となっている。

第21 日本鉄道建設公団

日本鉄道建設公団の昭和 41 事業年度末の資本金は 451 億 5356 万余円（政府出資 60 億円、日本国有鉄道出資 391 億 5356 万余円（現物出資 171 億 9795 万余円を含む。)) で、前事業年度末に比べて 110 億円増加している。

（事業概要について）

41 事業年度において、鉄道新線建設を実施したものは、前事業年度から継続の久慈線ほか 62 線の工事 および 津軽海峡線ほか 2 線の調査であり、その決算額は予算現額 350 億 6230 万余円に対し 298 億 0813 万余円で、52 億 5416 万余円を翌事業年度に繰り越している。このように繰越額を生じたのは武蔵野線、湖西線等で設計協議および用地買収がはかどらなかったことなどによるものである。41 事業年度中に日本国有鉄道に貸し付けた鉄道施設は落合線、神岡線の全区間および狩勝線、生橋線の一部である。

上記鉄道新線建設工事のうち久慈線ほか 46 線（総延長 2,059 キロメートル）は、後進地域の開発等を目的とし、50 事業年度末完成を目途として総工事費 3303 億余円で建設工事を実施することとしているが、その施行状況についてみると、建設工事の主体である路盤工事に着手した線は、毎事業年度 7 線程度増加して 41 事業年度末現在では興浜線ほか 29 線（総延長 1,196 キロメートル）となっている。しかし、これらの建設に要した工事費は 213 億余円、完成した路盤の延長は 89 キロメートル、進捗率は 8% 程度であり、また、根北線ほか 14 線については、測量、設計を継続施行している状況である。

（資金について）

41 事業年度の所要資金 460 億 6898 万余円については、前事業年度からの繰越金 92 億 9755 万余円、政府出資金 35 億円、日本国有鉄道出資金 75 億円、資金運用部資金の借入

金 65 億円、債券発行による収入金 178 億 4280 万円等を充当している。

(損益について)

41 事業年度の損益は、鉄道貸付収入 3 億 1107 万余円、政府からの補給金 4 億 1454 万余円および補助金 1 億 8141 万余円等の収益 13 億 3659 万余円に対し事業資産減価償却費 3 億 1552 万余円、鉄道建設債券諸費 8 億 2857 万余円等の費用 13 億 2796 万余円で、差引き 863 万余円の利益となっている。なお、上記補給金 4 億 1454 万余円は債券の支払利子の一部について、また、補助金 1 億 8141 万余円は日本国有鉄道に無償で貸し付けた鉄道施設の減価償却費相当額について政府の一般会計から交付を受けたものである。

検査の結果、次のとおり留意を要すると認められるものがある。

(高架橋等の高欄の設計について)

日本鉄道建設公団東京支社が施行している武蔵野線第三北小金高架橋その他工事ほか 14 件工事で、保線従事員の転落事故防止、市街地における騒音対策等のため、高架橋等に鉄筋コンクリート構造の高欄延長 8,346 メートルをメートル当り 6,090 円から 7,590 円工事費計 5553 万余円で施行しているが、日本国有鉄道が中央本線等で施行している高架橋等の高欄は設計条件が同一であるのにコンクリートブロック積み構造であり、公団設計の高欄に比べて 20% 程度低価なものとなっているので、コンクリートブロック積み構造を採用して経済的な設計を図るよう検討の要があると認められる。

第22 雇用促進事業団

雇用促進事業団の昭和 41 事業年度末の資本金は 597 億 0938 万余円（うち政府出資 587 億 9140 万余円）で、前事業年度末に比べて 137 億 2619 万余円増加している。

(雇用促進一般業務について)

(事業概要について)

41 事業年度の計画のうちおもなものは、前事業年度からの繰越し分を含め移転就職者用宿舍の建設 17,744 戸 163 億 2673 万余円、職業訓練の実施 34 億 6704 万余円および福祉施設設置資金の貸付け 134 億 4425 万円、これに対し実績は、移転就職者用宿舍の建設 16,886 戸（うち工事中のもの 7,814 戸）117 億 9473 万余円、職業訓練の実施 30 億 9293 万余円および福祉施設設置資金の貸付け 76 億 1512 万円となっている。

41 事業年度の支出決定済額は、予算現額 414 億 6129 万余円に対し 283 億 9844 万余円で、119 億 8756 万余円を翌事業年度に繰り越している。このような繰越額を生じたのは移転就職者用宿舍の建設において用地の買収がはかどらなかったため工事の着手が遅延したこと、福祉施設設置資金の貸付けにおいて貸付けの対象とした住宅等の建設がはかどらなかったことなどによるものである。

(資金について)

41 事業年度の所要資金 283 億 9844 万余円については、前事業年度からの繰越金 80 億 1660 万余円、政府出資金 137 億 2619 万余円、政府交付金 32 億 4668 万余円、資金運用部資金の借入金 73 億円等のうちから充当している。

(損益について)

41 事業年度の損益は、収益 57 億 3081 万余円に対し、費用 61 億 0964 万余円で、差引き 3 億 7883 万余円の損失となっている。

(炭鉱離職者援護業務について)

(事業概要について)

41 事業年度の計画のうちおもなものは、前事業年度からの繰越し分を含め移住資金、雇用奨励金等諸支給金の支給 23 億 6641 万余円で、これに対し実績は、4 億 1116 万余円となっている。

41 事業年度の支出決定済額は、予算現額 30 億 1930 万余円に対し 7 億 7002 万余円で、11 億 7102 万余円を翌事業年度に繰越し、10 億 7825 万余円を不用額としている。

(資金について)

41 事業年度の所要資金 7 億 7002 万余円については、国庫補助金 5 億 9712 万余円および石炭鉱業合理化事業団からの交付金 6634 万余円等を充当している。なお、国庫補助金および石炭鉱業合理化事業団交付金は 18 億 7630 万余円の使用残額を生じており、これを前受金として翌事業年度に繰越ししている。

(損益について)

41 事業年度の損益は、収益 7 億 6173 万余円に対し、費用 10 億 7228 万余円で、差引き 3 億 1055 万余円の損失となっている。

(港湾労働者福祉業務について)

(事業概要について)

港湾労働者福祉業務は、港湾労働法（昭和 40 年法律第 120 号）の施行に伴い、41 事業年度から新たに実施することとなったもので、港湾運送業務に就労することができなかった登録日雇港湾労働者に雇用調整手当の支給を行なうなどの業務であり、同事業年度の計画は、雇用調整手当の支給 4 億 3630 万円で、これに対し実績は、2 億 7572 万余円となっている。

41 事業年度の支出決定済額は、予算現額 7 億 5836 万余円に対し 3 億 4153 万余円で、

154 万余円を翌事業年度に繰越し、4 億 1527 万余円を不用額としている。

(資金について)

41 事業年度の所要資金 3 億 4153 万余円については、国庫補助金 1 億 5771 万余円、一般港湾運送事業等を営む事業主および登録日雇港湾労働者が負担する納付金 1 億 8186 万余円等を充当している。

(損益について)

41 事業年度の損益は、収益 3 億 5450 万余円に対し、費用 3 億 3929 万余円で、差引き 1520 万余円の利益となっている。